2024年度

自主規制レポート

信頼の力を未来へ

jicpa

日本公認会計士協会

目　次

トップメッセージ…… 4
自主規制担当副会長メッセージ…… 5

第１部 日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要

１．日本公認会計士協会 …… 8
２．自主規制の取組(業務の質的水準の維持・向上に向けた取組) …… 9
３．自主規制の取組(指導・連絡・監督) …… 11

第２部 自主規制の取組

Ⅰ 品質管理レビュー制度 …… 15
１．品質管理レビュー制度の概要…… 15
２．品質管理レビュー制度を運営する組織…… 29
３．公認会計士・監査審査会との関係…… 31
４．2024年度の品質管理レビューの運営状況 …… 33
５．2024年度の通常レビューにおける改善勧告事項 …… 50
Ⅱ 上場会社等監査人登録制度 …… 58
１．上場会社等監査人登録制度の概要…… 58
２．上場会社等監査人登録制度の詳細…… 59
３．上場会社等監査人登録制度を運営する組織…… 64
４．2024年度の上場会社等監査人登録審査の運営状況 …… 66
Ⅲ 個別事案審査制度 …… 68
１．個別事案審査制度の概要…… 68
２．個別事案審査制度を運営する各組織…… 75
３．2024年度の個別事案審査の運営状況 …… 77
４．その他(当協会におけるその他の自主規制に関する取組)…… 94

第３部 自主規制のモニタリング

１．自主規制のモニタリングの概要…… 96
２．2024年度のモニタリングの状況 …… 97

第４部 自主規制レポート資料編

１．監査業界の概観 …… 102
２．自主規制の取組に関する資料 …… 120

本冊子「2024年度自主規制レポート」は、当協会自主規制の概要及び各制度の詳細を取りまとめ、全体的な俯瞰や趨勢分析に焦点を当てて記載しています。

2024年度は、これまで別個に開示してきた「品質管理レビュー制度」「上場会社等監査人登録制度」「個別事案審査制度」「自主規制のモニタリング」それぞれの年次報告を一体的に開示する形とし、併せて各制度の年次報告の要点等をまとめた「サマリー」をご用意することで、当協会の自主規制の枠組みや各制度の関連性をより理解しやすくする構成としています。

なお、本冊子「第2部Ⅰ品質管理レビュー制度」に係る補足資料として、品質管理レビュー制度に関連する情報や品質管理レビューの実施状況・実施結果の推移等の数値情報を取りまとめた「2024年度品質管理レビュー資料集」を作成していますので、併せてご活用ください。

また、品質管理レビューにおいて、改善勧告事項の具体的な事例について取りまとめた公表物として「2024年度品質管理レビュー事例解説集(Ⅰ部・Ⅱ部)」を発行しています。Ⅰ部は改善勧告事項の中で基本的かつ重要な項目を取り上げて、取りまとめています。また、Ⅱ部では監査品質の向上のための実務に資するよう改善勧告事項を項目別に多くの領域で取り上げています。

これらの冊子等については、以下の当協会のウェブサイトにデータ掲載していますので、ご参照ください。

【自主規制レポート】

URL：https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/

【関連規程等の略称について】

本冊子において、略称を用いて参照している規程等は次の表のとおりです。

金融商品取引法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
公認会計士法	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
公認会計士法施行規則	公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)
会則	日本公認会計士協会会則

トップメッセージ

世界情勢や気候変動、テクノロジーの進化などにより、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、資本市場にも大きな影響を与える変化が次々と起こり、市場から期待される当協会の役割も多様化しています。

例えば国内外で急速に進展するサステナビリティ情報開示・保証に対しては、これまで公認会計士が財務諸表監査を通じて培ってきた知見を基に、我が国のサステナビリティ保証基準の開発や、保証の枠組み作りに貢献できるような数々の取組を進めてまいりました。

また、開示制度の大きな変化としては、2024年4月の改正金融商品取引法の施行をもって四半期報告書が廃止され、代わりに半期報告書の提出が義務付けられたことや、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備についての本格的な議論が始まったことが挙げられます。企業の開示事務負担の軽減並びにコーポレートガバナンス改革の実質化及び企業と投資家の建設的な対話の促進の両面から最適な制度設計を検討する試みが進展する中で、利用者のニーズを満たす情報の適時の開示と信頼性の担保に向けて、ステークホルダーと積極的に対話していくこともまた、当協会の重要な役割の一つです。

そのような開示制度を支える会計監査人の指導・監督を担う当協会がこれまで自主規制の取組として運用してきた「上場会社監査事務所登録制度」が、上場会社の監査を行う監査人に対するより高い規律付けを目的とした法令上の登録制度「上場会社等監査人登録制度」に改められてから、早２年が経過しました。本制度におけるみなし登録上場会社等監査人の登録申請期限が2024年9月末に到来し、新規に申請した事務所を含め、2025年3月末時点で123監査事務所が上場会社等監査人名簿への登録を受けており、新制度への移行期から新たな段階へと前進しています。ここまで登録審査をはじめとした制度の適正な運用に注力してきたように、今後も登録上場会社等監査人に対し、登録申請に当たり整備した体制の運用状況や監査業務における品質管理状況の確認等を着実に遂行し、上場会社の監査品質の一層の向上を図ってまいります。

当協会は、自主規制の取組として、上場会社等監査人登録制度に加え、品質管理レビュー制度、個別事案審査制度を運用しており、監査事務所に対する指導・監督機能を発揮しております。また、独立した組織によるこれらの取組のモニタリングを通じて、公認会計士業務の社会的信頼の確保に貢献しています。引き続き各制度を安定的に運用していくことにより、資本市場からの期待に応え、未来に信頼のバトンをつなげていけるよう尽力していく所存です。

2025年6月

日本公認会計士協会
会長　茂木　哲也

自主規制担当副会長メッセージ

【自主規制の概要】

当協会は、公認会計士の自主規制団体として公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しており、自主規制の取組は、職業規範の整備から研修の提供、監査事務所の品質管理体制の維持向上のための指導、監査意見の妥当性といった会員が行った業務に対する調査や必要に応じた懲戒等、多岐にわたります。

当協会が行っている自主規制の取組の中でも、直接的な指導・監督を担っている制度として、とりわけ、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」及び「個別事案審査制度」、そして、これらの制度の運営状況のモニタリング(自主規制モニター会議)を通じ、監査の信頼性向上や、会員による自己規律の徹底、監査制度及び監査環境のより一層の整備・充実を図っており、今後も継続的に指導・監督機能の発揮に向けた取組を進めます。

【当年度の活動】

○品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度における対応

監査法人等が行う監査の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認する「品質管理レビュー制度」では、2024年も引き続き上場会社等の監査を行う監査事務所に重点的にリソースを配し、より高い規律付けとしての「上場会社等監査人登録制度」導入後、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制の整備状況の確認に注力しました。

結果として、通常レビューの実施監査事務所数は前年度に比して減少(2023年度81事務所、2024年度56事務所)していますが、登録上場会社等監査人としての整備状況の確認のために、実態調査や登録の審査のためのレビュー (2023年度36事務所、2024年度91事務所)を実施しています。

また、通常レビューの結果、生じた改善勧告事項数は、2023年度の１事務所平均約18件(81事務所)から、2024年度は１事務所平均約４件(56事務所)と比率が大きく減少しており、これは、公認会計士法の改正に基づき策定した「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」等を踏まえ、上場会社等の監査を行う監査事務所において、体制整備に取り組んでいただいた結果と評価しています。

また、従前の制度による上場会社監査事務所名簿では準登録事務所を含め144事務所が登録していましたが、2025年3月末時点で、新規申請事務所を含め123事務所の登録となりました。

○個別事案審査制度における対応

公認会計士業務等に係る個別の問題や懸念事案が発生した場合に、調査及び審議を担い、必要に応じて懲戒処分の審査を担う各制度としての「個別事案審査制度」においては、指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保に向け、懲戒処分の周知、公示及び公表制度の見直しや、調査の迅速化に向けた取組を行っています。

○その他

監査ファイルの改ざん事案を受け、会員に対し、監査調書の管理保存に係る注意喚起を行っています。また、公的機関等や元会員によるインサイダー事案の発生を踏まえ、業務上知り得た情報に関しての注意喚起や上場会社の監査事務所を対象にした緊急点検を実施するなどの対応を図っています。

【2024年度自主規制レポートの公表について】

当協会が行っている自主規制(「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度」及び「自主規制モニター会議」)の活動状況について、年次で報告書を取りまとめ公表しています。昨年まで主な活動ごとに分冊としていましたが、2024年度は、各制度における取組をより包括的にご理解いただけるよう、「自主規制レポート」として発行しています。また、各制度の年次報告の要点等をまとめた「サマリー」もご用意しています。

監査役等の皆様が、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する際や新規契約締結時等、会計監査人とのコミュニケーションを行うに際して、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する際には「第2部Ⅰ品質管理レビュー制度」が、また、上場会社等監査人について、その高い規律付けについてどのような要件が求められているのか等については「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」が、協会が行う懲戒処分等については「第2部Ⅲ個別事案審査制度」が、それぞれ参考となります。第2部では、各制度の中で把握されている傾向なども併せて掲載しており、全体傾向を踏まえた状況をご確認いただけます。ぜひご一読いただき、有効活用してください。

また、資本市場関係者の皆様が、上場会社の監査事務所の体制整備の状況等について、監査事務所に求められている高い規律付けの内容を理解いただくためにも、上場会社等監査人名簿における各事務所に関する開示事項と合わせ、自主規制レポートは参考となるものとなります。

本冊子及び併せて公表している資料一式が、皆様のご理解の一助となれば幸いです。

日本公認会計士協会
副会長　小倉　加奈子

第１部

日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要

1 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うことを目的としています。また、日本における唯一の公認会計士の団体であり、公認会計士法により設立されています。

会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。また、準会員は、公認会計士試験合格者等で構成されています。

【日本公認会計士協会の役割】

- 公認会計士及び監査法人の品位を保持
- 公認会計士及び監査法人の指導、連絡及び監督
- 公認会計士の登録に関する事務
- 上場会社等監査人の登録に関する事務

2025年３月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士36,670名、監査法人294事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等8,134名で、準会員を含む会員数は45,098人です。

【会員数の推移(各年3月31日現在)】

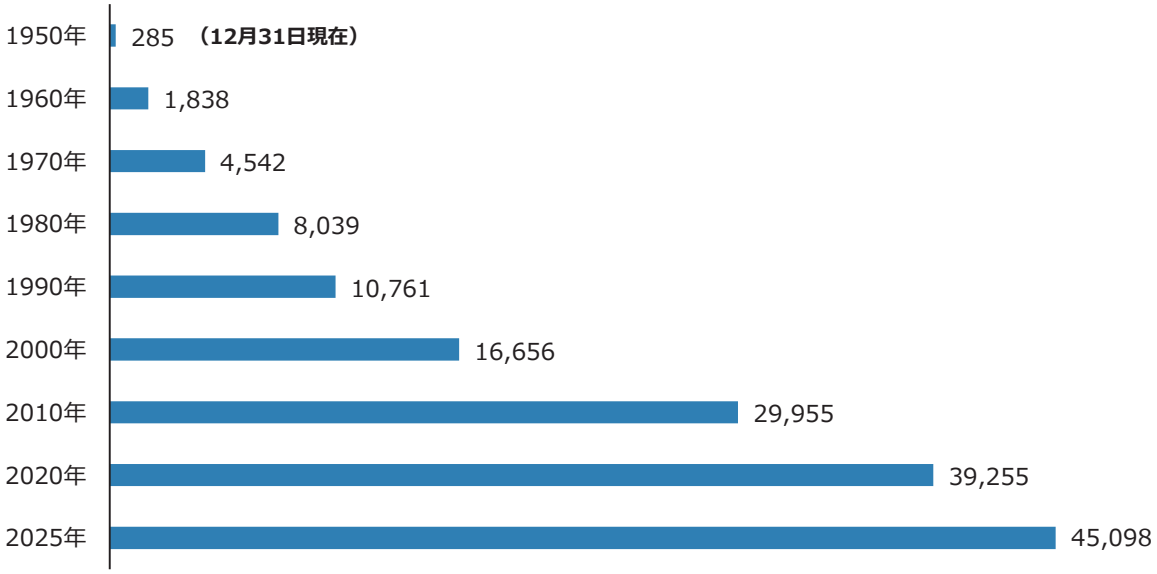

2 自主規制の取組(業務の質的水準の維持・向上に向けた取組)

日本公認会計士協会は、自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、次の図のとおり、様々な取組を行っています。

【日本公認会計士協会の自主規制の取組】

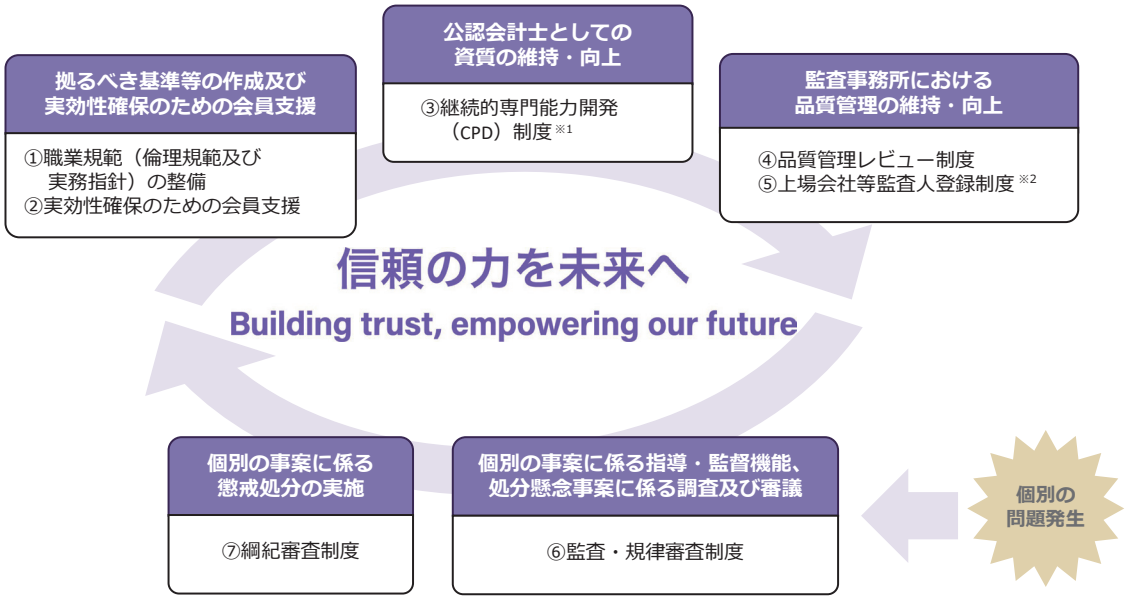

※１公認会計士は、公認会計士法第28条により研修を受けることが法定義務化されている。
※２上場会社等監査人の登録は、公認会計士法第34条の34の2により法定義務化されている。

当協会では公認会計士の品位保持・能力向上に取り組んでいます(図①～③)。また、監査事務所における品質管理の維持・向上を目的とした品質管理レビュー制度(図④)及び上場会社等監査人登録制度(図⑤)を運用することで、公認会計士の中核業務である監査業務の信頼性向上を図っています。

一方、個別の問題が発生した際には監査・規律審査制度(図⑥)において会員の監査実施状況や監査意見の妥当性並びに倫理に関わる事項について調査及び審査しています。この結果、必要と認められた場合には綱紀審査制度(図⑦)において会員の綱紀を保持粛正するため懲戒処分を行っています。

各制度の中で取り扱った事案について、必要に応じケーススタディとして生かしていくことで、全体として公認会計士業務の質の維持・向上につなげています。

【コラム】公認会計士の品位保持・能力向上のための自主規制

自主規制の取組を進める前提として、公認会計士一人一人が高い職業倫理を持ち、職業的専門家としての資質の維持・向上や環境変化に適応できる状態にあることが求められます。当協会は公認会計士の品位保持・能力向上のための取組を行っています。

① 職業規範の整備

会員が、公認会計士として、その社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、その職責を果たすために遵守する職業倫理に関する規範や、公認会計士業務を実施するに当たって遵守すべき実務指針やその他実務の参考に資する資料等の整備を行っています。これらの活動を行うために各種委員会を設置して対応を図っています。

② 実効性確保のための会員支援

中小監査事務所連絡協議会や公会計協議会といった属性別の各種協議会を設け、業務に関連する資料や情報を提供する等の支援を行っています。

③ 継続的専門能力開発(Continuing Professional Development＝CPD)制度

公認会計士には研修の履修が義務付けられています。研修の義務は、元々当協会の自主規制で導入されていますが、現在は、法令によっても規定されています。

専門家にふさわしい能力と資質の維持・向上を図り、さらに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的、かつ、能動的に能力開発を行うためのサポートを行っています。

※上記の記載内容の詳細は、当協会ウェブサイトをご確認ください。

URL：https://jicpa.or.jp/

3 自主規制の取組(指導・連絡・監督)

当協会は、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度(監査・規律審査制度及び綱紀審査制度の総称をいう。以下同じ。)」の３制度の運用を通じて会員への直接的な指導・監督の機能を発揮しています。

また、これらの取組の透明性向上を図り、実効性を担保するため、その運用状況等について、独立した組織である自主規制モニター会議によるモニタリングを受ける体制を整備しています。

【監査業務に係る自主規制の全体像】

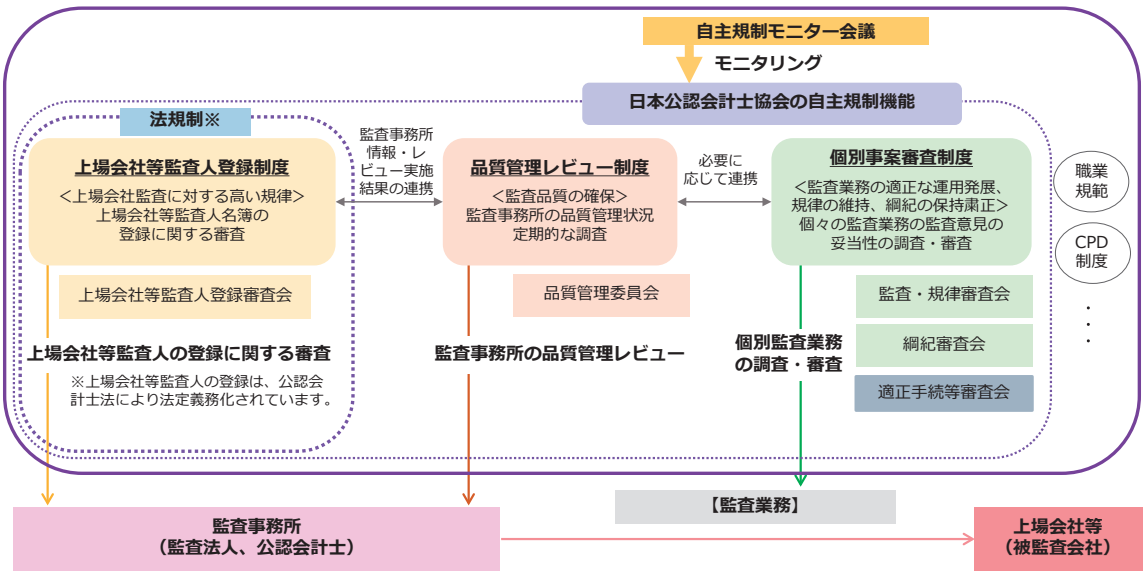

品質管理レビュー制度

「品質管理レビュー制度」は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査業務に対する社会的信頼を確保することを目的とし、監査事務所における監査の品質管理システムの整備及び運用の状況について確認する制度です。

詳細については「第2部Ⅰ品質管理レビュー制度」(P.15)をご参照ください。

上場会社等監査人登録制度

上場会社等の財務書類の監査証明業務を行う監査事務所に対して、当該監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備を求め、その整備の状況を調査し、上場会社等監査人名簿への登録／登録抹消を行う制度です。

詳細については「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」(P.58)をご参照ください。

個別事案審査制度

公認会計士業務等に係る個別の問題や懸念事案が発生した場合に、当該問題等に対する調査、審査を行う「監査・規律審査制度」及び必要に応じてその処分内容を決定する「綱紀審査制度」によって構成しています。

詳細については「第2部Ⅲ個別事案審査制度」(P.68)をご参照ください。

自主規制のモニタリング

自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、外部有識者を中心とするモニタリング機関(自主規制モニター会議)を置き、当協会の自主規制活動について、資本市場や社会的影響といった大局的な視野からモニタリングを受ける仕組みを設けています。

詳細については「第3部 自主規制のモニタリング」(P.96)をご参照ください。

その他のモニタリング活動

当協会は自主規制機能の基盤強化の観点から、品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の効果的な連携の推進や、当協会自主規制としてのモニタリング機能の拡充を推進しています。

■ 品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の連携

自主規制の機能を有機的に果たすため、ともに監査業務の品質向上に努める各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施することとしています。

■ モニタリング機能

当協会は、法定の監査業務等を実施している会員からその実施状況について、監査概要書の写しや監査実施報告書の提出を受ける形で定期的に報告を受けています。また、必要と認めた場合には適宜会員から業務の状況について報告を受けています。これらを含め、収集している会員に関する情報の横断的・俯瞰的な利活用のため一元的な集約・分析を図っています。

■ 監査・倫理ホットライン

監査・倫理ホットラインを開設し、会員及び一般の方から公認会計士及び監査法人の行う業務に係る情報を受け付けています。

提供いただいた情報は、公認会計士業務の改善進歩を図るために必要と判断した範囲内において、会員の指導・監督などに活用しています。

【監査・倫理ホットライン】

URL：https://jicpa.or.jp/inquiry/hotline.html

【コラム】有識者とのコミュニケーション及び関係機関との連携

当協会は公認会計士で組織する唯一の自主規制機関として、公認会計士の職業倫理の保持、公認会計士の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行うことで円滑な経済活動を支えています。協会の活動については監査・保証基準委員会有識者懇談会、倫理委員会有識者懇談会等、自主規制のみならず多くの活動に外部の有識者からのご意見をいただいています。

また、資本市場を取り巻く関係機関(金融庁や公認会計士・監査審査会、日本監査役協会、証券取引所等)を含め、公認会計士に密接なかかわりを持つ多くの関係機関・団体があり、自主規制部門のみならず、協会各部門で各種の意見交換を図っております。こうしたステークホルダーとの適宜のコミュニケーションを通じて、協会の取組の実効性を高め、活動に対する理解を深めています。

第２部
自主規制の取組

Ⅰ 品質管理レビュー制度

～監査役等・投資家・社外役員の皆様へ～

・監査役等の皆様におかれましては、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する際や新規契約締結時において、会計監査人たる監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があることから、本冊子「1.品質管理レビュー制度の概要」をご一読いただくことで、会計監査人から伝達される品質管理レビューの結果等をより正しく理解できると考えます。また、本冊子「4.(4) 通常レビューの実施結果」に掲載しております通常レビュー報告書交付監査事務所(規模別の内訳)や「5.2024年度の通常レビューにおける改善勧告事項」を参照いただけますと、2024年度の全体傾向を踏まえた会計監査人の状況をご確認いただけます。

・監査役等・投資家・社外役員の皆様におかれましては、当協会の自主規制の各制度をご理解いただく端緒として、本冊子に取りまとめている各制度概要・2024年度の運営状況を要約した自主規制レポートページ掲載の「サマリー」をご活用いただけますと幸いです。

1 品質管理レビュー制度の概要

(1)品質管理レビュー制度の概要・目的

当協会は、自主規制の取組の一環として、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的とした品質管理レビューを1999年度から実施しています。

当協会に設置した品質管理委員会は、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、品質管理レビューを実施することにより、公認会計士又は監査法人(以下これらを「監査事務所」という。)が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。)を含む監査の品質管理システム(以下単に「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況を確認(注)し、その結果を監査事務所に通知するとともに、必要に応じて改善を勧告し適切な措置を決定します。

なお、品質管理レビューは、指導及び監督(監督上の措置を含む。)の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、2022年5月の公認会計士法改正により、当協会は、2023年4月から上場会社等監査人登録制度を運営しています。当該制度において、適格性の確認を行うに当たっては、品質管理レビュー制度も利用することとしています。(上場会社等監査人登録制度の詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

なお、品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の沿革については、巻末資料をご参照ください。

(注)2023年7月1日以後最初に開始する被監査会社の会計期間が対象となる品質管理レビューから、監査事務所のリスク・アプローチの導入に対応した品質管理レビューとなるよう、リスク評価プロセスを含めた品質管理システムの整備及び運用の状況について確認している。なお、改訂前の品質管理基準を適用している監査事務所については、従前同様、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認した。

(2)監査事務所の品質管理システム

監査事務所は、以下の事項に関する品質管理システムを、適切に整備し運用する必要があります。

・監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下併せて「専門要員」という。)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

・監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

品質管理システムは、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況の変化に対応して運用されるべきもので、一方向で直線的に運用されるものではありません。品質管理システムは、以下の構成要素を対象としています。

(参考)

国際会計士連盟(IFAC)理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント」(以下「SMO」という。)1－7を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、我が国における品質管理レビューにおいても、SMO1を遵守して実施しています。

【監査事務所の品質管理システムの構成要素】

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」は、品質管理システムの各構成要素を相互に連携させ、監査事務所が主体的に業務の品質を管理できるよう、各構成要素の整備及び運用を行う際に、リスク・アプローチを適用することを要求しています。

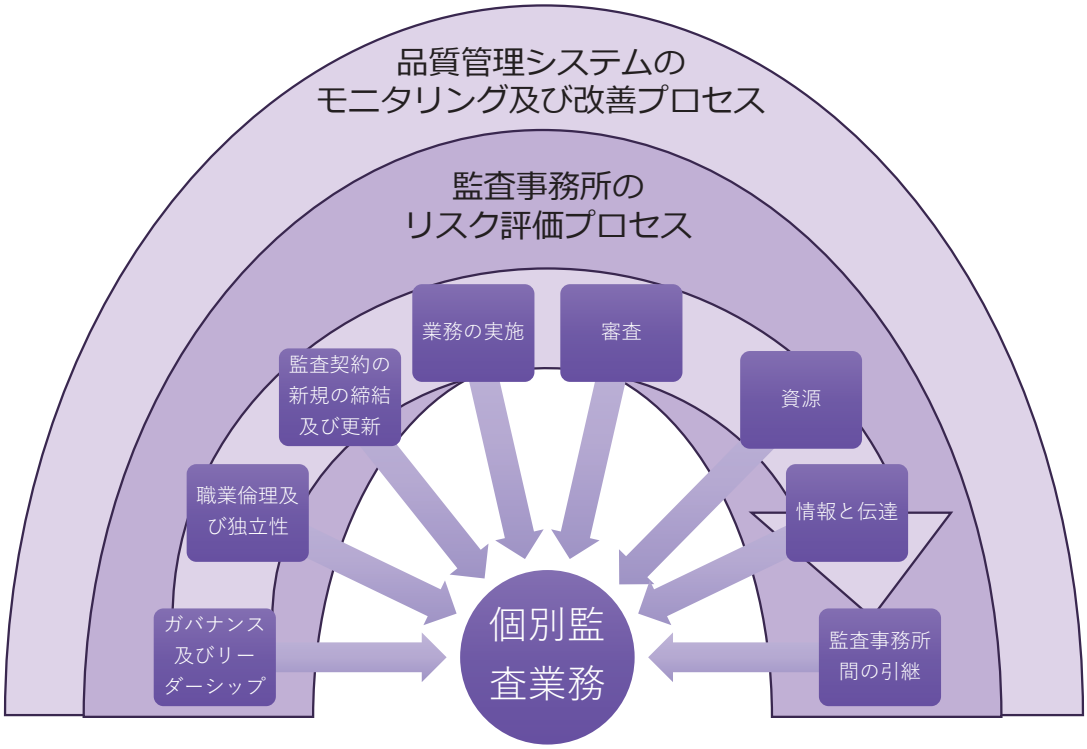

監査事務所のリスク評価プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	品質管理にリスク・アプローチを適用する際に、監査事務所が従わなければならないプロセスである。品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及び品質リスクへの対応の整備と運用で構成される。
ガバナンス及びリーダーシップ (品質管理システムの運用の基礎)	監査事務所の組織風土、最高責任者等の品質に関する責任、組織構造、責任及び権限の分担、資源配分を取り扱っている。
職業倫理及び独立性 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	監査事務所及びその専門要員が遵守すべき職業倫理に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
監査契約の新規の締結及び更新 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	契約の新規の締結及び更新における監査事務所の判断に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
業務の実施 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	指揮と監督及び監査調書の査閲、職業的専門家としての判断及び懐疑心の発揮、専門的な見解の問合せ、並びに判断の相違を含む、高品質な監査の実施を支援するための品質目標と特定の対応を取り扱っている。
資源 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムの運用を可能にする人的資源、テクノロジー資源、知的資源及びサービス・プロバイダーの取得、開発、利用、維持、配分及び配分のための品質目標を取り扱っている。

情報と伝達 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムに関する情報の入手、生成又は使用、及び監査事務所内外への適時な情報発信に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
モニタリング及び改善プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	・品質管理システムの整備及び運用に関して信頼性の高い情報を適時に提供するためのプロセスである。 ・不備を適時に改善するよう、不備に対応する適切な措置を講じるプロセスである。
監査事務所間の引継 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	後任の監査事務所に対する監査上の重要事項の伝達と前任の監査事務所に対しての監査上の重要事項についての問合せに関する品質目標を取り扱っている。
審査 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	審査担当者の十分な審査時間を含む、適性・能力と当該監査業務に対する独立性及び客観性の確保、並びに適切な時点における深度ある審査の実施及び文書化に関する特定の対応を取り扱っている。

(注)品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務に係る審査」を踏まえ、協会が作成。

品質管理レビューでは、品質管理レビュー基準及び手続に基づき、監査事務所が品質管理システムを適切に整備し運用しているかどうかを確認しています。

また、改訂品質管理基準等への対応として、2023年6月からレビュー手続に以下の取扱いを追加しています。

- 監査事務所のリスク評価プロセスの状況を品質管理レビューにおいて評価するため、重要な不備事項のある実施結果となる要件及び要因、並びに、極めて重要な不備事項のある実施結果となる要件に、リスク評価プロセスに関する事項を追加
- 上場会社等監査人等に関する特則として規定している重要な不備事項となる要因①の例示を、改正品質管理基準報告書第1号の構成要素に合わせて追加
- 整備状況の理解と評価における検討項目を見直し、リスク評価プロセス、モニタリング及び改善プロセス、並びに評価に関する情報を入手する旨を追加
- 監査事務所によるモニタリング活動に関するレビュー手続を追加
- 監査事務所によるモニタリング及び改善プロセス、並びに評価の実施時期を考慮して、レビュー作業の実施時期を決定する旨を追加
- レビュー計画策定時に、監査事務所が実施した品質管理システムの評価に関する結論を確認
- レビューの実施結果が、監査事務所が実施した評価の結論と乖離していないか検討
- 往査後に、監査事務所が「品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供している」以外の結論を下した場合の手続を追加

(3)品質管理レビューの種類

品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの三つから構成されます。

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー(注)	特別レビュー	登録の審査のための レビュー
目的	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備状況の確認
実施 頻度	原則として3年に一度の頻度で実施。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮し、又は伸長して実施する場合もあるが、少なくとも5年に一度の頻度で実施する。	品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施。 ・監査事務所の品質管理体制 ・監査実施状況 ・特定のテーマ	以下に該当する場合には、上場会社等監査人登録審査会から品質管理委員会に対する要請に基づき実施。 ・登録申請時 ・上場会社等監査人に対して適格性の確認その他必要と認めたとき
対象	通常レビュー対象監査事務所	監査契約を締結している全ての監査事務所	① 登録申請者 ② 通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人
手法	往査	往査、聴取又は書面	往査

(注)通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人に対しては、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認することで、適格性の確認を実施する。

(4)品質管理レビューの対象監査事務所

品質管理委員会は、オフサイト・モニタリング等を通じて監査事務所の最近の概況に関する情報を収集しており、それを基に、通常レビュー及び特別レビューを実施する監査事務所を決定し、レビュー年次計画を策定しています。このレビュー年次計画は、継続的な情報収集を通じて適宜修正しています。

2025年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数は次の表のとおりです。

【2025年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数】

(単位：事務所)

	監査法人	公認会計士(注1)	合計
通常レビュー対象監査事務所	157	66	223
登録上場会社等監査人(注2)	130	2	132

(注)1. 複数の公認会計士が共同で監査業務等を実施する公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」という。)については、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めている。
2. 上場会社等監査人登録審査会において「登録可否の審査が実施される事務所」又は「登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社の監査を実施している事務所」については、登録上場会社等監査人に含めている。

(5)品質管理レビューの実施方法

品質管理レビュー基準及び手続に従って、効果的かつ効率的な品質管理レビューの実施のため、様式(注)を定め、品質管理レビューを実施しています。

(注)当協会ウェブサイト(会員専用ページ)「品質管理レビューツール等」にて公表している。

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/download/review/

① 通常レビュー

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法によって品質管理レビューを実施します。

また、下図のとおり「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」は相互に影響し合っています。

ア．監査事務所の品質管理システムの確認

監査事務所の品質管理システムが適切に整備され、また有効に運用されているかどうかを確認します。

イ．監査業務の品質管理の確認

監査事務所の品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかどうかを確認します。

【通常レビューにおいて確認する対象とその関係】

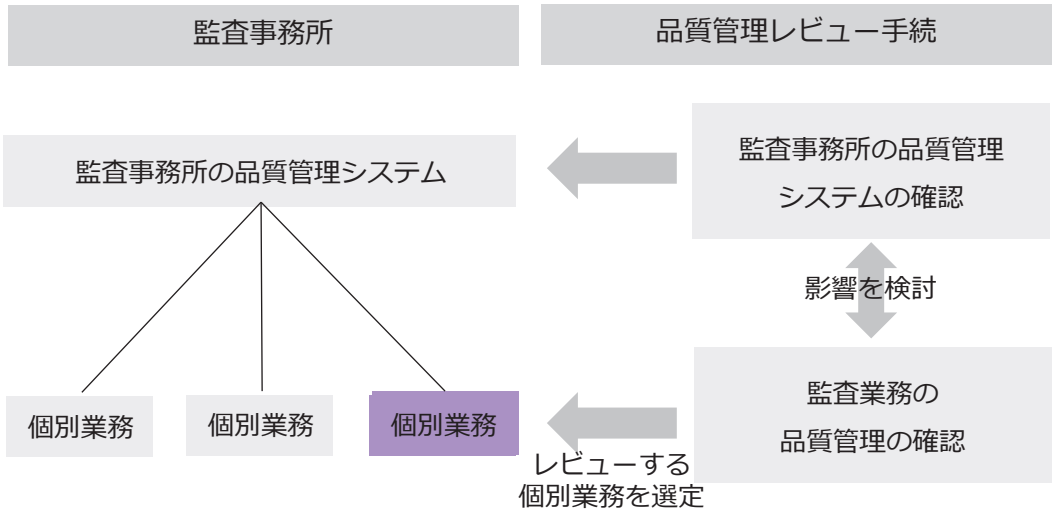

なお、レビュー対象として選定する個別業務については、監査事務所の状況と監査業務のリスクの程度・業務内容等を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理システムへの影響について検討します。

② 特別レビュー

レビュー年次計画の策定において、特別レビューの対象となる監査事務所を選定するとともに、年度の途中であっても特別レビューを早急に実施する必要があると認められた場合は、対象となる監査事務所を選定します。

選定した監査事務所については、特別レビューの目的に従って、対象となる特定の分野や特定の監査業務等を考慮してレビューの対象範囲を決定した上で特別レビューを実施します。

③ 登録の審査のためのレビュー

登録申請者及び通常レビューの対象となる監査業務がない登録上場会社等監査人に対して適格性の確認を行う目的から、監査事務所の品質管理システムの整備状況を中心に確認を実施します。なお、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮しています。

(6)品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ

品質管理レビューにおけるレビュー手続の基本的な流れは、以下のとおりです。

【品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れと運営組織】

レビューにおける手続		レビューチーム	品質管理審査部会	品質管理委員会
①レビュー年次計画	品質管理レビューの対象とする監査事務所を決定するためのレビュー年次計画を策定します。	●		
②審議・承認	レビュー年次計画の内容を品質管理委員会が審議・承認します。			●
③レビューの計画	レビューにおけるリスクを勘案し、重要度の高い項目に焦点を当てて、監査事務所及び監査業務における品質管理のレビュー計画を策定します。必要に応じて、品質管理審査部会に事前相談します。	●	●	
④レビューの実施	監査事務所に往査し、監査事務所の代表者、品質管理責任者及び監査チームに対する質問や、監査調書の閲覧等を実施します。	●		
⑤審査、審議・承認	レビューを実施した結果、レビューチームが起案した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」及び必要があれば措置通知の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。	●	●	●
⑥実施結果の報告	レビュー結果を評価し、レビューの実施結果を記載した「品質管理レビュー報告書」を監査事務所に交付します。(「(7)品質管理レビューの実施結果」において詳述。)			●
⑦改善の勧告	改善が必要な事項が見受けられた場合には、「改善勧告書」を監査事務所に交付します。(「(8)改善勧告事項」において詳述。)			●
⑧改善計画の受領	重要な不備事項又は極めて重要な不備事項(以下「重要な不備事項等」という。)があった場合には、監査事務所が作成した「改善計画書」を受領します。			●
⑨審査、審議・承認	「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」並びに措置通知の内容に加えて、「改善計画書」の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。		●	●
⑩措置の通知	レビュー結果に応じて監査事務所に対する措置を通知します。(「(11)品質管理レビュー制度上の措置」において詳述。)	品質管理委員会の承認を経て、当協会から通知。		

(注)上記と並行して、改善措置の状況の確認に係る手続(前年度の改善勧告事項に対する監査事務所の改善状況の確認手続)を実施する。なお、監査事務所の状況等によっては、レビュー計画を変更し、当年度に「改善状況の確認」として、監査事務所に往査する場合がある。(「(10)改善措置の状況の確認」において詳述。)

(7)品質管理レビューの実施結果

① 実施結果の種類

品質管理レビューの実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。品質管理レビューの実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況における、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反又は重要な準拠違反の懸念の有無に応じて以下の3種類に分けられます。

【品質管理レビューの実施結果の種類】

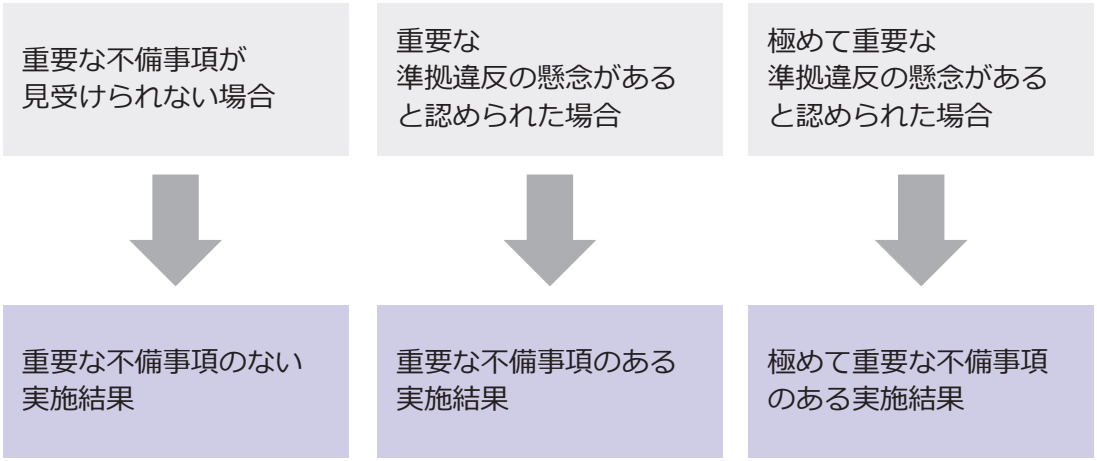

(注)1.特別レビューの実施結果は、特別レビューの実施対象の内容に応じ、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況において、品質管理の基準に適合していない又は品質管理システムに準拠していない重要な不備事項の有無について表明している。
2.登録の審査のためのレビューの実施結果は、品質管理の基準に適合していない又は上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる重要な不備事項の有無について表明している。

なお、重要な不備事項のある実施結果は、例えば、以下のような場合に表明されます。

・品質管理システムの整備又は運用状況が不適切又は不十分であり、その程度が重要である場合
・重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している懸念がある場合
・重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合

② 実施結果の不表明

品質管理レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、実施結果を表明するに足る基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません(実施結果の不表明)。

(8)改善勧告事項

品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。なお、改善勧告書には、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載します。

改善勧告事項の区分
・極めて重要な不備事項
・重要な不備事項
・不備事項

改善勧告を受けた監査事務所は自主的な改善を図る必要があり、このうち重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した改善計画書の作成・提出が求められます。

なお、登録上場会社等監査人に対して極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要を当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)。

【改善勧告事項がある場合の対応】

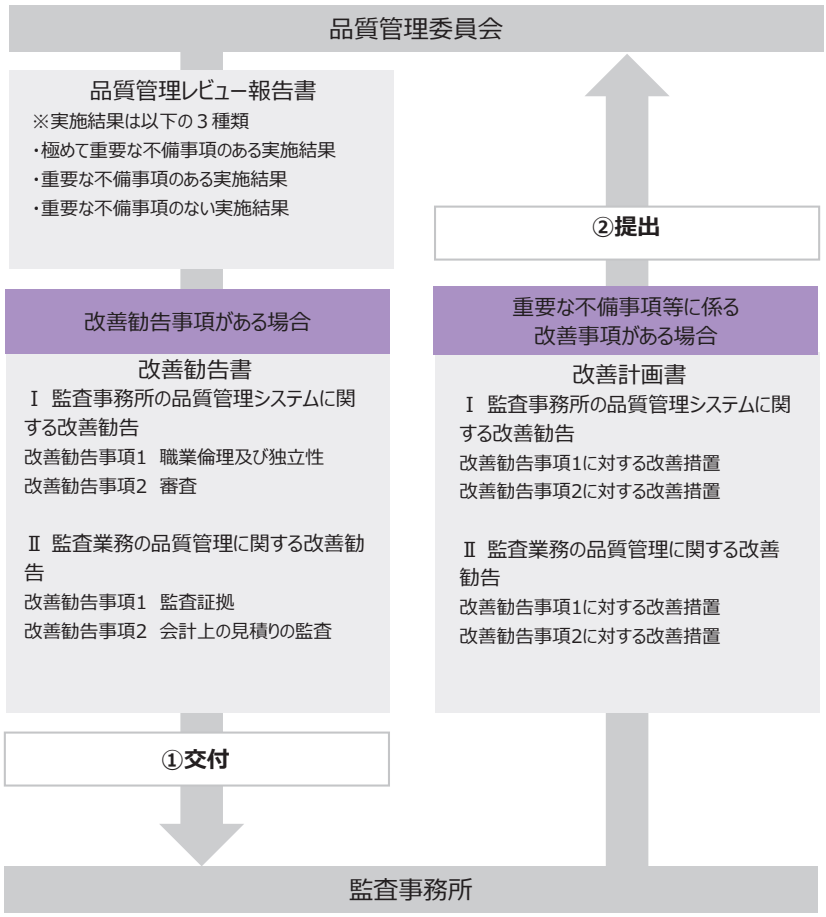

(9)改善勧告事項となった原因(根本原因)の分析

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、重要な不備事項等のある実施結果の場合には、レビューチームは改善勧告書の冒頭に原因及び根本的な原因に対応した改善を求める旨を記載します。

「改善勧告事項の発生原因」には、直接的な原因だけではなく、複数の改善勧告事項に共通する根本的な原因（例えば、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケース）があるため、品質管理レビュー報告書において重要な不備事項等が指摘された場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューチームと監査事務所の最高責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載します。

なお、重要な不備事項のない実施結果の場合であっても、自主的な改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、上記と同様に監査事務所とのコミュニケーションを経て、改善勧告書の冒頭に原因及び根本的な原因に対応した改善を求める旨を記載しています。

(10)改善措置の状況の確認

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求めています。レビューチームは、監査事務所の改善を促すために必要な指導を行うとともに、その改善措置の実施状況を以下のとおり確認します。

① 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、再度通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

② 重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、改善の不十分な懸念が認められる監査事務所に対しては、通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

なお、改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した改善状況の確認結果報告書を作成し、監査事務所に交付します。

【改善勧告事項があった監査事務所の改善措置の状況の確認】

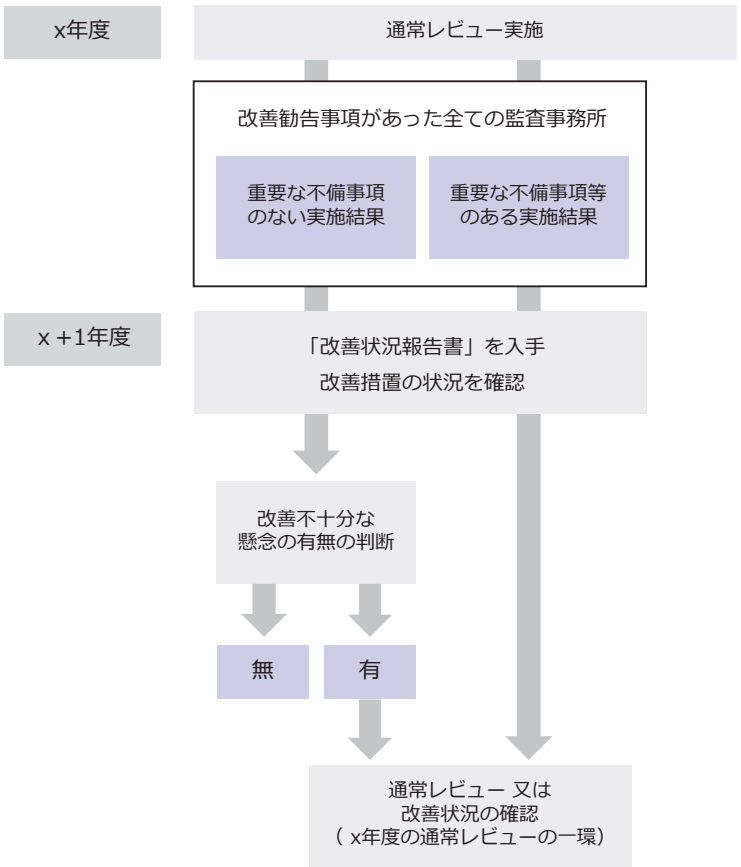

(注)当年度に特別レビュー(品質管理委員会の判断に基づいて実施するもの)を実施して不備事項が見受けられた場合、原則、翌年度に改善状況の確認を行うこととしている。

(11)品質管理レビュー制度上の措置

品質管理の質的水準が十分でないために自主的な改善を促す必要があり、また、その状況を監督していくことが必要であると考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定しています。

品質管理レビュー制度上の措置の種類
・注意
・厳重注意
・辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)

品質管理委員会は、原則として品質管理レビュー (改善状況の確認を含む。)の改善勧告事項に基づき、極めて重要な不備事項が認められた場合は辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)、重要な不備事項が認められた場合は厳重注意、不備事項が再指摘となった場合は注意の措置を決定します。ただし、前回以前の改善勧告事項が改善されておらず、再度、改善勧告事項として認められたときは、原則に基づく措置に加重した措置を検討します。

【品質管理レビュー制度上の措置】

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告(注)	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	厳重注意(注)	辞退勧告(注)	辞退勧告
不備事項	措置なし	注意	厳重注意

(注)監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがある。

また、監査事務所が正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は協力しなかった場合には、品質管理レビューの実施回数にかかわらず、監査業務からの辞退勧告を決定します。さらに、品質管理レビューの実施に当たり、監査事務所が品質管理レビューを拒否したとき、又は非協力であるとき、監査事務所に対して改善勧告したにもかかわらず改善されないとき等の報告を受けた品質管理委員会の委員長は、品質管理委員会が必要と認めたときには、監査・規律審査会の審査会長にその旨を報告します。

なお、登録上場会社等監査人に対して辞退勧告を決定した場合には、上場会社等監査人名簿への登録を取り消す場合があります(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)。

(12)個別事案審査制度との連携

品質管理レビュー制度上の組織である品質管理委員会と、個別事案審査制度上の組織である監査・規律審査会は、ともに監査業務の品質向上に努め、各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施します。例えば、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合、又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合に、品質管理委員会の委員長は、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することを会則で定めています(個別事案審査制度の詳細については、「第2部Ⅲ 個別事案審査制度」を参照。)。

(13)品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査事務所は、原則として品質管理レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書(以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。ここで、登録上場会社等監査人の場合には、上記にかかわらず、上場会社等監査人登録細則に基づく事項を「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。

(14)品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、例えば以下のいずれかに該当する監査の場合には、監査事務所は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

・公認会計士法上の大会社等の監査
・会計監査人設置会社の監査
・信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

2 品質管理レビュー制度を運営する組織

(1)品質管理レビューを運営する組織

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に運営されています。その下部組織として、品質管理審査部会、品質管理レビュー基準等改正検討部会及びレビューチームがあります。品質管理レビューの運営を行う各組織の主な役割及び2025年3月31日時点における構成については次の表のとおりです。

①品質管理委員会

【品質管理委員会の職務と構成】

組織名	品質管理委員会
職務	・品質管理レビューの実施結果、当該結果に基づく措置等の審議 ・品質管理レビューに関する基準及び手続の立案 ・品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見の会長への具申 ・品質管理レビューの制度及び運用に関する意見の会長への具申 ・その他、品質管理レビュー制度等の運営に必要な事項
構成	・委員長(1人。当協会副会長。) ・委員(10人。会員7人及び会員外の有識者3人。このうち審査部会の部会長である委員5人を含む。)

②品質管理委員会の下部組織

(ⅰ)品質管理審査部会

【品質管理審査部会の職務と構成】

組織名	品質管理審査部会
職務	・品質管理レビューの実施状況や結果、当該結果に基づく措置等について審査し、審査結果を品質管理委員会に報告
構成	・六つの審査部会から構成。 ・部会員(各審査部会5人以上。(全て会員でうち部会長1人。))

(ⅱ)品質管理レビュー基準等改正検討部会

【品質管理レビュー基準等改正検討部会の職務と構成】

組織名	品質管理レビュー基準等改正検討部会
職務	・品質管理レビューに関する基準及び手続の立案、並びに品質管理レビューツールの改廃に係る事項を策定し、品質管理委員会に報告
構成	・部会長(1人。品質管理委員会委員。) ・構成員(11人。全て会員。)

(ⅲ)レビューチーム

【レビューチームの職務と構成】

組織名	レビューチーム
職務	・監査事務所の品質管理の状況について調査し、その調査結果を品質管理審査部会に報告
構成	・主席レビューアー (1人) ・副主席等レビューアー (7人) ・主査レビューアー (21人) ・スタッフ(13人(注)。うちIT専門家レビューアー3人を含む。)

(注)期中退任者があり、14人から減少している。

(2)委員一覧

2025年3月31日時点における品質管理委員会の構成員は、次の表のとおりです。

【品質管理委員会の構成員】

役職	氏名	所属・肩書
委員長	小倉　加奈子	日本公認会計士協会 副会長
委員(会員外)	石本　　哲敏	東京弁護士会 弁護士
委員(会員外)	渡邉　　浩司	株式会社東京証券取引所 上場部長
委員(会員外)	堀江　　正之	日本大学 特任教授
委員(会員)	湯川　　喜雄	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	新井　　達哉	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	太田　　稔	日本公認会計士協会 理事
委員(会員)	北方　　宏樹	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	小林　　尚明	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	椎名　　弘	日本公認会計士協会 理事
委員(会員)	三橋　留里子	日本公認会計士協会 理事

3 公認会計士・監査審査会との関係

(1)公認会計士・監査審査会によるモニタリング

当協会は、品質管理レビューの実施状況について、公認会計士法第46条の9の2第2項に基づき、公認会計士・監査審査会(金融庁に設置されている合議制の行政機関)によるモニタリング(注)を受けています。公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告内容の審査、監査事務所や当協会等に対する検査等により、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認し、必要があると認める場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁に勧告します。

(注)モニタリング情報等については、公認会計士・監査審査会のウェブサイトを参照。

URL:https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/index.html

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】

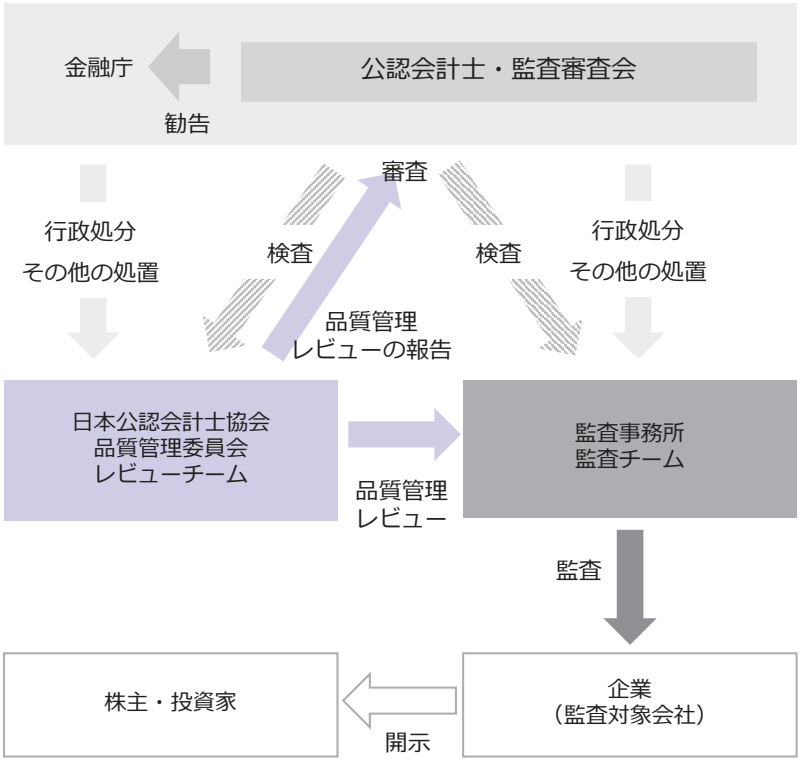

(2)公認会計士・監査審査会との連携

当協会は、品質管理レビュー制度の実効性向上に資するため、毎年度、公認会計士・監査審査会と実務者レベルの検討会を複数回実施しており、協議を通じて課題や対応策を取りまとめ、翌年度以降の品質管理レビューの改善や向上につなげています。2025年度においては以下のような取組を行いました。

・個別事例における双方の実施結果の分析を踏まえ、レビューアーと検査官との間で目線合わせや課題認識の共有を行いました。これにより得られた改善事項や留意点については、周知・研修により実務運用の徹底を図っています。
・品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)及び2024年度品質管理レビュー方針に基づく2024年度の取組状況と2025年度以降の課題について、登録上場会社等監査人の「監査事務所の品質管理システム」の運用状況の確認や、上場会社等の監査を行う中小監査事務所に係る対応(監査調書の改ざんに係る対応、不備の根本原因の究明に係る対応など)を中心に、意見交換を行いました。

このほか、公認会計士・監査審査会の主催によりレビューアー向けの研修が実施され、品質管理レビューに期待することについてのメッセージ発信や、品質管理レビューの現状認識と課題、課題を解決するための方策などをテーマとしたディスカッションが行われました。

品質管理レビュー制度の一層の機能向上に向け、今後も深度ある効果的な連携のための取組を進めてまいります。

4 2024年度の品質管理レビューの運営状況

(1)品質管理レビュー方針に基づく対応

品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)

上場会社等監査人登録制度の導入や改訂品質管理基準の適用を踏まえ、2023年度以降の3か年において重点を置く取組と対応方針を2023年6月に策定・公表しました(注)。2年目となる2024年度の対応状況の概要は以下のとおりです。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2023年6月27日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-30-0-1a-20230627.pdf

制度改正や基準改訂への対応
＜上場会社等監査人登録制度の適切な運用＞ 改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備といった新たな要求事項への対応、これまでの議論の実績などを踏まえ、「適格性の確認ガイドライン」の見直しを行いました。 法令上の経過措置の期限を控えた2024年度前半は、引き続き、みなし登録上場会社等監査人の体制整備の確認に係る対応に注力しました。また、2024年度から開始した登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいては、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制の整備状況に加え、運用状況についても高い規律付けの一環として新たな目線で確認しました。(「(3)適格性の確認に関する事項」において詳述) **＜改訂品質管理基準の適用状況の検証＞** 改訂品質管理基準を適用した監査事務所のうち、2024年度通常レビューを実施した監査事務所について適用状況を確認しました。
リスク・アプローチの徹底
上場会社等の監査を行わない監査事務所について通常レビューの実施頻度の伸長の仕組みを柔軟に活用するなど、人的リソース配分におけるリスク・アプローチを徹底し、上場会社等の監査を行う中小監査事務所への指導・監督にリソースを振り向けました。 また、過年度の改善勧告の状況や直近の動向を踏まえ、「監査事務所における品質管理」、「監査業務における品質管理」及び「上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制」の区分ごとに重点的実施項目を設定し、当該項目を重点的に確認しました。なお、監査事務所の規模に応じて特性や課題は異なるため、2024年度からは、大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の規模区分に応じた重点的実施項目を設定しています。
業務管理体制の理解・評価
みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューや登録審査時の調査で特に確認した以下の事項について、登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、運用状況も含め確認しました。 ・品質管理の専任部署の設置状況又は主として従事する公認会計士の選任状況、適切な業務分掌による責任の明確化、品質管理責任者が品質管理活動を行うための十分な時間の確保の状況 ・品質管理責任者が業務執行社員として関与する場合の関与先の数等や関与する理由 ・監査事務所の構成員が十分に能力開発に取り組むことのできる体制の整備状況

中小監査事務所(登録上場会社等監査人)の監査品質の向上

<監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応>
電子調書システムの導入に向けた留意点の意見交換や、中小監査事務所支援部門に設置している相談窓口の紹介など、監査調書の電子化に向けた指導を行いました。
監査調書の改ざんを含む不適切な修正等に関しては、通常レビュー実施時に監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の適切な管理及び保存に関する宣誓書を入手し、監査調書の不適切な修正等の事実が判明した場合には重要な不備事項となることの意識付けを行う等の対応を図るほか、昨今の行政処分事例を受け、二度の「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項」の発出により注意喚起を促しています。なお、2025年度以降のレビューにおいては、監査調書の最終的な整理期間後のみならず、監査報告書日から調書整理期間日までも含め、監査調書の改ざんがなされることがないよう指導を行うこととします。
<IT領域の取組の充実>
ITを専門領域とするレビューアーによる指導が必要と判断した監査事務所については、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティ対応について、適格性の確認ガイドラインに基づき、当該監査事務所の規模や使用しているテクノロジーを踏まえながら個別指導を行いました。
また、中小監査事務所支援部門とは、情報セキュリティに関する指導の目線などについて、情報共有や意見交換を行いました。
<指導機能の充実>
2024年度に通常レビューを実施した登録上場会社等監査人のうち一部については、往査終了時及びその後に、業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているかを確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導する取組を行いました。このほか、監査事務所の自律的な根本原因の究明に資するためのeラーニングの提供などの取組も行っています。
また、2023年度から2024年度にかけては、品質管理レビューの対象でないみなし登録上場会社等監査人についても、上場会社等監査人名簿への登録申請に向け、オフサイトでの情報収集等を通じて、不備の状況やこれに対する監査事務所の改善状況を把握し、指導を行いました。

品質管理レビューの実務

<リモートレビュー>
2024年度においては、1事務所について、情報セキュリティ対応や監査事務所から借用したPCの管理の徹底を図った上で、リモートレビュー (当協会において個別業務の電子化された監査調書の閲覧を含むレビュー手続を実施すること。)を実施し、個別業務のレビューにおいて一定の効率化が図られました。
<品質管理レビュー報告書の明瞭化等>
通常レビューの品質管理レビュー報告書について、品質管理レビューの利用者の理解に資する事項の記載区分を設けました。具体的には、再々指摘に当たる不備事項がある場合にその旨を記載することとします。
なお、2025年度以降も、品質管理レビュー報告書のわかりやすさ、有用性をより高めるための見直しを順次検討することとしました。

品質管理レビューの体制の強化

上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、登録の審査のためのレビューや上場会社等の監査を行う監査事務所に対するより高い規律付けに伴う新たな目線での品質管理体制の整備・運用状況等の検証・指導が求められること、また、中小監査事務所を対象に改訂品質管理基準が順次適用となることから、レビューチームの人員の拡充、シニア人材を活用した監査事務所及びレビューアーの指導・育成を行いました。

公認会計士・監査審査会との連携

前記「3.(2)公認会計士・監査審査会との連携」において詳述しています。

品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

品質管理レビュー制度に関する周知の取組として、自主規制レポート「品質管理レビュー制度編」や「品質管理レビュー事例解説集」を一般に公表したほか、公益社団法人日本監査役協会主催の講演会において、講演を行いました。

2024年度の重点的実施項目

2024年度品質管理レビュー方針において、通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的実施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、品質管理委員会の決定により以下の事項としました。

●監査事務所における品質管理

1. 監査事務所のリスク評価プロセス
2. ガバナンス及びリーダーシップ
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

●監査業務における品質管理

1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
2. 会計上の見積りの監査

●上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表
3. 経営管理の状況等の公表
4. 組織的な運営
5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

(2)品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は、次の表のとおりです。

【品質管理レビューの実施状況】

	実施監査事務所数	レビュー報告書交付監査事務所数	繰越監査事務所数(注3)
通常レビュー	56 (81)	53 (86)(注4)	3 (0)
うち改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所数	34 (1)	32 (1)	2 (0)
改善状況の確認	15 (9)	15 (10)(注5)	0 (0)
合計	71 (90)	68 (96)	3 (0)
通常レビュー対象監査事務所数(注6)	219 (222)		
通常レビュー実施割合	26% (36%)		
レビュー実施割合	32% (41%)		

(注) 1.( )内には2023年度の数値を記載している。
2.特別レビュー及び登録の審査のためのレビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていない。
3.通常レビュー及び改善状況の確認を開始したものの、品質管理レビュー報告書及び改善状況確認結果報告書の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」という。)である。
4.2022年度からの5繰越事務所への交付を含めている。
5.2022年度からの1繰越事務所への交付を含めている。
6.2023年4月1日及び2024年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数である。

通常レビューの実施頻度は、3年に一度を原則としていますが、品質管理レビューの実効性向上の観点から品質管理委員会の判断によって、実施頻度を短縮することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としています。監査事務所の各年度における通常レビューの実施頻度について、前回のレビューから3年経過していませんが、短縮してレビューを実施した監査事務所数、及び前回のレビューから3年経過しましたが、レビューの実施を伸長することとした監査事務所数は次の表のとおりです。

【短縮及び伸長した監査事務所数】

	2022年度	2023年度	2024年度
短縮した監査事務所数	10	17	4(注2)
伸長した監査事務所数	14(注1)	5(注1)	16

(注) 1.監査事務所の解散・通常レビュー対象会社との監査契約の解除などの理由により、通常レビュー対象監査事務所でなくなった監査事務所及び注2に該当する監査事務所を除き、それぞれ翌年度に通常レビューを実施した。
2.登録の審査のためのレビューを実施する監査事務所については、原則、通常レビューを短縮して実施せず、改善状況の確認を実施したため、通常レビューを短縮した監査事務所数が前年度と比べて減少している。

2024年度の実施監査事務所数減少及び伸長した監査事務所数増加の主な理由は以下のとおりです。

・上場会社等監査人登録制度上の「適格性の確認」に係るリソースの確保が必要であること。(主に2024年9月末に登録申請期限を迎えるみなし登録上場会社等監査人からの登録申請に係る対応)
・レビューサイクルにより、2023年度に比してリソースを多く要する大手監査法人及び準大手監査法人の実施監査事務所数が多いこと。
・上記のリソース確保のため、上場会社等の監査を行わない監査事務所について、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施したこと。

通常レビュー対象監査事務所、通常レビュー実施監査事務所及び改善状況の確認実施監査事務所の規模ごとの内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

			通常レビュー対象監査事務所数		実施監査事務所数の内訳			
					通常レビュー実施監査事務所数		改善状況の確認実施監査事務所数	
登録上場会社等監査人	大手・準大手		8	(9)	4	(2)	0	(0)
	上場会社監査数別監査事務所	10社以上	35	(29)	11	(7)	4	(4)
		5～9社	32	(30)	6	(14)	4	(1)
		2～4社	39	(44)	9	(17)	1	(1)
		0～1社(注2)	19	(21)	6	(11)	1	(0)
	計(注3)(注4)		133	(133)	36	(51)	10	(6)
その他の監査事務所 (注4)			86	(89)	20	(30)	5	(3)
合計			219	(222)	56	(81)	15	(9)

(注) 1.( )内には、2023年度の監査事務所数を記載している。
2.登録上場会社等監査人には上場会社との監査契約を締結していない監査事務所も含まれる。
3.「登録上場会社等監査人」欄の2023年度通常レビュー対象監査事務所数は、法令上の経過措置の適用を受けるための届出の提出期間後の監査事務所数、2024年度通常レビュー対象監査事務所数は、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所及びみなし登録上場会社等監査人(2024年4月1日現在)の監査事務所数を記載している。
4.2024年度においては、みなし登録上場会社等監査人のうち、上場会社等監査人名簿への登録の申請を行わなかった監査事務所がある。当該監査事務所は、通常レビュー対象監査事務所数(2024年4月1日現在)では「登録上場会社等監査人」として記載し、実施監査事務所数の内訳では、経過期間終了後に登録の申請を行わなかったことから、「その他の監査事務所」として記載している。

(3)適格性の確認に関する事項

2022年5月の公認会計士法の改正を踏まえ、登録申請者及び登録上場会社等監査人に対して上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているか確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。全ての監査事務所は、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりませんが、上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、より高い規律付けを果たした業務管理体制が求められます。

【上場会社等の監査を行う監査事務所に求められる水準】

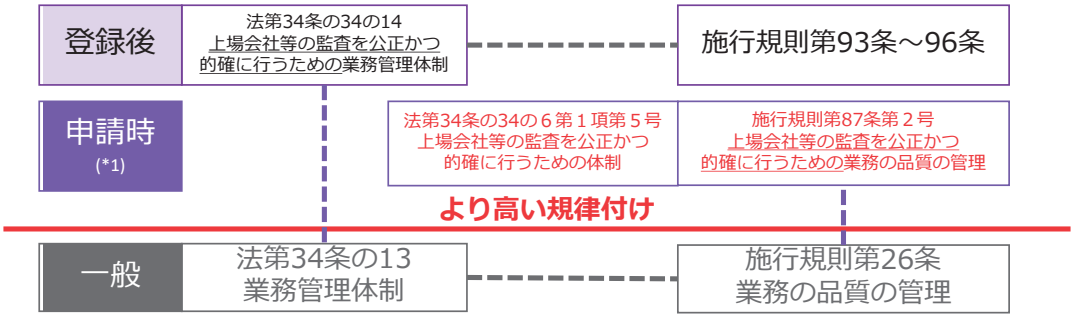

*1登録の申請時だけでなく、登録後も継続的な体制の整備が求められる。

2024年度における適格性の確認に関する事項は以下のとおりです。

①「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の改正

当協会では、適格性の確認のために品質管理レビューを行うに当たり、上場会社等の監査を行う監査事務所が、公認会計士法及び公認会計士法施行規則に定める上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかを判断するに当たっての着眼点及び判断基準を示すことを目的に、2023年6月「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を策定・公表し、2024年8月に改正しました(注)。

改正の主なポイントは以下のとおりです。

・「監査に関する品質管理基準」の改訂や、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正などを参考にして、ガイドラインの項目立てについて整理を行いました。

・公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条に定めのある事項について、2024年7月1日以後順次対応が求められることを踏まえ、着眼点及び判断基準の新規追加を行いました。

・上場会社等監査人登録審査会における議論や、2023年度の品質管理レビューの実績を踏まえ、職業倫理及び独立性に関する事項など、着眼点及び判断基準が定められていなかった事項又は着眼点及び判断基準について拡充する必要があると考えられた事項について、新規追加又は拡充を行いました。

・ガイドラインを利用して体制の整備を行おうとする監査事務所の参考となるように、着眼点及び判断基準の記載の具体化又は例示の追加を行いました。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2024年8月13日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240813rqj.html

② 適格性の確認に係る実施状況

みなし登録上場会社等監査人のうち上場会社等の監査を継続して行う監査事務所は、改正附則第3条第1項を踏まえ、経過措置期間が終了する2024年9月30日までに登録申請を完了する必要がありました。2024年度における適格性の確認の実施状況は以下のとおりです。

【書面による実態調査】

一定の条件を満たしたみなし登録上場会社等監査人からの登録申請については、登録の審査のためのレビューではなく、ア．直近3事業年度内の通常レビューの実施結果、及びイ．業務の品質の管理を行うための体制(公認会計士法施行規則第87条第2号により「選任の部門の設置」若しくは「主として従事する公認会計士(監査法人にあっては、社員である者に限る。)の選任」のいずれかを整備することが求められている。)の書面による実態調査の結果によって、上場会社等監査人登録審査会が登録の審査を行います。

2024年度において、品質管理委員会は、上場会社等監査人登録名簿への登録を申請したみなし登録上場会社等監査人69事務所(2023年度32事務所)に対し実態調査を実施し、以下について、監査事務所における整備の状況等を書面(調査票)により確認し、業務の品質の管理を行うための体制を備えているかどうかを確認しました。

・品質管理レビュー手続第590-7項に掲げる事項
・公認会計士法第34条の13に規定する業務管理体制
・公認会計士法施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制

【登録の審査のためのレビュー】

導入2年目である2024年度においては、上場会社等監査人登録審査会からの要請に基づき、登録申請者のうち21事務所(ほか前年度からの1繰越事務所)に対し、登録の審査のためのレビューを実施しました。(「(6)登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果等」において詳述)

【通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人への通常レビュー】

通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人(通常レビュー実施時点で上場会社等監査人名簿に登録されている監査事務所であり、みなし登録上場会社等監査人を含まない。)32事務所に対して、2024年度の通常レビューに併せて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかを確認することで、適格性の確認を実施しました。その結果、「審査」(監査事務所に設置されたより上位の審査委員会の審査項目に該当すると判断しているが、審査委員会の審査を受審していない)、「資源(人的資源)」(社員の評価に関する具体的な方針及び手続を定めていない等)、「職業倫理及び独立性」(報酬依存度の検討に関する方針及び手続について、倫理規則の改正が反映されていない等)の項目が改善勧告事項として見受けられました。

なお、「適格性の確認のために行う品質管理レビューにおける重要な不備事項の要因」の例示は、登録上場会社等監査人を前提としているため、通常レビュー実施時点で上場会社等監査人名簿に登録されていない、みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューでは、上記例示に該当した場合でも、不備事項として取り扱うこととしています。

【2024年度における適格性の確認方法】

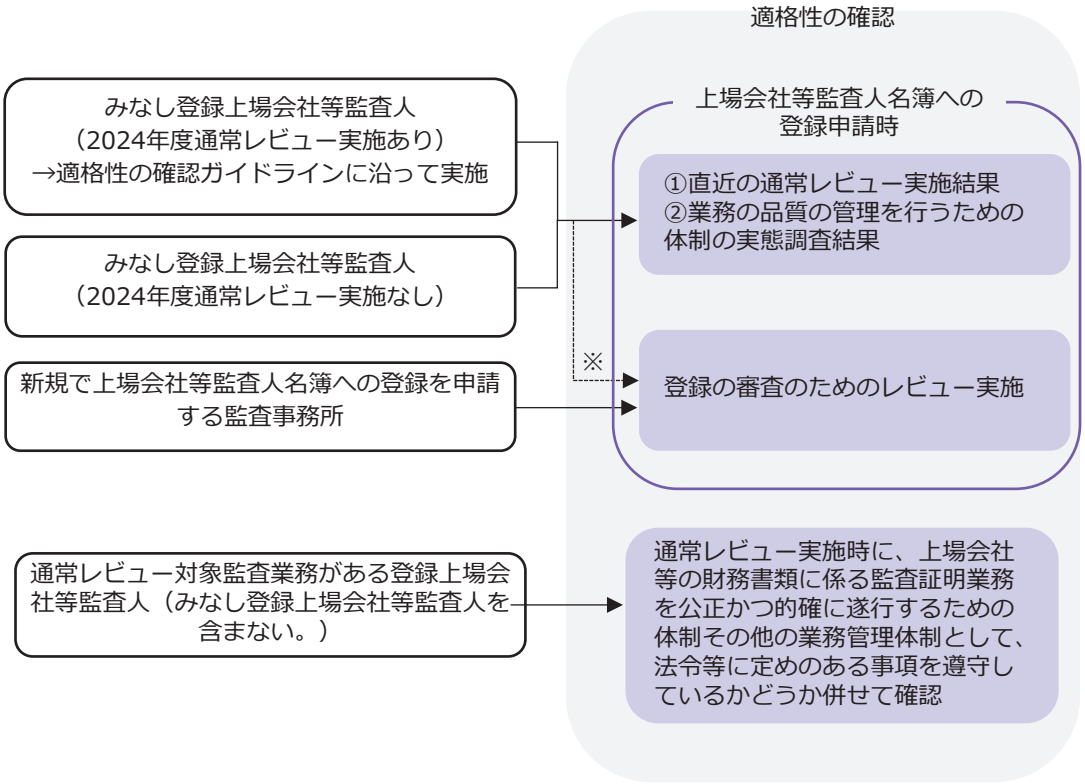

※上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたときは、登録の審査のためのレビューを実施する。

(4)通常レビューの実施結果

品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2024年5月から2025年4月までに品質管理委員会において決議したものを2024年度分として取り扱っています。

① 通常レビューの結果

2024年度の通常レビュー実施監査事務所(56事務所)の通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」が45事務所、「重要な不備事項のある実施結果」が7事務所、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が1事務所となりました。なお、繰越監査事務所は3事務所であり、「実施結果の不表明」はありませんでした。

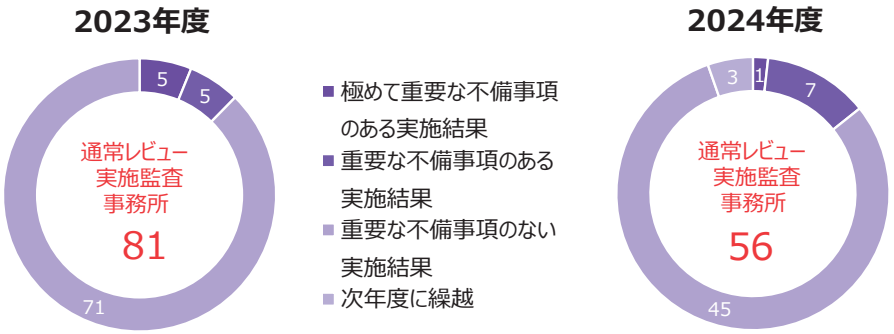

2024年度に重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所の数は、8事務所でした(2023年度は10事務所であり、そのうち、2024年度において3事務所は通常レビュー、5事務所は改善状況の確認を実施しました。また、残りの2事務所は監査人交代によって、通常レビュー対象監査事務所外となっている。)。

重要な不備事項等のある実施結果が表明された8事務所は、業務執行社員又は補助者が監査の基準を理解できているという思い込み若しくは以前からの慣習を踏襲していれば問題ないとの思い込みがあった、最高経営責任者の監査品質の改善に向けたリーダーシップが発揮できていない、職業的専門家としての懐疑心が発揮されていないといった根本的な原因から、主に、監査責任者による指揮と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していないなどの不備が指摘されています。さらに、重要な不備事項等のある実施結果が表明された登録上場会社等監査人においては、より高い規律付けが求められるようになったにもかかわらず、従来の品質管理の延長線上で考えていたことが主な根本原因になっています。

また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている事例が多くあります。

レビュー報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとにおける通常レビューの実施結果等の種類別の内訳は、次の表のとおりです。

【通常レビュー報告書交付監査事務所(規模別の内訳)】

(単位：事務所)

			実施結果等の種類別の内訳					
			重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	実施結果の不表明	繰越監査事務所	合計
登録上場会社等監査人	大手・準大手		4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(2)
	上場会社監査数別監査事務所	10社以上	10(8)(注2)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	11(8)
		5～9社	2(13)	3(1)	0(0)	0(0)	1(0)	6(14)
		2～4社	8(18)(注2)	1(0)	0(0)	0(1)(注2)	0(0)	9(19)
		0～1社	6(11)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(11)
	計		30(52)	4(1)	0(0)	0(1)	2(0)	36(54)
その他の監査事務所			15(21)	3(4)	1(7)(注2)	0(0)	1(0)	20(32)
合計			45(73)	7(5)	1(7)	0(1)	3(0)	56(86)

(注)1.( )内には、2023年度の監査事務所数を記載している。
2.2022年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2023年度に繰り越された5事務所のうち、2事務所は重要な不備事項のない実施結果、2事務所は極めて重要な不備事項のある実施結果、1事務所は実施結果の不表明にそれぞれ含めている。

❗「重要な不備事項等のある実施結果」は、あくまでも、通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される実施結果であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

②　重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューの往査時において、レビューアーは各種実施項目について確認しますが、特に重点的実施項目は必ず確認することとしており、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

ア．監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況

監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関しては、以下の項目について適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

なお、2023年度が2022年度に比べ大幅に増加している理由は、2022年5月の公認会計士法の改正を踏まえ、みなし登録上場会社等監査人に対しては、指導的観点をもって登録申請までに改善すべき事項を明確にすることに重点を置き、適格性の確認ガイドラインに沿って2023年度の品質管理レビューを実施したことに伴い、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告については、2022年度以前は不備事項としていない事項も、上場会社等の監査の更なる品質向上の観点から不備事項として指摘しているためです。また、2024年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

【重点的実施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的実施項目	2022年度	2023年度	2024年度
1．監査事務所のリスク評価プロセス	–	–	7
2．ガバナンス及びリーダーシップ	2	50	8
3．職業倫理及び独立性	2	6	1
4．監査契約の新規の締結	7	26	2
5．人的資源(専門要員の教育・訓練)	6	33	6
6．品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	5	16	4
7．監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	21	54	9

(注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。
2.各改善勧告事項の中でも、重点的実施項目に該当するものに限定して集計している。

「1．監査事務所のリスク評価プロセス」についての改善勧告事項には、主に、監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の要否を検討した過程を残していない、設定した監査事務所の品質目標等への対応について監査事務所内の討議及び承認のプロセスを定めていない、といった内容が含まれています。

「2．ガバナンス及びリーダーシップ」についての改善勧告事項には、主に、監査業務の品質を重視することの重要性に関する伝達内容について浸透度合の確認・評価の具体的な方針及び手続

を定めていない、品質管理担当責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない、品質管理活動を実施するために十分な時間を確保していることを確認する仕組みが不十分、といった内容が含まれています。

「3. 職業倫理及び独立性」については、監査責任者及び審査担当者の長期間の関与に関する具体的な方針及び手続を定めていない、守秘義務に関する具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が含まれています。

「4. 監査契約の新規の締結」については、主に、監査契約の新規の締結に当たり入手すべき情報等に関する具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が含まれています。

「5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)」については、主に、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するための教育・訓練に関する具体的な方針及び手続を定めていない、研修の履修管理体制の整備が不十分、といった内容が含まれています。

「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」については、主に、日常的監視の実施に関する具体的な方針及び手続を定めていない、定期的な検証担当者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない、といった内容が含まれています。

「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」については、主に、最終的な整理後の監査調書の不適切な修正や追加を防止する仕組みが不十分である、監査調書の保管や棚卸などに関する具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が含まれています。

なお、上記いずれの重点的実施項目についても、大手監査法人及び準大手監査法人では、改善勧告事項は識別されていません。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

イ. 個別業務における監査の実施状況

個別業務における監査の実施状況に関しては、主に以下の項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【重点的実施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的実施項目	2022年度	2023年度	2024年度
1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・収益認識	28	56	30
・経営者による内部統制を無効化するリスク	35	46	21
2. 会計上の見積りの監査	51	55	28

(注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。
2.各改善勧告事項の中でも、重点的実施項目に該当するものに限定して集計している。

改善勧告事項は2023年度と同様、下記の項目から多く発生しています。

「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」の「収益認識」では、不正シナリオの検討不足、特別な検討を必要とするリスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、証明力がより強い監査証拠を入手していないといった内容が見受けられます。「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、「収益認識」では、特別な検討を必要とするリスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、証明力がより強い監査証拠を入手していないといった内容が見受けられます。

また、「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施といった内容があります。

「2. 会計上の見積りの監査」では、固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価・繰延税金資産の回収可能性・貸倒引当金・株式の評価等からも改善勧告事項が生じています。具体的には、会計上の見積りに関連する企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解不足や、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性において、主に、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足といった内容があります。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

ウ. 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制に関しては、主に35頁に記載の重点的実施項目について確認しました。その結果、「1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制」から「4. 組織的な運営」までの項目については、改善勧告事項が識別されず、「5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目」については、「(3)適格性の確認に関する事項 ②適格性の確認に係る実施状況」の【通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人への通常レビュー】をご参照ください。

(5)特別レビューの実施状況及び実施結果

特別レビューの実施状況及び結果は次の表のとおりです。

なお、2024年度においては、以下の理由により2事務所に対し特別レビューを実施しており、いずれも審議繰越となっています。

・監査事務所の品質管理のシステムの継続的な改善への取組体制の整備及び運用の状況並びに特定の監査業務を確認することが必要と認められたため
・登録の審査を進めるに当たって、登録申請日現在における監査業務に係る品質管理システムの状況を確認することが必要と認められたため

【特別レビューの実施状況及び結果】

	2022年度	2023年度	2024年度
特別レビューの実施テーマ	過年度訂正監査	–	上記参照
実施監査事務所数	1	0	2
実施結果	重要な不備事項のない実施結果	–	審議繰越

(6)登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果

2024年度において、上場会社等監査人登録審査会の要請に基づき、登録の審査のためのレビューを以下のとおり実施しました。

監査事務所の品質管理システムの整備状況に加えて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかを確認しました。

また、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮しました。

なお、登録の審査のためのレビューの前に監査事務所とコミュニケーションを十分に図り、それによって登録申請を取り下げた監査事務所が6事務所あります。

【登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果】

(単位：事務所)

実施結果	2023年度	2024年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	0	2
重要な不備事項のある実施結果	0	0
重要な不備事項のない実施結果	4	19(注)
合計	4	21

(注)上表のほか、2023年度から繰り越した1事務所に交付した。

重要な不備事項等のある実施結果が表明された2事務所は、公認会計士法施行規則第87条第1号で求める人的体制や同条第2号で求める業務の品質の管理を行うための体制を整備していない、上場会社等監査人名簿に登録される監査法人としての研修・履修管理体制を整備していない、専門要員が業務に当たって受講するべき重要な研修を指定していない、などの不備が指摘されています。

(7)改善措置の状況の確認

① 改善状況の確認

2024年度の改善状況の確認実施監査事務所(15事務所)の確認結果は以下のとおりです。

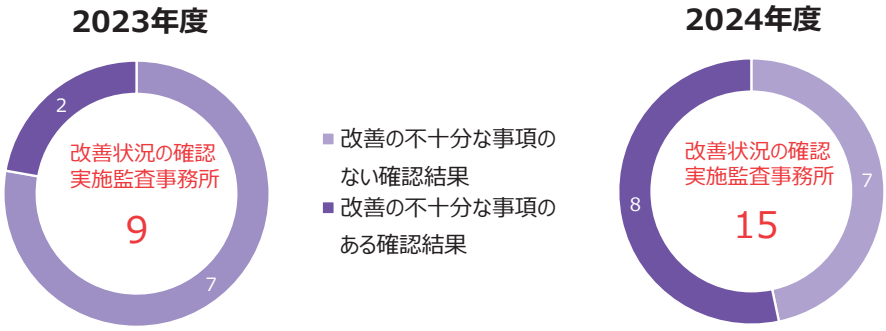

2024年度に改善状況の確認を実施した結果、改善の不十分な事項のない確認結果7事務所のうち、前年度の品質管理レビューで発見された改善勧告事項は全て改善されているものの、周辺領域から新たな改善勧告事項が発見された監査事務所は3事務所でした。また、改善の不十分な事項のある確認結果が表明された監査事務所は、8事務所でした。うち、2事務所については、前年度実施した通常レビューにおいて見受けられた重要な不備事項に係る改善勧告事項に関し、改善の不十分な事項として指摘しました。

なお、2023年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された2事務所については、各監査事務所の状況を踏まえ、2024年度に連続して改善状況の確認を実施しました。

改善状況の確認結果報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとの改善状況の確認結果の内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

			確認結果の内訳							
			改善の不十分な事項のない確認結果		改善の不十分な事項のある確認結果		繰越監査事務所		合計	
登録上場会社等監査人	大手・準大手		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	上場会社監査数別監査事務所	10社以上	1	(5)(注2)	3	(0)	0	(0)	4	(5)
		5～9社	2	(0)	2	(1)	0	(0)	4	(1)
		2～4社	1	(0)	0	(1)	0	(0)	1	(1)
		0～1社	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)
計			5	(5)	5	(2)	0	(0)	10	(7)
その他の監査事務所			2	(3)	3	(0)	0	(0)	5	(3)
合計			7	(8)	8	(2)	0	(0)	15	(10)

(注)1.( )内には、2023年度の監査事務所数を記載している。
2.2022年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付が2023年度に繰り越された1事務所の確認結果が含まれている。

②　書面による改善措置の確認結果

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求め、レビューチームは、その改善措置の実施状況を確認します。

監査事務所(通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所を除く。)から提出された改善状況報告書を閲覧した結果は、次の表のとおりです。

【書面による改善措置の確認結果】

(単位：事務所)

		2022年度	2023年度	2024年度
改善状況報告書により改善不十分の懸念の有無を確認する対象監査事務所		56	76	64
改善不十分の懸念	有	0	0	0
	無	56	76	64

(8)品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等

①　措置の決定

通常レビューの実施結果に基づき決定した措置は、次の表のとおりです。

【通常レビューの実施結果に基づき決定した措置】

(単位：事務所)

通常レビューの実施結果等	措置(注4)	2022年度	2023年度	2024年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	1	4	0
	辞退勧告(改善不十分)	2	2	1
	厳重注意	0	1	0
	小計	3	7	1
重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告(改善不十分)	1	0	0
	厳重注意	1	2	7
	厳重注意(改善不十分)	0	0	0
	注意	0	1	0
	注意(改善不十分)	0	2	0
	小計	2	5	7
重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項	厳重注意(改善不十分)	0	1	0
	注意(改善不十分)	6	7	6
	小計	6	8	6
実施結果の不表明	注意(改善不十分)	0	1	0
合計		11	21	14

(注)1.品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合がある。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しない。

2.表中に、前年度から繰り越された監査事務所のうち、措置が決定された監査事務所数を、2022年度に2事務所、2023年度に3事務所含めている。品質管理レビューの実施結果及び措置は、2022年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」と「重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」、2023年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」(2事務所)と「実施結果の不表明及び注意(改善不十分)」(1事務所)である。
3.上表のほか、2024年度において、登録の審査のためのレビューを実施した結果、「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」1件、「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」1件、「重要な不備事項のない実施結果及び注意(改善不十分)」1件の措置を決定した。
4.「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」、「厳重注意(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、通常レビューの結果、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になる。

改善状況の確認結果に基づき決定した措置は、次の表のとおりです。

【改善状況の確認結果に基づき決定した措置】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	措置	2022年度	2023年度	2024年度
改善の不十分な事項のある確認結果	辞退勧告(改善不十分)	1	0	0
	厳重注意(改善不十分)	0	0	4
	注意(改善不十分)	3(注2)	2	4
合計		4	2	8

(注)1.品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合がある。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しない。
2.2021年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付及び措置の決定が2022年度に繰り越された1事務所を含む。

② 監査・規律審査会の審査会長への報告

品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は次の表のとおりです。

【監査・規律審査会の審査会長への報告に関する表】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	2022年度	2023年度	2024年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	3	6	1
重要な不備事項のある実施結果	1	0	0

5 2024年度の通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項(「監査事務所の品質管理システム」及び「監査業務の品質管理」)の状況は、次の表のとおりです。なお、各表中には前年度からの繰越監査事務所に係る改善勧告事項の状況を含めて記載しています。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した監査業務数
	監査事務所の品質管理システム	監査業務の品質管理	計		うち改善勧告事項が生じた事務所数	
2023年度	460	684	1,144	86	86	176
2024年度	96 【72】	317 【228】	413 【300】	53 【32】	51 【32】	133 【109】

(注) 1.【 】内には2024年度の改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所に係る数値を記載している。
2.2023年度欄に含めている2022年度からの5繰越事務所は、改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理システム」が17件、「監査業務の品質管理」が60件あり、選定した監査業務数は10業務ある。

(1)「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

なお、2024年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり平均数(A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた事務所数	
重要な不備事項のない実施結果	51(378)	1.1(5.1)	45(74)	21(66)	47%(89%)
重要な不備事項等のある実施結果	45(82)	5.6(6.8)	8(12)	8(12)	100%(100%)
合計	96(460)	1.8(5.3)	53(86)	29(78)	55%(91%)

(注)1.( )内には2023年度の数値を記載している。
2.2023年度数値に含めている2022年度からの5繰越事務所のうち2繰越事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項数が10件ある。

また、品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所のうち、改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所における、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

【改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所の「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり平均数(A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた事務所数	
重要な不備事項のない実施結果	34	1.3	26	14	54%
重要な不備事項等のある実施結果	38	6.3	6	6	100%
合計	72	2.3	32	20	63%

【2024年度レビュー報告書交付事務所数】 53事務所

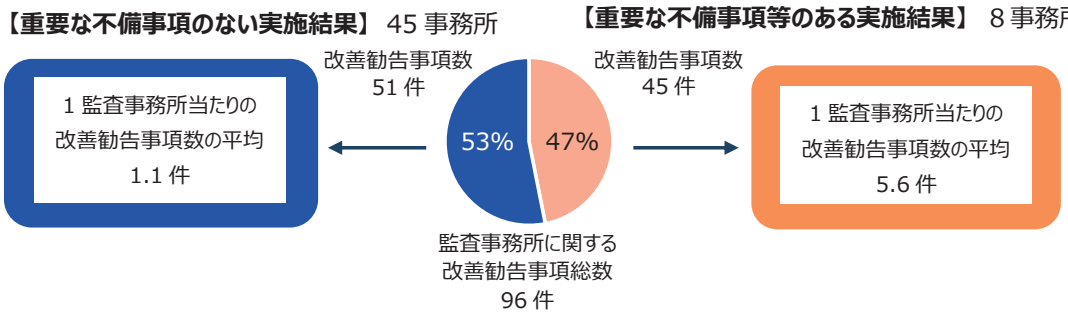

- 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。監査に関する品質管理の向上のため改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。
- 通常レビュー実施監査事務所数は、各年度によって異なり、改善勧告事項数を比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」に分けて、改善勧告事項の発生状況等について比較を行っています。

発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)

「監査事務所の品質管理システム」に関連する改善勧告事項のうち、上位5項目全てにおいて、2023年度と比較して発生割合(注)が減少しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は次の表のとおりです。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項】

改善勧告事項の項目	主な内容
品質管理の全般的体制	・監査業務の品質を重視することの重要性に関する伝達内容について浸透度合の確認・評価の具体的な方針及び手続を定めていない。 ・品質管理担当責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない。 ・品質管理活動を実施するために十分な時間を確保していることを確認する仕組みが不十分。 (重点的実施項目の「2. ガバナンス及びリーダーシップ」と同様)
専門的な見解の問合せ	・専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続について具体的に定めていない。
審査	・監査業務において多数の改善勧告事項が生じており、審査によって発見・防止されていない。 ・審査担当者の適格性の確認に関する具体的な要件を定めていない。
監査調書の整理及び管理・保存	・最終的な整理後の監査調書の不適切な修正や追加を防止する仕組みが不十分である。 ・監査調書の保管や棚卸などに関する具体的な方針及び手続を定めていない。 (重点的実施項目の「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」と同様)
監査事務所のリスク評価プロセス	・日常的監視の実施に関する具体的な方針及び手続を定めていない。 ・定期的な検証担当者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない。 (重点的実施項目の「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」と同様)

【発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)】

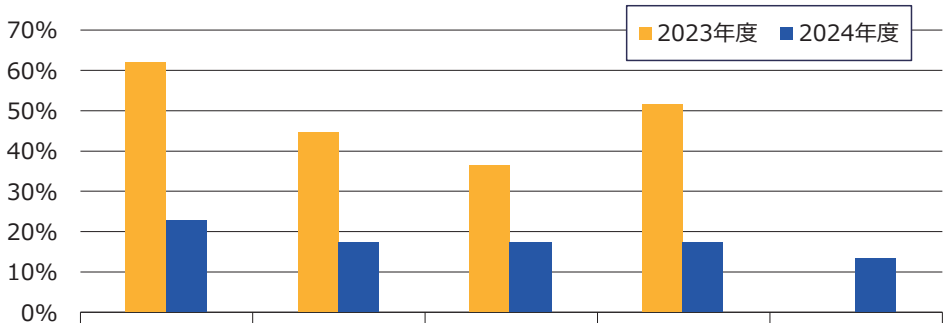

	品質管理の全般的体制	専門的な見解の問合せ	審査	監査調書の整理管理、保存	監査事務所のリスク評価プロセス
2023年度	62%	44%	36%	51%	-
2024年度	23%	17%	17%	17%	13%

(注)「改善勧告事項の発生割合」= 「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」 / 「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」

また、改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所の「監査事務所の品質管理システム」に関連する改善勧告事項のうち、上位3項目は次の表のとおりです。

【改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所の「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項】

改善勧告事項の項目 (改善勧告事項の発生割合)	主な内容
専門的な見解の問合せ (28%)	・専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続について具体的に定めていない。
監査事務所のリスク評価プロセス (22%)	・監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の要否を検討した過程を残していない。 ・設定した監査事務所の品質目標等への対応について監査事務所内の討議及び承認のプロセスを定めていない。 (重点的実施項目の「1．監査事務所のリスク評価プロセス」と同様)
品質管理の全般的体制 (16%)	・品質管理担当責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない。 ・品質管理活動を実施するために十分な時間を確保していることを確認する仕組みが不十分。(重点的実施項目の「2．ガバナンス及びリーダーシップ」を参照)

❗ 改善勧告事項の具体的な内容については「2024年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部6頁以降・Ⅱ部4頁以降をご参照ください。

(2)「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

【「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数 (A)	1監査業務当たり平均(A/B)	レビュー報告書交付事務所数	選定業務数 (B)	うち改善勧告事項が生じた業務数	
重要な不備事項のない実施結果	240 (528)	2.0(3.3)	45 (74)	121 (162)	92 (137)	76%(85%)
重要な不備事項等のある実施結果	77 (156)	6.4(11.1)	8 (12)	12 (14)	12 (14)	100%(100%)
合計	317 (684)	2.4(3.9)	53 (86)	133 (176)	104 (151)	78%(86%)

(注)1.( )内には2023年度の数値を記載している。
2.2023年度数値に含めている2022年度からの5繰越事務所のうち2繰越事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した2業務において改善勧告事項数が22件ある。

【2024年度レビュー報告書交付事務所数】　53事務所(133業務)

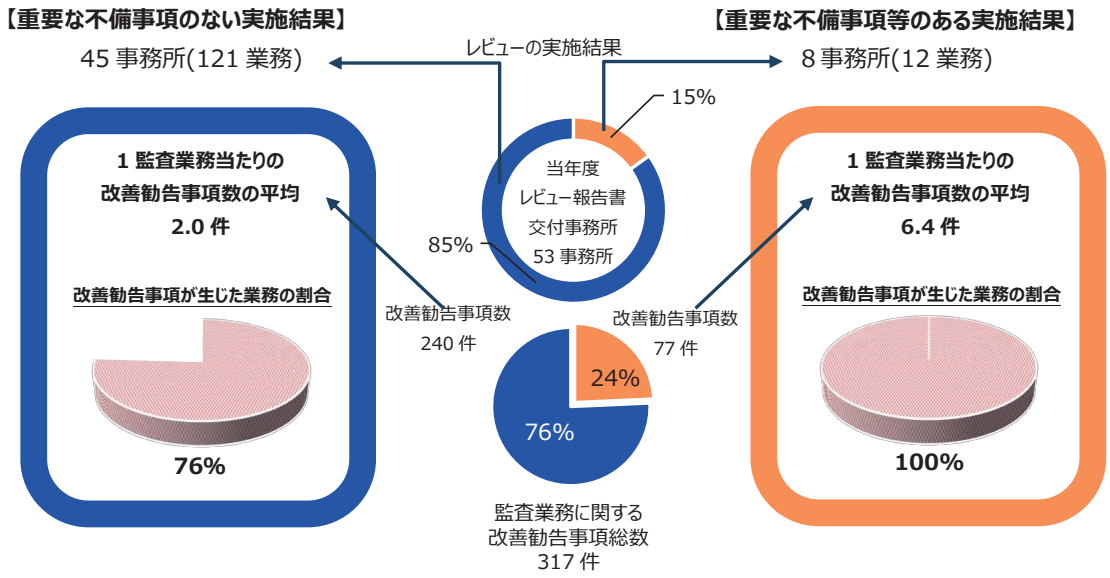

「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、下図のとおりです。

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】

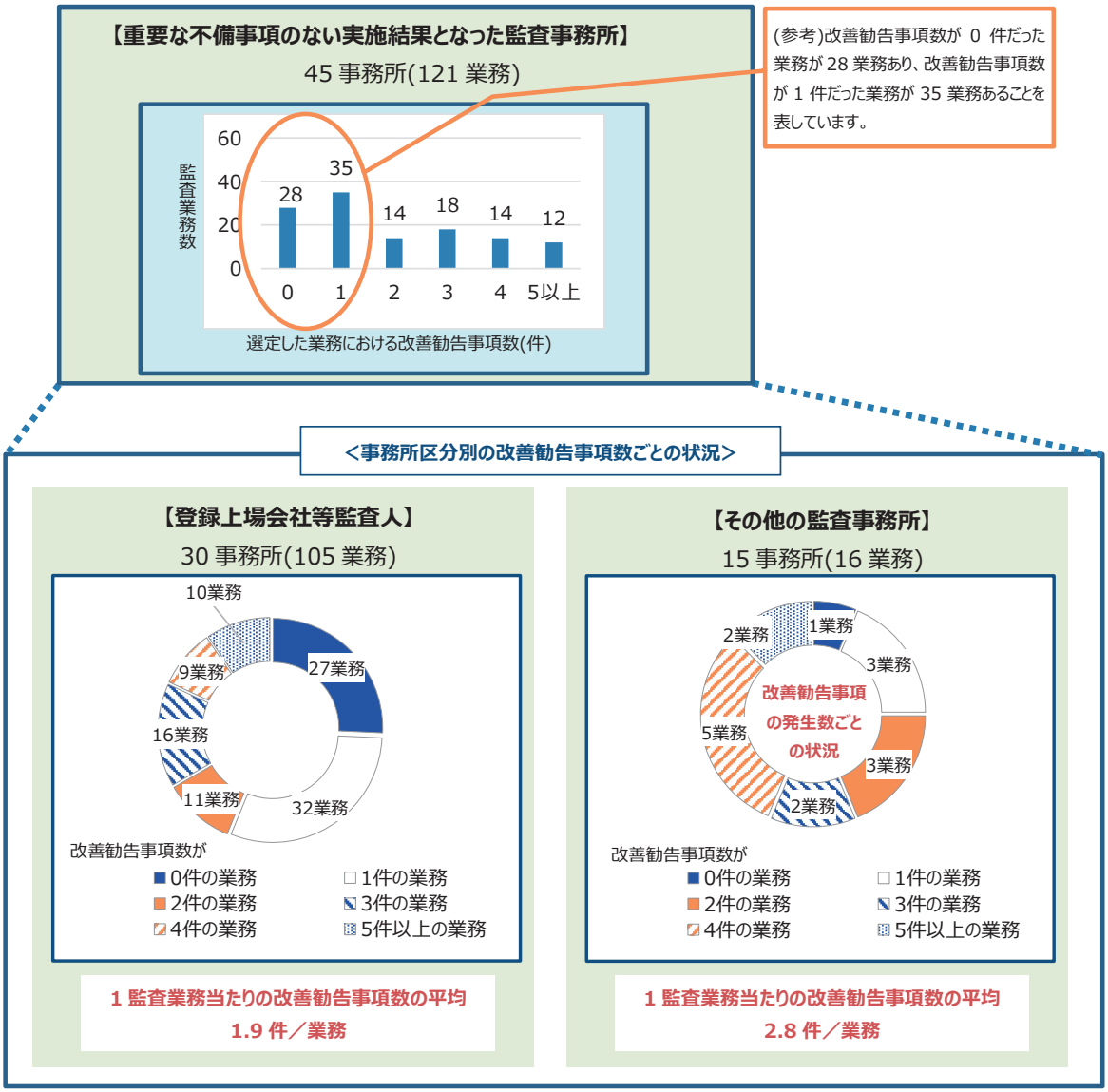

発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)

「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)」を除く、上位5項目の発生割合(注)において、2023年度と比較して減少しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は次の表のとおりです。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】

改善勧告事項の項目	主な内容
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)	・不正シナリオの検討不足。 ・特別な検討を必要とするリスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足。 ・不正リスクを識別していない場合に比べ、証明力がより強い監査証拠を入手していない。 (重点的実施項目の「1．不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(収益認識)と同様)
会計上の見積りの監査	・固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金、株式の評価等からも改善勧告事項が生じている。 ・具体的には、会計上の見積りに関連する企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解不足や、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足がある。 (重点的実施項目の「2. 会計上の見積りの監査」と同様)
仕訳テスト	・抽出された仕訳入力に対する詳細テストが未実施である。 ・不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討が不十分である。 (重点的実施項目の「1．不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(経営者による内部統制を無効化するリスク)と同様)
監査証拠	・企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。
財務諸表等の表示及び開示	・解約不能のオペレーティング・リース取引について、未経過リース料を注記に含めていない。 ・セグメント情報において、連結財務諸表全体の10%以上となる主要な国に区分した開示の要否について検討していない。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】

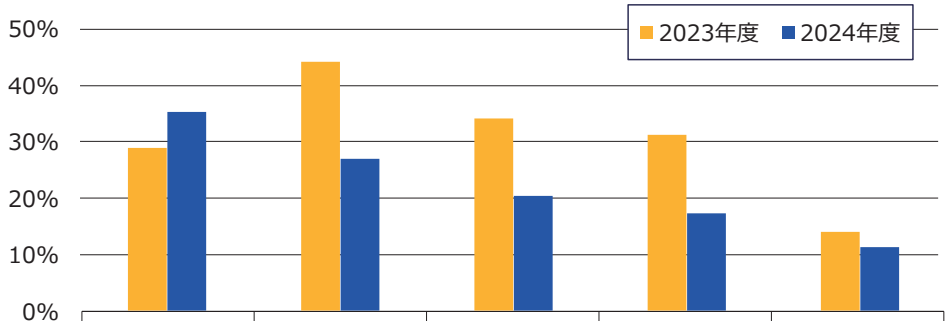

	不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)	会計上の見積りの監査	仕訳テスト	監査証拠	財務諸表等の表示及び開示
2023年度	29%	44%	34%	31%	14%
2024年度	35%	27%	20%	17%	11%

(注)「選定業務数に対する発生割合」= 「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」 / 「選定した監査業務数」

❗ 改善勧告事項の具体的な内容については「2024年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部16頁以降・Ⅱ部18頁以降をご参照ください。

Ⅱ 上場会社等監査人登録制度

1 上場会社等監査人登録制度の概要

(1) 制度の目的

上場会社等監査人登録制度は、

① 上場会社等の監査を行う監査事務所(監査法人又は公認会計士)を法律上の名簿(公認会計士法第34条の34の2の「上場会社等監査人名簿」をいう。)に登録し、

② 登録を受けた監査事務所(以下「登録上場会社等監査人」という。)に対して〝高い規律付け〟を求め、

③ 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として〝高い規律付け〟を果たしているかどうかを当協会が確認し(以下「適格性の確認」という。)、

④ 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うこと

を通じて、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度です。

監査事務所は、上場会社等に対して監査証明業務を行おうとする場合には、上場会社等監査人名簿への登録を受けなければなりません(公認会計士法第34条の34の2)。また、上場会社等は、登録上場会社等監査人から、財務諸表監査を受けなければなりません(金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項)。

(2) 制度の沿革

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保する目的から、2007年度より「上場会社監査事務所登録制度」を導入し、運用していました。

この制度では、上場会社の監査を行おうとする監査事務所は、当協会が備える「上場会社監査事務所名簿」への登録を受けなければならないことが定められていました。また、東京証券取引所その他の金融商品取引所に上場する会社は、「上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所からの監査を受けなければならない」ことが、各金融商品取引所の有価証券上場規程などにおいて定められており、当協会と、金融商品取引所の自主規制の両輪により、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理体制の確保が図られていました。

上記の制度は、上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていることなど、会計監査を取り巻く環境の変化を踏まえ、2022年5月に「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、法律上の登録制である「上場会社等監査人登録制度」へと改められました。

なお、上場会社等監査人登録制度の運営は、これまで自主規制として制度の運営を行ってきた知見やノウハウを最大限有効に活用できるようにする目的から、当協会がその運営を行っています。

2 上場会社等監査人登録制度の詳細

(1)上場会社等監査人登録制度の全体像

上場会社等監査人登録制度の全体像は、次の図のとおりです。

【上場会社等監査人登録制度の全体像】

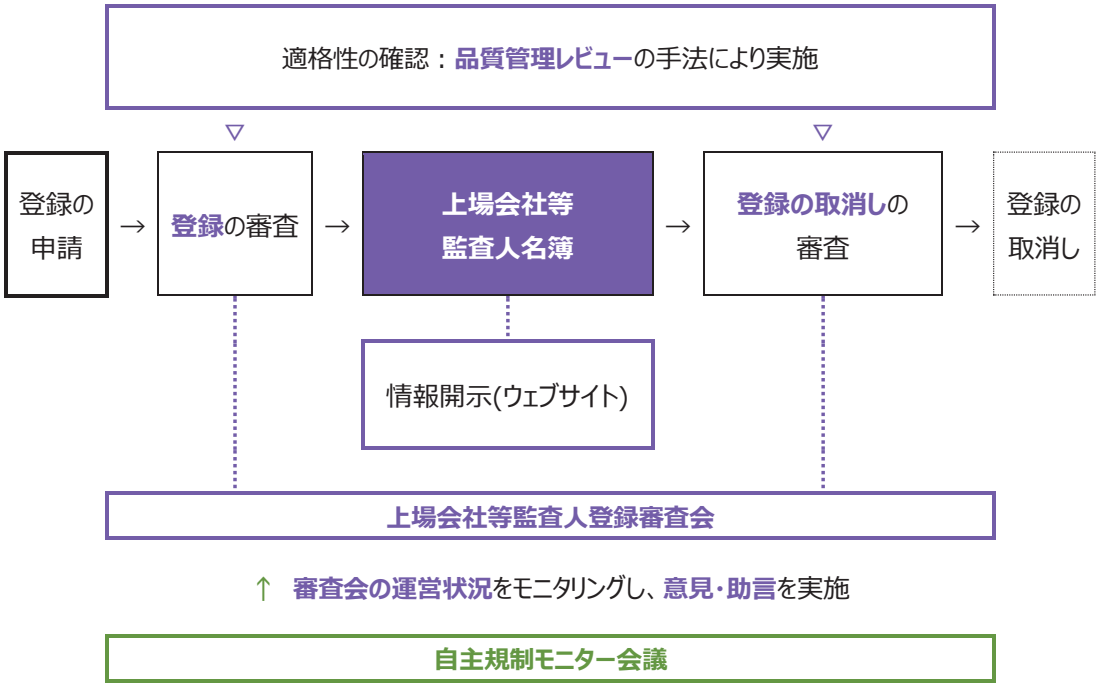

(2)上場会社等監査人名簿への登録の申請

上場会社等監査人名簿への登録の申請を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)は、法令等の定めるところにより、登録申請書類を当協会に提出しなければなりません。

監査法人が提出しなければならない登録申請書類の一覧は、次の表のとおりです。なお、一部の書類については、記載例又は様式を、当協会ウェブサイト(会員専用ページ)に掲載しています。

【登録申請書類の一覧】

通番	書類名
1	登録申請書
2	公認会計士法第34条の34の6第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書面
3	登記事項証明書
4	定款の写し
5	説明書類の記載事項を記載した書類
6	公認会計士である社員の経歴書
7	【様式第1号】誓約書
8	【様式第2号】登録事務所概要書
9	【様式第3号】監査契約会社リスト
10	【様式第3号別紙1】ローテーションの計画
11	【様式第4号】共同監査の具体的方法
12	直前期の「業務及び財産の状況に関する説明書類」
13	継続的専門能力開発制度における履修必要単位数を履修していることを証する書面 (申請前の3事業年度分)

(3)上場会社等監査人名簿への登録の審査

登録申請者からの申請を受け、当協会は「登録の審査のためのレビュー」を行います。登録の審査のためのレビューにおいて、登録申請者のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況が確認されます。上場会社等監査人登録審査会は、その確認結果を踏まえ、「登録の実施」又は「登録の拒否」を判断します。

2022年度の公認会計士法令の改正により、上場会社等の監査を行う監査事務所は〝より高い規律付け〟を果たすことが求められます。当協会は、〝より高い規律付け〟の目線を示す目的から、2023年6月29日付けで、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」(以下「適格性の確認ガイドライン」という。)を公表しています。

登録申請者に対して実施される「登録の審査のためのレビュー」においても、当該ガイドラインで提示された目線を基にして判断が行われることとなります。

なお、適格性の確認ガイドラインは、2024年8月9日に改正が行われました。改正のポイントと、改正後の適格性の確認ガイドラインに記載のある項目は、以下のとおりです。

【改正のポイント】

1. 「監査に関する品質管理基準」や、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」などを参考にして、ガイドラインの項目立てについて整理を行いました。
2. 公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条に定めのある事項について、2024年7月1日以後順次対応が求められることを踏まえ、着眼点及び判断基準の新規追加を行いました。
3. 上場会社等監査人登録審査会における議論や、2023年度の品質管理レビューの実績を踏まえ、職業倫理及び独立性に関する事項など、着眼点及び判断基準が定められていなかった事項又は着眼点及び判断基準について拡充する必要があると考えられた事項について、新規追加又は拡充を行いました。
4. ガイドラインを利用して体制の整備を行おうとする監査事務所の参考となるように、着眼点及び判断基準の記載の具体化又は例示の追加を行いました。

【適格性の確認ガイドラインの項目(2024年8月9日改正)】

Ⅰ　施行規則第26条各号において、監査事務所が整備しなければならない品質管理体制に関する着眼点及び判断基準

Ⅰ－1　総則

Ⅰ－2－1　監査事務所のリスク評価プロセス

Ⅰ－2－2　ガバナンス及びリーダーシップ

Ⅰ－2－3　職業倫理及び独立性

Ⅰ－2－4　監査契約の新規の締結及び更新

Ⅰ－2－5　業務の実施(全般)

Ⅰ－2－6　業務の実施(専門的な見解の問合せ)
Ⅰ－2－7　業務の実施(不正リスク対応)
Ⅰ－2－8　監査業務に係る審査
Ⅰ－2－9　監査事務所の業務運営に関する資源(人的資源)
Ⅰ－2－10　監査事務所の業務運営に関する資源(テクノロジー資源)
Ⅰ－2－11　品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
Ⅰ－2－12　品質管理システムの評価
Ⅱ　施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制の整備に関する着眼点及び判断基準
Ⅱ－1　着眼点
Ⅱ－2　専任の部門の設置(施行規則第87条第2号イ)に関する判断基準
Ⅱ－3　主として従事する公認会計士の選任(施行規則第87条第2号ロ)に関する判断基準
Ⅲ　施行規則第93条、第95条及び第96条に規定される業務管理体制の整備に関する着眼点及び判断基準
Ⅲ－1　着眼点
Ⅲ－2　判断基準
Ⅳ　その他：社員の法人業務への関与度合い

(4)適格性の確認

「上場会社等監査人名簿への登録の審査」及び「上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査」に当たっては、適格性の確認のための調査が行われます。

適格性の確認とは、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を適切に整備できているかを確認することを指しています(会則第46条の5第1項)。適格性の確認に当たっては、品質管理レビューその他の調査が行われることとなります(同条第2項)。

なお、(3)に提示する適格性の確認ガイドラインは、適格性の確認のために品質管理レビューを実施する際にも利用されます(品質管理レビューの実施状況については、「第2部Ⅰ品質管理レビュー制度」を参照。)。

(5)上場会社等監査人名簿

登録の申請が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となります。上場会社等監査人名簿は当協会に備え置かれ、公衆の縦覧に供されています。

登録上場会社等監査人には、法令上、次の義務が課されることとなります。

①　監査法人のガバナンス・コードの受入れ／情報開示の充実のための取組の実施

公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、業務の品質の管理の状況等の評価結果及びその理由等を公表するための体制の整備、上場会社等の

監査証明業務のステークホルダーに対して経営管理の状況等を公表するための体制の整備及び「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の適用状況を公表するための体制の整備を行うことが求められます。

②　変更登録の申請

公認会計士法第34条の34の8及び公認会計士法施行規則第88条の規定に基づき、登録上場会社等監査人は、上場会社等監査人名簿の登録事項に変更が生じた場合は、直ちに変更の登録を申請しなければなりません。

(6)情報開示

上場会社等監査人名簿の公衆縦覧のほか、当協会は、登録上場会社等監査人に関する情報を、当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています。

ウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」で閲覧できる主な情報は、以下のとおりです。登録上場会社等監査人は、①及び②に関する情報に関し、上場会社等監査人登録細則で定められる頻度により報告を行うことが求められます。

① 登録上場会社等監査人の概要情報(名称・所在地・連絡先・代者名・専門要員数・上場会社等の監査契約数)

② 『透明性報告書』又は『監査品質に関する報告書』を通じた経営管理の状況等(公認会計士法施行規則第95条)及び「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況(公認会計士法施行規則第96条)に関する情報

③ 品質管理レビューの実施状況(原則として直近2回分)

④ 金融庁又は当協会からの懲戒処分等を受けた場合には、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由

(7)登録の取消しの審査

登録上場会社等監査人は、金融庁から行政処分を受けた場合や、当協会の品質管理レビューを受けた結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、「辞退勧告」が講じられた場合には、登録の取消しの審査の対象となります。

上場会社等監査人登録審査会が、登録上場会社等監査人の登録を取り消すことが相当と認めた場合、当該登録上場会社等監査人の登録が取り消されることとなります。

(8)登録の取消し

上場会社等監査人名簿から登録を取り消された監査事務所は、取消しの日から3年を経過しない間は、上場会社等監査人名簿への登録申請を行ったとしても、その登録が拒否されます(公認会計士法第34条の34の6第1項第1号)。

なお、登録を取り消された監査事務所は、その取消しの日前に締結された上場会社等の監査契約に関しては、例外的に監査業務を行うことができます(公認会計士法第34条の34の9第6項)。

3 上場会社等監査人登録制度を運営する組織

(1)職務と構成

上場会社等監査人登録制度は、上場会社等監査人登録審査会を中心に運営されています。上場会社等監査人登録審査会の職務と構成は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人登録審査会の職務と構成】

組織名	上場会社等監査人登録審査会
職務	・上場会社等監査人名簿への登録の審査 ・登録上場会社等監査人の登録の取消しの審査 ・その他上記に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項
構成	定員7人 審査会長(当協会の会長)1人 会員外の委員4人(①金融庁職員／②学識経験者／③経済界の出身者／④投資家) 会員委員2人

(2)委員一覧

上場会社等監査人登録審査会は、審査の透明性及び客観性を確保する目的から、会員外の委員が会員委員よりも多い組織構成により運営されています。

2025年3月31日時点における上場会社等監査人登録審査会の委員は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人登録審査会の委員一覧】

役職	氏名	所属・肩書
審査会長	茂木　哲也	日本公認会計士協会 会長
委員(会員外)	犬塚　誠也	金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室長
委員(会員外)	蟹江　　章	青山学院大学大学院 教授
委員(会員外)	後藤　敏文	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員(会員外)	水口　啓子	株式会社 第一生命経済研究所 シニア・フェロー (非常勤)
委員(会員)	小暮　和敏	公認会計士
委員(会員)	淺井　万富	公認会計士

(3)会員外の委員の役割・選任理由

会員外の委員の役割・選任理由は、次の表のとおりです。

【会員外の委員の役割・選任理由】

氏名(属性)	役割・選任理由
犬塚　誠也 (金融庁職員)	監督当局の立場から、公認会計士法令に定めのある監査法人の体制整備や、「監査法人のガバナンス・コード」をはじめとする情報開示等の高い規律付けについて、その制度趣旨を踏まえた上での意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 犬塚　誠也委員にあっては、上記の役割が期待できるほか、「監査法人のガバナンス・コード」の改訂などに関して監督当局の立場から関与があり、登録審査会の委員として、公認会計士登録等の審査も行っているため、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
蟹江　章 (学識経験者)	学識経験を有する者から、公認会計士監査及び監査業務の品質の管理に関する監査論・公認会計士制度論も踏まえた意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 蟹江　章委員にあっては、上記の役割が期待できるほか、品質管理委員会の外部委員として、監査事務所の品質管理に関する審査に関与した経験もあることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
後藤　敏文 (経済界の 出身者)	登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、「監査法人のガバナンス・コード」の適用が求められることを踏まえたとき、上場会社等の経営及びガバナンスに関する知見を有する者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 後藤　敏文委員にあっては、上記の役割が期待できるほか、当協会の自主規制モニター会議や、倫理委員会有識者懇談会の委員を歴任していることから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。
水口　啓子 (投資家)	登録上場会社等監査人に対しては、より高い規律付けとして、情報開示の拡充が求められていることを踏まえたとき、財務報告をはじめとする開示情報の利用者の立場にある者からの意見を得ることによって、より深度ある審議を実現できると考えられたため。 水口　啓子委員にあっては、上記の役割が期待できるほか、公認会計士・監査審査会の委員として、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢に関する審査に関与があったことから、上場会社等監査人登録審査会の外部委員として適任と考えられた。

4 2024年度の上場会社等監査人登録審査の運営状況

2024年度は、18回の上場会社等監査人登録審査会が開催されました。各回における議題等については、下記リンク先に掲載する議事要旨よりご確認いただけます。

【上場会社等監査人登録審査会の議題等】

URL:https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/lcaf/

(1)登録の申請状況

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで。以下同じ。)における上場会社等監査人名簿への登録申請の状況は、次の表のとおりです。

【上場会社等監査人名簿への登録申請の状況】

(単位：件)

	申請件数	審査中	登録の実施	登録の拒否	申請の取下げ
2024年度	103	6	78	4	15
（参考）2023年度	84	0	45	1	38

(注) 1.「審査中」には、2024年度内の申請のうち、審査結果(登録の実施／登録の拒否)が2024 年度内に決定しなかった件数を計上している。
2.「申請の取下げ」は、2024年度内に申請の取下げがあった件数を計上している。

(2)変更登録申請の状況

2024年度における登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況は、次の表のとおりです。

【登録上場会社等監査人からの変更登録申請の状況】

(単位：件)

件数	審査中	変更登録実施
151	18	133

(注)「審査中」には、2024年度内の申請のうち、審査結果(登録の実施／登録の拒否)が2024年度内に決定しなかった件数を計上している。

(3)情報開示の状況

① 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要の公表

登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合、当協会は、会則に基づき、当該極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要を公表します。

2024年度の品質管理レビューの実施結果を踏まえ、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項の概要が公表されることとなった監査事務所数は、3件です。

②　金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示

登録上場会社等監査人が、金融庁長官又は当協会の行う懲戒処分等を受けた場合は、当該懲戒処分等を受けた旨及びその理由が所定の期間開示されることとなります。

2024年度において、金融庁長官又は当協会の懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【懲戒処分等を受けたことに関する情報開示の対象となった監査事務所数】

(単位：件)

金融庁長官が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	2
当協会会長が行う懲戒処分に伴う情報開示の件数	0

③　登録上場会社等監査人からの定期報告／変更報告に基づく情報開示

登録上場会社等監査人は、会計年度終了後3か月以内に定期報告を、ウェブサイトにおける公表事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から起算して30日以内を原則として変更報告を、それぞれ提出することが求められます。

2024年度における、定期報告及び変更報告の届出件数は、次の表のとおりです。

【定期報告及び変更報告の届出件数】

(単位：件)

定期報告	134
変更報告	238

(注) 制度上、定期報告の提出期間内に変更事項が生じた場合には、「定期報告を兼ねる変更報告」として届出が可能。ここでは、「定期報告を兼ねる変更報告」は、定期報告として取り扱い、件数を計上している。

④　ウェブサイト上の「監理区分」への指定の状況

登録上場会社等監査人が、上場会社等監査人名簿からの登録の取消し事由に該当しているおそれがある場合や、定期報告・変更報告を所定の期限までに届け出ていないことが認められた場合には、それらの状況が解消されるまでの間、当該登録上場会社等監査人を、ウェブサイト上の「監理区分」に指定の上で公表します。

2024年度において、監理区分に指定された監査事務所数は、次の表のとおりです。

登録の取消し事由に該当するおそれがあることに起因する指定の件数	2
定期報告・変更報告の届出を行っていないことに起因する指定の件数	0

(4)登録抹消の状況

2024年度において、上場会社等監査人名簿からの登録抹消を受けた監査事務所は0件です。

Ⅲ 個別事案審査制度

1 個別事案審査制度の概要

(1)個別事案審査制度の概要

個別事案審査制度は、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成しています。監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的としています。また、綱紀審査制度は、会長から審査要請を受けた処分懸念事案(注)に係る懲戒処分について審査することを目的としています。なお、審査の流れは以下のとおりです。

(注)会長から審査要請を受ける処分懸念事案には、監査・規律審査会が処分提案する事案のほか、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る処分提案がある。以下、「監査・規律審査会等」には監査・規律審査会のほか、特定事案を含む。

【個別事案審査の全体像】

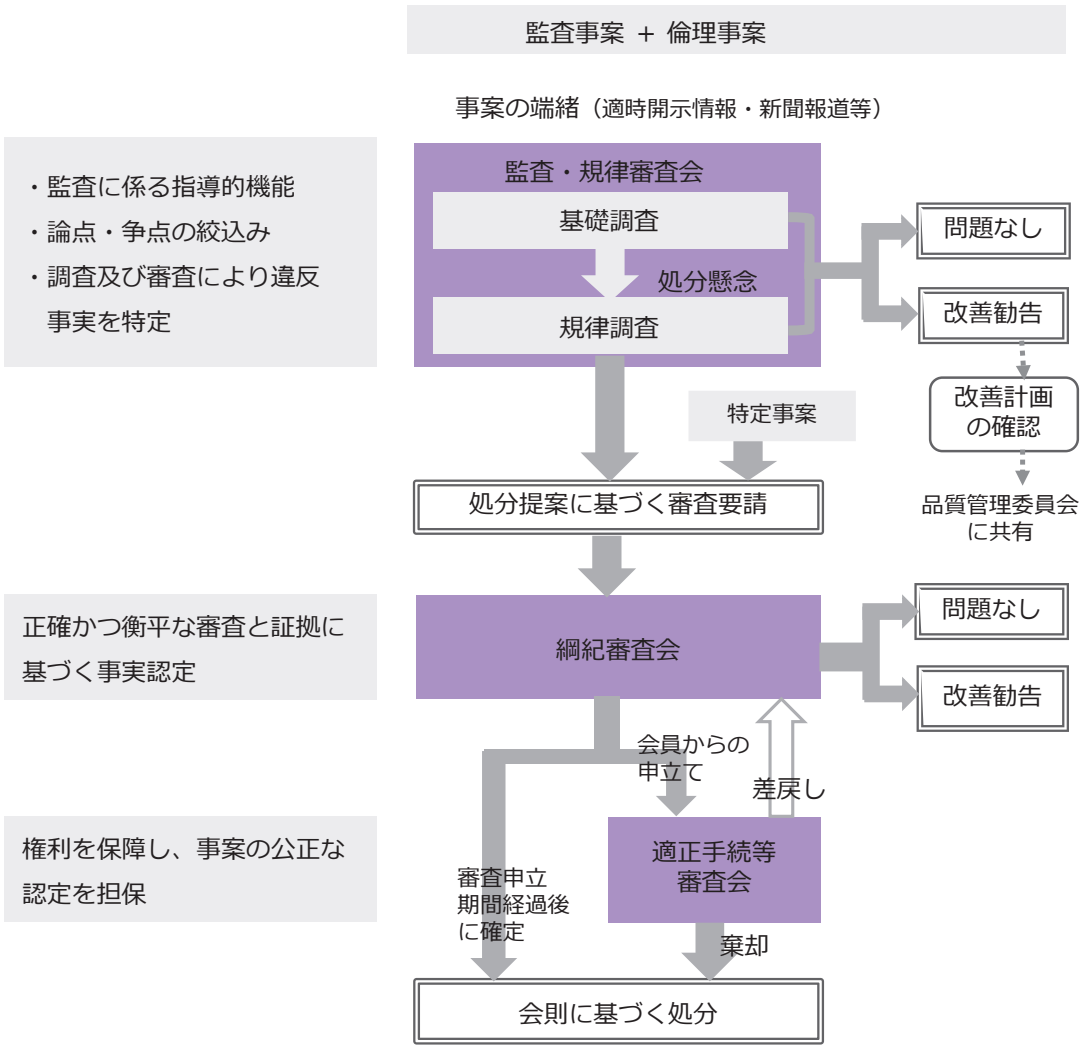

(2)監査・規律審査制度

①　審査対象

監査・規律審査会では、監査事案及び倫理事案を調査及び審査の対象とし、審査の結果必要と認めたときは、会長に意見具申し、会員及び準会員(以下「関係会員」という。)に対して会長が勧告又は指示を行うか、若しくは綱紀審査会に対して審査要請を行います。

監査事案及び倫理事案は、それぞれ以下のア及びイに記載の情報を端緒として、監査・規律審査会の議決をもって調査対象事案を決定しています。また、調査の段階により、「基礎調査」と「規律調査」に分類しています。

ア．監査事案

・有価証券報告書等の訂正報告書
・適時開示情報(会社の不正、誤謬、倒産等)
・新聞等の報道記事情報(会社の不正、重要な虚偽表示の疑義、倒産等)
・当協会の監査・倫理ホットラインへの情報
・品質管理レビューにおいて監査意見の妥当性に疑念が生じた事案又は監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長から報告があったもの

監査事案は、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について、「基礎調査」から調査を開始し、調査を進める過程で、関係会員に法令、会則及び規則の違反事実(以下「法令等違反事実」という。)の懸念が認められた事案は、監査・規律審査会の同意をもって「規律調査」に段階を進めます。

イ．倫理事案

・新聞及び官報等の報道記事(倫理規則違反、税理士法違反等)
・会社の公表情報や監査事案の調査により判明した組織内会計士等である会員の倫理事案(独立性違反、倫理規則違反等)
・当協会の監査・倫理ホットラインへの情報
・品質管理レビューにおいて監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長からの報告があったもの
・その他会長から指示を受けたもの

倫理事案は、倫理に関わる事案(監査事案以外)として、法令等違反事実の有無が根本的な論点となるため、調査開始時から「規律調査」に分類されます。

また、倫理事案は、監査事案以外の事案の総称であり、監査業務に従事していない会員及び準会員の会則違反や倫理規則違反の懸念のある行為等に関しても、調査対象に含まれます。

②　監査・規律審査

調査対象事案については、関係会員に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により調査を実施し、調査結果を踏まえて審査を行います。

③　審査結果

監査・規律審査会における審議は、利害関係のある委員を除く出席委員の3分の2以上の議決をもって審査結果を決定します。

審査結果は次の四つに分類されます。

【監査・規律審査制度における審査結果の4分類】

審査結果	内容
問題なし	特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。
問題なし (意見付記)	勧告又は指示には至らないものの、会員指導の観点から、今後の監査業務に参考となる意見を付記した上で審査終了とする。
改善勧告・指示	綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程において不備が認められるため、文書により会長名で勧告又は指示する。 また、関係会員に対し、改善措置に係る回答を書面及び面談により求め、監査・規律審査会において内容を検討するとともに、品質管理委員会にも当該回答を共有する。
綱紀審査要請	法令、会則及び規則違反の事実があり、当該違反事実が懲戒処分相当であると判断した場合、会長に対し、綱紀審査会に対する審査要請を行う。

(3)綱紀審査制度

①　審査対象

監査・規律審査会等からの処分提案に基づき会長から審査要請があった事案及び適正手続等審査会から差し戻された事案を審査対象とします。

②　綱紀審査

審査対象となった事案については、監査・規律審査会等が作成した処分提案書及び関係会員の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行います。審査は、関係会員等に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により実施します。

なお、当協会による懲戒処分は、関係会員の権利・地位等に重大な影響を及ぼすことから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

③　審査結果

審査結果は次の三つに分類され、綱紀審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

【綱紀審査制度における審査結果の3分類】

審査結果		内容
懲戒処分相当		法令等違反事実が認められ、懲戒処分を科すことが相当であるとの結論となった場合には、会長に対し懲戒処分の実施を求める。
懲戒処分 相当でない	勧告	法令等違反事実は認められるが、懲戒処分を科すことまでは相当でない、又は法令等違反事実が認められないとの結論となった論点において、会長名での勧告を行うことを求める。
	その他	(例)関係会員が公認会計士法上の欠格事由への該当等により、公認会計士登録が抹消され、審査対象から除外する場合など

なお、綱紀審査会の量定判断に関して、処分内容の公平性を担保するため、綱紀審査会運営細則第4条(処分内容の決定)に規定されている「懲戒処分の量定に関するガイドライン」を参考にして、個々の事案に応じた処分内容を決定しています。

(4)適正手続等審査制度

懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反等があることを理由として、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

① 審査対象

綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された会員からの審査申立てがあった事案を審査対象とします。

② 適正手続等審査

審査申立てがあった事案については、綱紀審査会及び審査申立てを行った会員の双方の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行います。審査は、当該会員等に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により実施します。

③ 審査結果

審査結果は、次の三つに分類され、適正手続等審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

【適正手続等審査制度における審査結果の3分類】

審査結果	内容
差戻し	綱紀審査会の結論に対する審査申立てに理由があると認めるときは、綱紀審査会に当該事案を差し戻す。
棄却	審査申立てに理由があると認めないときは、当該審査申立てを棄却する。
その他	(例)審査申立てを行った会員等が公認会計士法上の欠格事由への該当等により公認会計士登録が抹消され、審査対象から除外する場合など

(5)懲戒処分

綱紀審査会の審査結果について関係会員から審査申立てがなされなかった場合又は適正手続等審査会において審査申立てが棄却された場合には、会長は会則に基づく懲戒処分を行います。

当協会の懲戒処分は、関係会員の監査実施状況、監査意見の妥当性等に対して、監査の基準に照らして監査手続が十分であったかを判断し、その結果、会則に照らして違反があれば懲戒処分を科す、という重要な機能です。また、関係会員に対する懲戒処分にとどまらず、その他の一般の会員に対しても、公示文書や会長通牒を通じての注意喚起、研修を通じての事例提供による再発防止の教育、各会員のこれら対応状況の品質管理レビュー制度などを通じてのフォロー、さらに実務指針の見直しの必要性を検討するなど、幅広く会務に展開し、諸施策を講じています。

①　目的

当協会が行う懲戒処分は、自主規制団体としての責務を果たすために実施する制裁であり、これによって団体としての規律を維持するとともに会員に更なる社会的な使命の自覚を促し、会員が職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすことによって公共の利益に資するよう導くことを目的として実施しております。

②　処分の種類

当協会が会員及び準会員に対して科す懲戒処分は、「戒告」「会員権停止」「除名」「退会勧告」及び「行政処分請求」の5種類です。

【懲戒処分の種類】

懲戒処分の種別	内容
戒告	会員及び準会員の会則違反に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止(注1)	会員及び準会員の会則違反に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間停止する懲戒処分
除名	準会員登録名簿からの登録抹消(任意加入の準会員に限定)
退会勧告(注2)	会員及び準会員の会則違反に対し、当協会からの退会を勧告する懲戒処分
行政処分請求	上記各種の懲戒処分に付加される、金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

(注) 1.会員権の停止は、監査業務を始めとした公認会計士の業務を制限するものではない。なお、会員権(会則によって会員及び準会員に与えられた権利)とは、総会に出席して表決する権利・役員の選挙権及び被選挙権・会長に意見具申し、又は建言する権利・本会の会議に出席する権利を指す。

2.退会勧告は、当該会員又は準会員が退会するまでの間、会員権停止の懲戒処分も併科される。なお、退会勧告の事由となった事実が特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に関するものである場合、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、退会勧告の効力をその確認されたときまでとすることができる。

③　処分の公示・公表

処分の公示・公表の対象範囲は、次の表のとおりです。

【懲戒処分に関する開示の範囲】

<table>
<tr><th>開示対象者</th><th>開示される懲戒処分の範囲</th><th>開示場所</th><th>開示内容</th></tr>
<tr><td>会員向け
(公示)</td><td>懲戒処分を実施した全ての事案</td><td>当協会ウェブサイト
(会員専用ページ)</td><td rowspan="3">以下の全部又は一部
・懲戒処分をした旨
・懲戒処分の種別
・懲戒処分の理由
・事案の概要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般向け
(公表)</td><td>一定の懲戒処分を実施したとき(注1)</td><td>当協会ウェブサイト
(お知らせ)懲戒処分情報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録上場会社等監査人に対して懲戒処分を実施したとき</td><td>当協会ウェブサイト
(お知らせ)懲戒処分情報(注2)</td></tr>
<tr><td>当協会ウェブサイト
「登録上場会社等監査人情報」(注3)</td><td>・懲戒処分を受けた旨
・その理由</td></tr>
</table>

(注) 1.登録上場会社等監査人に該当しない場合でも、以下の場合には、会長が懲戒処分をした旨を一般に対しても公表する。
- 懲戒処分の種別及び内容が会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合や、退会勧告である場合
- 審査事案に対する社会的関心、審査事案の社会的影響等を考慮し、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために必要と認めた場合

2.2024年7月の会則変更により、公表されることとなった。
3.「第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度 2.(6)情報開示」を参照。

なお、監査人である会員が当協会の懲戒処分を受けた場合には、被監査会社の監査役等に、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を伝達する中で、遅滞なく、懲戒処分について通知があった日とともに、懲戒処分の対象、内容及び理由を伝達することになります。

2 個別事案審査制度を運営する各組織

(1)監査・規律審査会

監査・規律審査会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、以下の事項を職務としています。

監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、常務理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【監査・規律審査会の職務と構成】

組織名	監査・規律審査会
職務	・会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関する調査及び審査、並びに会員及び準会員の倫理に関する調査及び審査を行うこと。 ・調査及び審査の結果、必要と認めた場合は、会員及び準会員に対して、会長名による勧告又は指示を行うこと。 ・調査及び審査の結果、会員及び準会員に法令等違反事実があり懲戒処分が相当と認められた場合は、会長の承認を経て、当該事案を綱紀審査会へ回付すること。 ・調査及び審査の結果、監査・規律審査会の審査会長が必要と認めた場合に品質管理委員会委員長へ報告すること。
構成	・委員(17人) －　審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) －　副審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) －　委員(審査会長及び副審査会長を除き15人。うち2人は会員外の学識経験を有する者(注1)) ・臨時委員(注2)(9人)

(注) 1.会員外の学識経験を有する2人は、弁護士及び大学教員であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案調査及び審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。

2.利害関係を有する委員の数が委員の半数以上となる場合は、利害関係を有しない委員及び臨時委員の合計数が少なくとも委員の数の過半数となるまで臨時委員が充当される。

(2)綱紀審査会

綱紀審査会は、会員及び準会員の綱紀を保持粛正し、正確かつ衡平な処分を行うため以下の事項を職務としています。

綱紀審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【綱紀審査会の職務と構成】

組織名	綱紀審査会
職務	・監査・規律審査会等の処分提案書に記載されている法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定し、関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること。 ・審査申立てがあった場合において、適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立てに係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。
構成	・委員(7人) – 審査会長(1人。委員の互選による。) – 副審査会長(1人。委員の互選による。) – 委員(審査会長及び副審査会長を除き、5人。左記のうち、2人以上は会員外の学識経験を有する者) ・予備委員(注)(7人)

(注)委員に利害関係があるときは、予備委員が充当される。

(3)適正手続等審査会

適正手続等審査会の職務及び構成は次の表のとおりです。適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【適正手続等審査会の職務と構成】

組織名	適正手続等審査会
職務	綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員からの審査申立てについて、審査を行い、結論に影響を及ぼす手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明したと認めたときは、綱紀審査会に当該審査を差し戻し、これを認めないときは、当該審査申立てを棄却する旨を会長に報告すること。
構成	・委員(5人) – 審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) – 委員(審査会長を除き4人。左記のうち、3人以上は会員外の学識経験を有する者) ・予備委員(注)(4人)

(注)委員に利害関係があるときは、予備委員が充当される。

3 2024年度の個別事案審査の運営状況

2024年度も、当協会における自主規制機能の一層の充実・強化を図り、自主規制の実効性を向上させるため、個別事案審査制度の更なる運用改善に努めてまいりました。

2024年度における個別事案審査制度の事案数の推移の概観及び各会議の開催数は、以下のとおりです。なお、件数のみを記載していますので、終了事案の結論の内訳は、各機関の項をご参照ください。

【個別事案審査制度の事案数の推移】 (単位：事案)

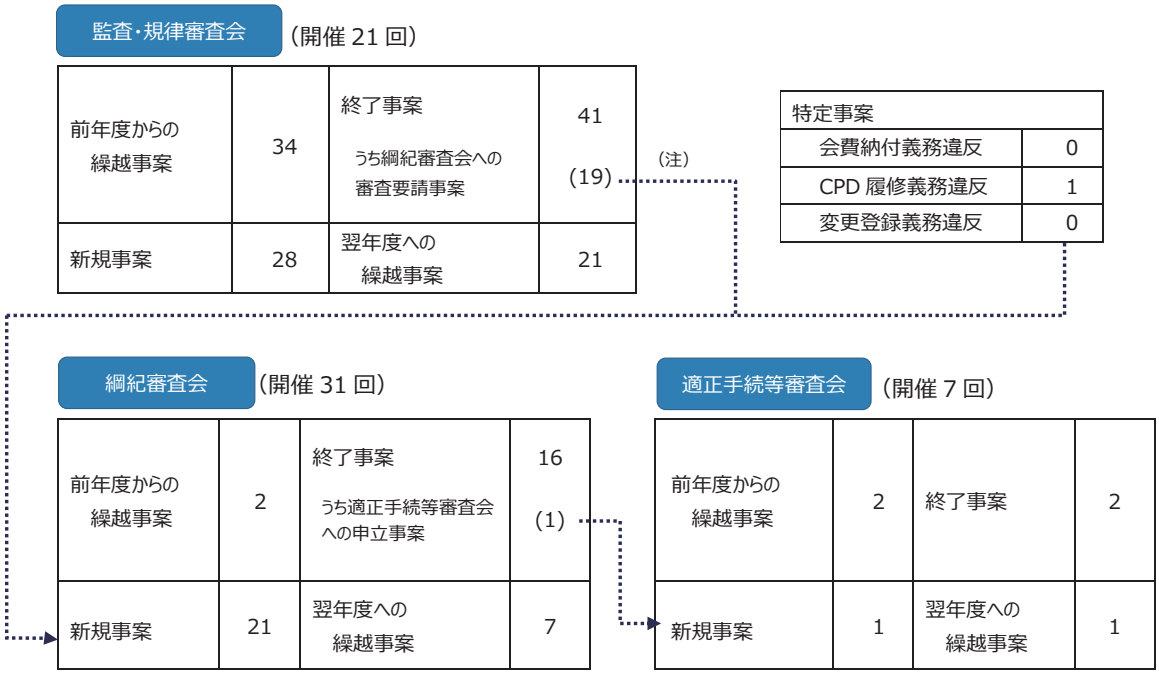

(注)前年度末時点で審査要請手続中の事案があったため、件数に差異が生じている。

(1)監査・規律審査会

① 監査・規律審査会における2024年度の事案数の状況

2024年度に監査事案として取り上げた事案は13件であり、このほかに2023年度からの繰越事案が23件ありました。このうち、24件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は基礎調査事案が11件、規律調査事案が1件、計12件となりました。

また、2024年度に倫理事案(税理士法違反等)として取り上げた事案は15件、2023年度からの繰越事案が11件、合わせて26件であり、このうち17件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は9件となりました。

基礎調査と規律調査の事案数の関係は、以下のとおりです。

【基礎調査と規律調査の事案数の関係】　(単位：事案)

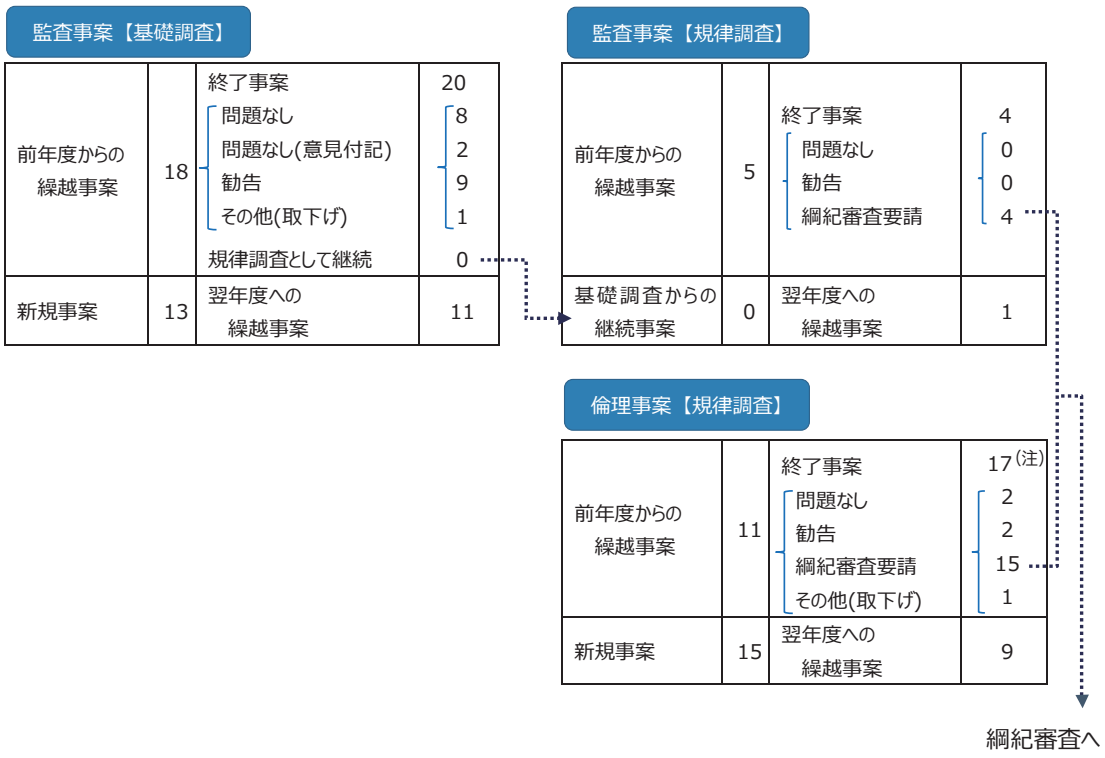

(注)「終了事案」と下の内訳の合計との差異は、一つの事案で複数の関係会員が審査対象となり、審査の結果、関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の結論の内容(綱紀審査要請及び改善勧告)をそれぞれ1として集計していることにより生じている。

②　取上げから終了までの調査期間

2024年度に監査・規律審査会で審査を終了した事案における、取上げから終了までの調査期間は次の表のとおりです。

【取上げから終了までの調査期間】

(単位：事案)

調査期間	～6か月	～1年	～1年半	～2年	2年～	合計(注2)
監査事案						
基礎調査で終了	1	13	5	0	1*	20
規律調査で終了(注3)	0	0	0	1	3	4
倫理事案						
規律調査	14	1	1	0	1*	17

(注) 1.＊は取下げにより調査を終了した事案。
2.取下げ事案を除く調査期間の最短及び最長はそれぞれ以下のとおり。
監査事案【最短6か月、最長34か月】
倫理事案【最短1か月、最長13か月】
3.基礎調査の期間を含む。なお、規律調査は、調査開始から6か月以内に議決を行うよう努めなければならないとされている。

③　監査事案

ア．監査事案の近年の事案数の推移

近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【監査事案の事案数の推移】

(単位：事案)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
繰越事案		35(11)	23(6)	18(2)	19(3)	23(5)
新規事案		9	13	11	17	13
基礎調査から規律調査への移行(注1)		(4)	(2)	(3)	(5)	(0)
合計		44(15)	36(8)	29(5)	36(8)	36(5)
終了事案(注2)		21(9)	18(6)	10(2)	13(3)	24(4)
案件別審査結果	審査終了(問題なし)	6	8	3	4	8
	審査終了(意見付記)(注3)	2	2	0	0	2
	改善勧告	9(5)	5(3)	7(2)	4(1)	9(0)
	綱紀審査要請	4(4)	3(3)	0	2(2)	4(4)
	その他(注4)	0	0	0	3	1
(翌年度)繰越事案		23(6)	18(2)	19(3)	23(5)	12(1)

(注) 1.括弧内の数字は、規律調査事案件数の内数である。
2.終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計している。
3.結論は「問題なし」で改善勧告には至らないものの、監査・規律審査会での議論の結果、意見を伝える必要があると判断された場合に、意見を付記している。
4.「その他」は、事案の取下げにより調査を終了したものである。

イ．監査事案の新規取上げに至る検討状況

監査事案の新規取上げに至る検討状況は、次の表のとおりです。

【監査事案の新規取上げに至る検討状況】

(単位：件)

		2022年度	2023年度	2024年度
日常的なモニタリング(公表情報等)		390	372	343
↓(注1)				
取上審議対象		92	96	72
↓(注2)				
取上げ決定	会社単位	8	11	11
	監査事務所単位(注3)	11事案	17事案	13事案

(注) 1.単純な記載誤り、注記のみの訂正、監査報告書の記載誤り等の軽微な訂正は、取上審議の対象から除いている。

2.量的(売上高・各段階利益・総資産・純資産への影響等)及び質的(倒産、IPO・指定替え時の不正、訂正による債務超過転落・段階利益等の赤黒逆転等)な重要性を勘案し、審議の上で決定している。

3.一つの会社で複数の監査事務所を取り上げた案件があるため、件数(会社単位)と事案数(監査事務所単位)で差異が生じている。

ウ．新規事案の内訳

イにおける2024年度の取上げ案件を会社単位で分類すると、以下のとおりです。

【2024年度の監査事案の新規取上げ案件の分類】

市場別

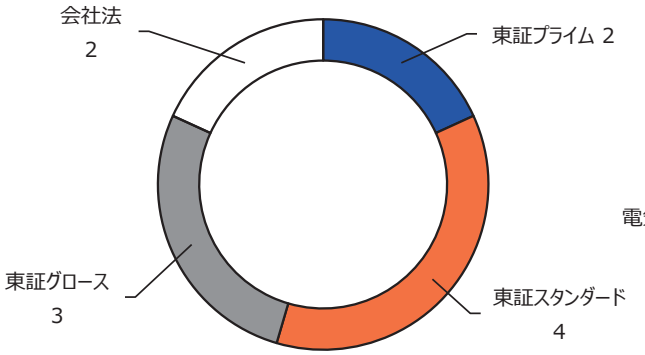

業種別

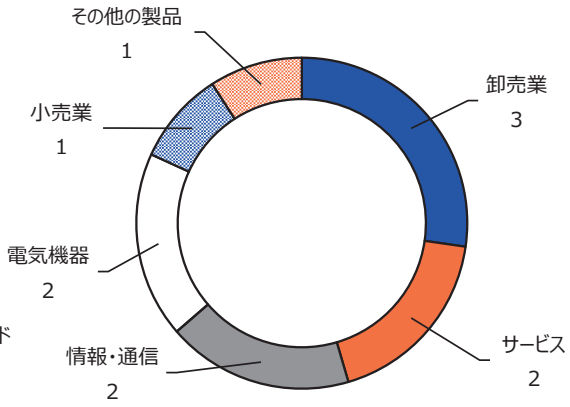

事案の分類

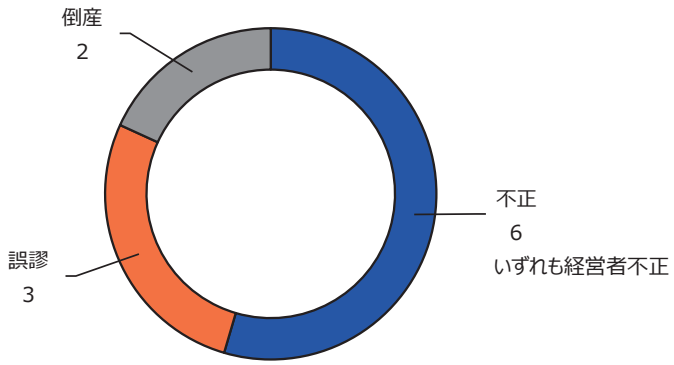

エ．改善勧告又は綱紀審査要請となった事案における不備の傾向

2024年度の終了事案のうち、改善勧告の結論になったものは9事案、綱紀審査要請の結論になったものは4事案でしたが、複数の不備事項が含まれる事案もありました。これらの事案における不備事項を分類すると、主に以下のような内容及び傾向となりました。

【不備の傾向】

企業環境の理解・リスク評価	・通常のサイクルから外れた売上取引について、異常を識別していなかった。 – 監査先企業のビジネスの理解が不十分であったため、期末日付近の売上高が非常に多額であることに対して異常であると識別していなかった。 – 経営者が直接担当する、新規取引先との多額の取引に関し、事業上の合理性を検討しておらず、リスク評価の見直しを実施していなかった。 – 売上債権の回収が当初の予定よりも大幅に遅延した際に、当初の売上計上の妥当性を再評価していない(得意先の財務状況の悪化による遅延ではない場合)。 ・実際の業務フローとは異なる理解をし、当該理解に基づいたリスク評価を行い、対応手続を立案していた。 ・親会社の管理が十分に行き届かない、遠方の子会社に関する内部統制の不備を認識できず、不正リスク要因を識別していなかった。
リスク対応手続	・不正リスクへの対応において、実施した監査手続が不十分であった。 – 不正リスク対応のための手続を監査先企業から拒否されたため、想定した不正リスクシナリオに対応した手続が実施できず、また、追加手続も実施しなかったため、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。 – 不正リスクが相当程度高い状況下において、売上対象となる成果物の完成を確かめていなかった。 – 四半期レビューの段階であったため、期末までに確認することとして、対応を先送りしていた。 ・実施した手続が、アサーションに照らして適切ではなかった。 ・サンプリングによる詳細テストを実施したが、残余の母集団に関する監査証拠を入手していなかった。
その他	・監査受嘱時の前任監査人への質問が不足しており、受嘱のためのリスク評価が不十分であった。 ・前任監査人が監査している比較情報に関する検討が不足していた。

監査・規律審査会が毎年会員・準会員に向けて発行する「監査提言集」(「(5)個別事案審査制度における各種取組②イ」を参照。)の冒頭には、過去の調査事例で確認された不備事項を様々な視点でまとめた「17の提言」を掲載しています。

上述の「不備の傾向」も、多くはこの17の提言に包含される事項であり、監査の各局面で改めて確認することで、気付きが得られるものです。

【17の提言】

1. リスク・アプローチに基づく監査においては、リスクの適切な識別・評価が決定的に重要である。
2. 形式的な内部統制の評価は、リスクの適切な識別・評価に結びつかないことを理解する。
3. 重要な虚偽表示リスクは、常時変化しているため、変化を見過ごさない。
4. 業界慣行という言葉に捉われず、一般的なビジネスに関する知識や一般常識を踏まえることも必要である。
5. 新規事業等への参入は、新たな重要な虚偽表示リスクを生み出すことがあることを理解する。
6. 経営者の誠実性は先入観を持たずに検討する。
7. 識別したリスクに対して、効果的な監査手続を具体的に検討する。
8. 監査手続は納得感を得るまで慎重に実施し、必要な監査証拠を入手する。
9. 入手した監査証拠の証明力の強弱を適切に評価する。
10. 質問の回答を鵜呑みにせず、裏付けを入手する。
11. 契約書等の証憑が揃っていることと、取引が実在することとは必ずしも同じでない場合があることを理解する。入出金の事実も過信しない。
12. 投融資は、経済合理性だけでなく、事業上の合理性を吟味し、その内容を十分把握する。
13. 損失処理することと重要な虚偽表示リスクが解消することとは別の問題であることを理解する。
14. 会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である。
15. 連結子会社等にも虚偽表示リスクは親会社と同様に存在する。グループ全体と構成単位の環境の理解を深める。
16. 時間的制約のある監査人交代は、監査リスクが著しく高いことがあることを理解する。
17. 監査調書は、監査人の行為の正当性を立証する唯一のものである。監査調書は適時に作成し、適切に整理し保存する。

④　倫理事案

ア．倫理事案の近年の事案数の推移

近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【倫理事案の事案数の推移】

(単位：事案)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
繰越事案		9	8	5	5	11
新規事案(注1)		12	7	8	12	15
会費納付義務違反		1	1	1	1	1
CPD履修義務違反		5	0	2	1	-
変更登録義務違反		0	1	1	0	-
税理士法違反		2	3	0	3	9
その他		4	2	4	7	5
合計		21	15	13	17	26
終了事案(注2)		13	10	8	6	17
案件別審査結果(注4)	問題なし	0	1	0	0	2
	改善勧告	1	0	1	3	2
	綱紀審査要請	11	10	7	4	15
	その他(注3)	1	0	1	1	1
	合計	13	11	9	8	20
(翌年度)繰越事案		8	5	5	11	9

(注) 1.2024年会則変更により、2024年9月以降、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)は各事案を所管する部門が処分提案機能を有することとなり、監査・規律審査会での審査対象から除外された。

2.終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計している。

3.案件別審査結果の「その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消により調査を終了している。

4.「終了事案」と「案件別審査結果」の差異は、一つの事案で複数の関係会員が審査対象となり、審査の結果、関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の結論の内容(綱紀審査要請及び改善勧告)をそれぞれ1として集計していることにより生じている。

(2)綱紀審査会

①　綱紀審査会における事案数の推移

2024年度の報告対象期間中に綱紀審査要請された事案は21件であり、このほかに2023年度からの繰越事案が2件ありました。このうち16件を審査・議決し、申渡しを実施した結果、翌年度繰越事案は7件となりました。近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【綱紀審査会における事案数の推移】

(単位：事案)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
繰越事案		1(1)	10(6)	9(5)	2(0)	2(1)
新規事案(監査)		4	2	0	1	4
新規事案(倫理)		9	13	9	4	17
会費納付義務違反		1	1	1	1	1
CPD履修義務違反		3	3	3	1	2
変更登録義務違反		0	1	1	0	0
税理士法違反		4	5	0	0	9
その他		1	3	4	2	5
合計		14(10)	25(19)	18(14)	7(4)	23(18)
終了事案		4(4)	16(14)	16(14)	5(3)	16(16)
結論の内容	懲戒処分	4	14(13)	16(14)	5(3)	15(15)
	勧告	1	3(2)	2(2)	1(1)	1(1)
	その他(注3)	1	1(1)	1(1)	0	0
(翌年度)繰越事案		10(6)	9(5)	2(0)	2(1)	7(2)

(注) 1.括弧内の数字は、倫理事案の件数の内数を示す。
2.終了事案は、綱紀審査会からの審査結果の申渡しの日に基づき集計している。
3.結論の内容の「その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消により調査を終了している。
4.「終了事案」と「結論の内容」の差異は、一つの事案で複数の関係会員が綱紀審査対象となり、審査の結果、関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の結論の内容(懲戒処分及び勧告)をそれぞれ1として集計していることにより生じている。

②　審査要請から終了までの審査期間

2024年度に綱紀審査会で審査を終了した事案における、審査要請から終了までの審査期間は次の表のとおりです。

【審査要請から終了までの審査期間】

(単位：事案)

審査期間(注1)	～3か月	～6か月	～1年	～1年半	合計(注2)
監査事案	0	0	0	0	0
倫理事案	13	1	2	0	16

(注) 1.綱紀調査は、調査開始から３か月以内に議決を行うよう努めなければならないとされている。
2.調査期間の最短及び最長はそれぞれ以下のとおり。
倫理事案【最短1か月、最長10か月】

(3)適正手続等審査会

①　適正手続等審査会における事案数の推移

2024年度の報告対象期間中に審査申立てされた事案は1件であり、このほかに2023年度からの繰越事案が2件ありました。このうち2件を審査終了した結果、翌年度繰越事案は1件となりました。近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【適正手続等審査会の事案数の状況】

(単位：事案)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
繰越事案		1	3(2)	4(3)	3(1)	2(1)
上場会社監査事務所登録・措置不服審査会からの繰越		1	-	-	-	-
新規事案		2	3(3)	3(1)	4(2)	1(1)
綱紀審査会の懲戒の処分内容に対する審査申立て		2	3(3)	2(1)	4(2)	1(1)
品質管理委員会の措置の決定に対する審査申立て		0	0	1	-	-
合計		3	6(5)	7(4)	7(3)	3(2)
終了事案		0	2(2)	4(3)	5(2)	2(1)
結論の内容	差戻し	0	0	2(2)	0	0
	棄却	0	2(2)	2(1)	5(2)	2(1)
	その他	0	0	0	0	0
(翌年度)繰越事案		3	4(3)	3(1)	2(1)	1(1)

(注)括弧内の数字は、倫理事案の件数の内数を示す。

②　適正手続等審査会における調査期間

2024年度の適正手続等審査会における調査期間は次の表のとおりです。

【適正手続等審査会における調査期間】

(単位：事案)

審査期間(注1)	～6か月	～1年	～1年半	～2年	合計(注2)
監査事案	0	0	0	0	0
倫理事案	1	0	0	0	1
品質管理委員会事案	0	0	0	1	1

(注) 1. 適正手続等審査は、6か月以内に事案審査が終了するよう努めなければならないとされている。
2. 審査期間はそれぞれ以下のとおり。
倫理事案【3か月】
品質管理委員会事案【21か月】

(4)懲戒処分

① 懲戒処分の種別による推移

2024年度に懲戒処分が実施された事案は14件ありました。近年の懲戒処分の種別(事案種別、懲戒処分の種別及び関係会員の種別)による推移を示すと、次の表のとおりです。

【懲戒処分の種別による推移】

(単位：事案)

		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
懲戒処分となった事案数		9		14		16		7		14	
関係会員の種別		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
監査事案	戒告	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	会員権停止	0	6	0	3	0	3	3	10	0	0
	退会勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政処分請求(注2)	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0
倫理事案(注3)	戒告	0	43	0	58	0	23	0	23	0	27
	会員権停止	1	16	2	12	0	11	0	10	0	16
	退会勧告	0	44	0	38	0	30	0	40	0	32
	行政処分請求(注2)	0	38	0	11	0	0	0	0	0	0

(注) 1.一つの事案に複数の会員が関係する場合があるため、懲戒処分となった事案数と懲戒処分の種別の件数に差異が生じている。
2.「行政処分請求」については、主たる処分内容に付加している。
3.倫理事案には、会費納付義務違反事案、CPD履修義務違反事案等がある。

② 懲戒処分が実施された事案の総審査期間

2024年度に懲戒処分が実施された事案14件につき、監査・規律審査会、綱紀審査会、適正手続等審査会における審査期間は次の表のとおりです。

【懲戒処分が実施された事案の総審査期間】

		監査・規律審査会	綱紀審査会	適正手続等審査会	合計
倫理事案	会費納付義務違反事案	1か月	1か月	-	3か月
	CPD履修義務違反1	1か月	3か月	-	5か月
	一部申立て			3か月	8か月
	単独監査事案1・2	3か月	3か月	-	7か月
	税理士法違反事案1～3	2か月	3か月	-	6か月
	税理士法違反事案4～9	4か月	2か月	-	7か月

(5)個別事案審査制度における各種取組

①　個別事案審査制度全体を通じた取組

ア．調査期間の短縮化に向けた取組

監査・規律審査会が発足して当年度で丸5年が経過し、監査・規律審査会での調査実績も蓄積してきたことから、旧組織(監査業務審査会及び規律調査会)からの組織改編に伴う効果測定を行い、更なる調査の迅速化に向けた取組を検討し、対応を行っています。

組織改編の効果としては、会議体をまたいで事案の審議を行っていたものを一つの会議体で継続審議することとなったことの直接の効果として、平均で3か月程度、調査期間が短縮されています。

一方で、過去に比して監査の基準の要求事項の増加等により監査手続が手厚くなり、提出される監査調書が増えたことから、回答の確認に時間を要する点もあり、上記の効果が減殺される点も存在しますので、今後も運用改善に努めてまいります。

また、懲戒処分までの期間短縮化は、個別事案審査制度全体としての課題であり、調査及び審査を担当する委員及び調査員の交代による事案理解に要する時間が大きな影響を及ぼしていると考えております。この点についても、委員や調査員の任期満了時の交代の影響が少なくなるような対応を実施してまいります。

イ．特定事案に係る処分提案機能の移管に伴う各所管部門への導入支援

特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、2024年7月の会則改正により、従来、監査・規律審査会で行っていた綱紀審査会への処分提案機能を各所管部門に移管しました。

本移管に当たり、移管後の処分提案が円滑に行うことができるよう、各所管部門に対して導入のための支援を実施しました。

②　監査・規律審査会における取組

ア．品質管理委員会との連携

監査・規律審査会では品質管理委員会との連携強化を目的として、月1回の頻度で自主規制月次協議会を開催し、課題の確認や報告等を行っています。自主規制月次協議会では、監査・規律審査会の調査結果やレビュー結果の連携にとどまらず、監査・規律審査会の事案の取上げ検討に際し把握した監査事務所の品質管理に関する懸念事項の伝達や、リスクが高いと思われる事案に関する相互の対応状況や問題意識の共有、その他自主規制全体として制度相互の連携の実効性確保のための内規の整備等を行っています。

また、監査・規律審査会が改善勧告の結論とした場合、関係会員は、改善計画を策定し、監査・規律審査会に提出しますが、監査・規律審査会ではそれを品質管理委員会にも共有しています。後日、改善への取組の状況を品質管理レビュー等で確認することより、改善計画の実効性が担保される仕組みとしています。

イ．監査提言集の作成及び研修の実施

監査提言集は、2008年以降、会員及び準会員が実施する監査業務の様々な段階で監査業務の改善に資することを目的として、監査・規律審査会における調査事案を踏まえ、事実を一部編集した上で、提言を取りまとめています。2024年版の監査提言集においては、掲載事例及びコラムを複数追加しています。

さらに、監査提言集の解説として、監査・規律審査会の担当常務理事が講師を務め、全国研修会を2024年8月と2025年2月に計2回開催しました。2025年2月に開催した研修は、今までとは異なる企画をし、3月期決算の期末監査前に不正に対する気付きを改めて監査チームで議論する契機となるよう、監査提言集から複数の不正事例を題材にそれぞれのケースでの具体的な監査上の留意点について、監査調書のイメージを多く用いて、担当常務理事が詳細に解説しました。

2024年版の監査提言集は、2024年7月1日付けで当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しました。

詳細は当協会ウェブサイトをご覧ください。

【2024年版監査提言集(会員専用ページ)】
URL:https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20240701zyx.html

2025年版の監査提言集は、2025年7月に当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開予定です。

ウ．メールマガジンの配信

監査提言集による会員・準会員への注意喚起の実効性の向上を目的として、毎月1回「会員・準会員向けメールマガジン」にて、監査提言集の事案の紹介記事等を配信しています。監査提言集に掲載されている事案・コラムの紹介や、期末日近くの監査上の留意点、また、監査・規律審査会で実施した調査内容等について、監査シーズンやその時々のトピックに合わせ、手軽に読めるメールマガジンの形式で配信し、会員・準会員の監査業務の適切な遂行に資するよう、適時に注意喚起を行っています。

エ．事案の調査を通じた基準設定部署へのフィードバックの実施

事案調査の過程で認識された、監査実務指針等の改正が必要と判断された事項について、所管の委員会に検討の申入れを行いました。

③　懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム(以下「PT」という。)は、昨今、公認会計士法及び倫理規則が改正されるなど、当協会の自主規制機能の強化に向けて社会からの期待が従来以上に高まる中で、懲戒処分の実効性を確保する方策を検討するため、2023年1月に設置し、3年間にわたって以下の活動を行いました。

なお、PTを経て新たに適用又は施行された事項について、会員の理解に資するよう、ｅラーニング教材を作成し、会員向けに公開しています。

・第一弾PT(2023年1月～同年7月)

上述の自主規制を取り巻く環境変化に対応した公正な処分基準を整備し、適切に運用するため、「懲戒処分の量定に関する考え方について」(量定ガイドライン)の一部変更案(2023年7月28日理事会審議)を取りまとめ、所要の手続を経て適用している。

・第二弾PT(2023年7月～2024年7月)

改正公認会計士法の施行により上場会社等監査人登録制度が法制化されたこと等を踏まえ、当協会の自主規制機能の適正な行使・運用を図り、自主規制機関としての対外的な説明責任を履行し、懲戒処分の実効性を確保するため、「懲戒処分の周知、公示及び公表等に関する会則及び細則の一部変更要綱案」(2024年3月19日理事会審議)を取りまとめ、同年7月18日に開催された定期総会にて審議承認後、金融庁長官による会則一部変更の認可(同年9月17日付け)を経て施行している。

・第三弾PT(2024年10月～)

第一弾PT及び第二弾PTにおける検討経過を踏まえ、自主規制機関としての指導及び監督機能の更なる充実・強化を図るため、主に以下アからウまでの各論点に関する課題対応策を整理・検討することとした。

ア．自主規制モニター会議の意見を踏まえた対応(過怠金制度導入の課題整理、個別事案審査制度における懲戒処分と品質管理レビュー制度における措置の横断的な検討の必要性等)

イ．適正手続等審査会(旧・不服審査会)の審査申立て要件の在り方を踏まえた規定整備の必要性

ウ．懲戒処分実施後のフォローアップの必要性

4 その他(当協会におけるその他の自主規制に関する取組)

監査法人に対して行われた行政処分における処分理由に、監査調書の改ざん行為の指摘が含まれていたこと等を踏まえ、自主規制部門では、2025年2月に「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項(再通知)」を発出し、会員に対して注意喚起を行っています。

また、公的機関等や元会員によるインサイダー取引事案が相次いで発生していることを踏まえ、当協会は、法規・制度委員会研究報告第5号「インサイダー取引に関するQ&A」を公表する等、自主規制部門のみならず、協会全体で会員によるインサイダー取引事案の発生防止に向けた対応を行っています。

自主規制部門では、2024年11月に「【注意喚起】業務上知り得た情報の取扱いについて」を会員向けに発出し、注意喚起を図るとともに、会則第58条による個別的監督として、上場会社の監査を行う監査事務所を対象にインサイダー取引に関する緊急点検を実施し、必要に応じて個別に指導を行っています。今後も監査事務所の内部管理体制の整備及び運用の状況について、品質管理レビュー等の機会を利用して、適宜フォローアップを実施する予定としています。

第３部
自主規制のモニタリング

1 自主規制のモニタリングの概要

(1)自主規制モニター会議の目的・職務

当協会は、自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するためのモニタリングの仕組みを設けており、これを担う機関として、「自主規制モニター会議」を設置しています。

自主規制モニター会議は、自主規制の重要な機能である品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度を中心に、自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、又は助言を行うことを職務としています。

なお、品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度に係る見直し(規程の制定・改廃)を行う場合には、その方向性についてあらかじめ自主規制モニター会議の委員に意見を求めなければならないこととしており、運営面のみならず制度設計段階におけるモニタリングの機能も担っています。

(2)自主規制モニター会議の組織

自主規制モニター会議は、当協会の外部理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の計8人以内の委員で構成されており、自主規制に対する多面的な視点や独立性・透明性を重視した体制で運営しています。

(3)モニタリングの状況の公表

当協会の社会に対する説明責任の向上に資するため、委員の意見や助言を議事要旨に取りまとめ、会議資料と併せて当協会のウェブサイトに公表しています。

【自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料】
URL: https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/monitoring/

2 2024年度のモニタリングの状況

自主規制モニター会議は、年3回の開催を基本とし、品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況のほか、公認会計士制度をめぐる規制や自主規制に関する当協会の重要な取組についても適時に取り上げています。

(1)2024年度の開催実績

(詳細は「1.(3)モニタリングの状況の公表」のリンクの議事要旨及び会議資料を参照。)

■ 2024年6月6日開催

【出席委員】7人

【主な議題】

・品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の2023年度年次報告

・上場会社等監査人登録制度に係る対応

・「品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)」に基づく対応状況及び「2024年度品質管理レビュー方針」

■ 2024年10月29日開催

【出席委員】7人

【主な議題】

・品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況

・公認会計士・監査審査会の行政処分勧告を受けた対応

・懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの今後の活動

・個別事案審査制度における調査の迅速化に係る対応

・サステナビリティ情報の開示と保証に係る議論の状況

■ 2025年2月17日開催

【出席委員】8人

【主な議題】

・品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況

・監査法人に対する金融庁の行政処分を受けた対応

・監査実施状況調査(2023年度)

・インサイダー取引に関する緊急点検

・個別事案審査制度における調査の迅速化に係る対応

(2) 自主規制の各制度に係る2024年度のモニタリングの重点

① 品質管理レビュー制度関係

昨今の監査法人に対する検査結果に基づく公認会計士・監査審査会の行政処分勧告事例等を踏まえ、品質管理レビューの指導・監督機能の実効性向上に必要な分析、課題整理、改善対応が適切に行われ、品質管理レビュー制度に対する資本市場関係者の信頼確保に資する納得感のある説明が果たされているかどうかといった視点から、取組状況についてモニタリングを行っています。

② 上場会社等監査人登録制度関係

2023年度に引き続き、みなし登録上場会社等監査人に対する指導や適格性の審査に係る以下の取組状況を中心にモニタリングを行いました。

・法令上の経過措置期間における旧・上場会社監査事務所登録制度から上場会社等監査人登録制度への移行状況(登録の申請及び登録の審査の状況)

・みなし登録上場会社等監査人に多く見受けられる不備に対する指導の状況

・上場会社等監査人登録審査会における登録の審査の過程で論点となった事項に係る議論の状況

③ 個別事案審査制度関係

個別事案審査制度については、過去から、事案発生から懲戒処分までの期間の短縮を求める声があり、自主規制モニター会議においても、本制度の運営状況のモニタリングを通じて、事案処理の長期化傾向について問題意識を持っているところです。会員の監査業務の適正な運用発展及び規律の維持を図ることにより自主規制機能の社会的意義を適切に果たすとともに、資本市場関係者による監査人の評価等に資するための情報の適時性を確保する観点から、これまで行われてきた事案処理の迅速化・効率化のための組織体制の見直しの効果測定も踏まえ、課題の抽出及び改善策の検討が適切に行われているかどうかについてモニタリングを行いました。

議長メッセージ

監査品質を高める自主規制機能の社会的重要性

自主規制モニター会議議長　小林　麻理

日本公認会計士協会(以下「協会」といいます。)は、社会に価値を提供する重点テーマとして次の4つの柱、すなわち、「資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化」、「拡がる業務を通じた社会課題の解決への貢献」、「情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成」、「ステークホルダーとの連携強化」を掲げています。このうち、第一の柱である「監査・保証業務の高度化と基盤強化」が監査業務のコアコンピタンスであることは言うまでもありません。協会は、このコアコンピタンスの質的水準の維持・向上に向けて、自主規制を行い、自主規制モニター会議は、外部の視点から、それらの活動の「客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資する」ことを任務としています。

任務遂行に当たって、会議の重点的なモニタリング項目は、自主規制機能を構成する3制度、すなわち、品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度、個別事案審査制度です。上場会社等監査人登録制度は、上場会社監査に対する高い規律、個別事案審査制度は、監査業務の適正な運用発展、規律の維持、綱紀の保持粛正が焦点ですが、その根底にあるのは言うまでもなく監査品質の確保です。監査品質の確保が図られてこそ、協会の自主規制機能が十全なものとなり、社会的責任を果たすことができます。その意味で、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について協会が定期的に調査を行う品質管理レビュー制度は、まさに協会の自主規制制度のコア機能と位置づけられます。

この重要なコア機能について、協会は現在、課題分析を行い、レビューの在り方を検討しています。具体的には、公認会計士・監査審査会(CPAAOB)による2024年の行政処分勧告等を踏まえ、改めて品質管理レビュー制度の課題整理を行い、当該制度の機能が十全に発揮されるよう改善対応を行っているということです。会議では、「品質管理レビューの在り方やCPAAOBとの結果の差異の検証を行う」、「CPAAOBの検査とどのように連携・協力するかという視点が重要となる」、「差異を生じさせないために本質的・抜本的にどうすべきかを十分に検討し、社会の負託に応えられるような品質管理レビューを目指す」ことなどを議論し、意見・助言を述べました。協会とCPAAOBの連携・協力という観点では、規制機関の検査と協会のレビューとの間に存在する差異を明らかにした上で、自主規制の効果を高める品質管理レビュー制度を構築する努力が求められます。

協会は、資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の品質の確保という大きな社会的責任を担っています。本会議は、協会の自主規制機能の十全な発揮と在り方について引き続き議論を行い、モニタリングの使命を果たしていきます。

自主規制モニター会議委員 (2025年3月31日現在・五十音順)

(注)所属・肩書は同日時点のものである。

大場 昭義

日本公認会計士協会外部理事／
一般社団法人日本投資顧問業協会会長

1975年 4月　現みずほ信託銀行入社
2002年 4月　同社執行役員運用本部長
2004年 4月　同社常務執行役員
2008年 4月　株式会社みずほ年金研究所取締役社長
2009年 6月　現東京海上アセットマネジメント株式会社代表取締役社長
2013年 8月　公益社団法人日本証券アナリスト協会会長
2016年 6月　東京海上アセットマネジメント株式会社取締役会長
2017年 6月　一般社団法人日本投資顧問業協会会長

神田 安積

弁護士

1993年 4月　弁護士登録
2010年 4月　第二東京弁護士会副会長
2015年 3月　日本弁護士連合会事務次長
2018年 4月　BPO放送倫理検証委員会委員長
2019年 4月　検察審査会　情報公開・個人情報保護審査委員会委員
2021年 4月　第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長
2021年 7月　日本放送協会（NHK）入札契約委員会委員長
2022年 4月　最高裁判所　司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員
2022年 4月　最高検察庁　検察運営全般に関する参与会参与

小林 麻理

早稲田大学大学院政治学研究科教授/
元会計検査院長

1994年 4月　富士短期大学経営学科助教授
2001年 3月　博士（商学）早稲田大学
2001年 4月　富士短期大学経営学科教授
2002年 4月　東京富士大学教授
2003年 4月　早稲田大学大学院公共経営研究科教授
2012年 4月　早稲田大学大学院政治学研究科教授
2013年 8月　会計検査院検査官
2018年12月　会計検査院長（2019年8月定年退官）
2019年 8月　早稲田大学大学院政治学研究科教授
2021年 1月　国際公会計基準審議会(IPSASB)ボードメンバー

塩谷 公朗

公益社団法人日本監査役協会会長/
三井物産株式会社常勤監査役

1984年 4月　三井物産株式会社入社
2012年 4月　同社セグメント経理部長
2013年 4月　同社フィナンシャルマネジメント第一部長
2015年 4月　同社執行役員経理部長
2019年 6月　同社常勤監査役
2023年11月　公益社団法人日本監査役協会会長

岳野 万里夫

日本証券業協会副会長

1979年 4月　大蔵省入省
1998年 7月　大蔵省主計局共済課長
2000年 7月　大蔵省主計局主計官（防衛係担当）
2001年 7月　金融庁監督局銀行第二課長
2003年 7月　金融庁監督局銀行第一課長
2005年 8月　金融庁総務企画局総務課長
2007年 9月　関東財務局証券取引所監理官 兼 金融庁総務企画局審議官（市場担当）
2010年 7月　金融庁証券取引等監視委員会事務局長
2013年 9月　住友商事株式会社顧問
2015年 7月　日本証券業協会専務理事
2017年 7月　日本証券業協会副会長・専務理事
2023年 7月　日本証券業協会副会長

長谷川 高顕

日本取引所自主規制法人常任理事

1990年 4月　東京証券取引所入所
2016年 4月　日本取引所自主規制法人上場管理部長
2017年 6月　証券取引等監視委員会
2019年 4月　株式会社東京証券取引所株式部長
2021年 4月　同社金融リテラシーサポート部長
2023年 4月　同社執行役員
2024年 4月　日本取引所自主規制法人常任理事

浜田　康

公認会計士／
前証券取引等監視委員会委員

1979年 3月　公認会計士登録
～2007年 6月　みすず監査法人(旧中央青山監査法人)代表社員、理事
2007年 7月　現有限責任あずさ監査法人代表社員、理事
2015年 4月　青山学院大学会計プロフェッション研究科特任教授
2016年12月　証券取引等監視委員会委員

宮園 雅敬

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長

1976年 4月　農林中央金庫入庫
2011年 6月　同代表理事副理事長 兼 経営管理委員
2019年 4月　企業年金連合会理事長
2020年 4月　年金積立金管理運用独立行政法人理事長

第４部
自主規制レポート資料編

※第4部自主規制レポート資料編では監査業界の概観をつかむための情報や当協会自主規制の沿革等について簡潔にとりまとめ、掲載しています。
なお、年度表記となっているものは特に断りがない限り4月から翌年3月までの1年間を指します。

1 監査業界の概観

(1)監査事務所の状況

監査を実施している監査事務所数

当協会では自主規制の取組を行う中で、監査事務所の規模に基づき大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の3つに分類して監査の実施状況等を把握しています。当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により把握した、監査を実施する事務所数は次の表のとおりです。

(単位：事務所)

規模区分	2022年度	2023年度
大手監査法人	4 (0.2%)	4 (0.2%)
準大手監査法人	5 (0.2%)	4 (0.2%)
中小監査事務所	2,347 (99.6%)	2,386 (99.7%)
中小監査法人	245 (10.4%)	254 (10.6%)
共同事務所(注2)	51 (2.2%)	49 (2.0%)
個人事務所	2,051 (87.1%)	2,083 (87.0%)
合計	2,356 (100.0%)	2,394 (100.0%)

(注) 1.当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書に記載されている監査事務所を各年度(決算日：4月1日～翌年3月31日)に集計。
2.複数の公認会計士が共同の事務所を有し、共同事務所において監査業務を行っている、公認会計士共同事務所数を集計。

公認会計士数と監査法人所属数

公認会計士は当協会に備えられている名簿に登録を受けることが義務付けられており、2024年度末現在の当協会の会員数は、公認会計士36,669人、監査法人294事務所となっています。

公認会計士登録者数は年々増加していますが、監査法人所属者数は横ばいであるため、登録者数に占める監査法人所属者数の割合は低下傾向にあります。

(単位：人)

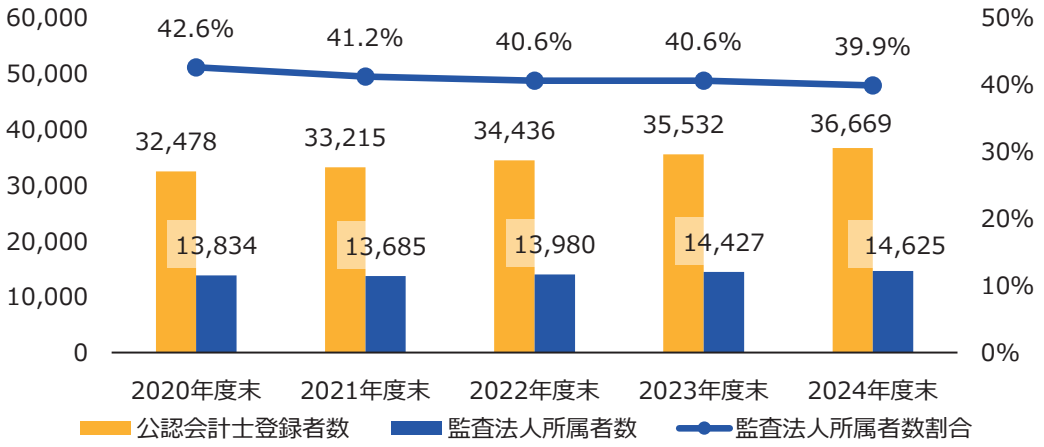

(注)当協会の会員登録情報から作成。

大手監査法人所属者割合

監査法人所属者のうち2024年度末時点の大手監査法人所属者は71%を占めていますが、5年前の2020年度末時点の比率と比較すると低下傾向にあります。

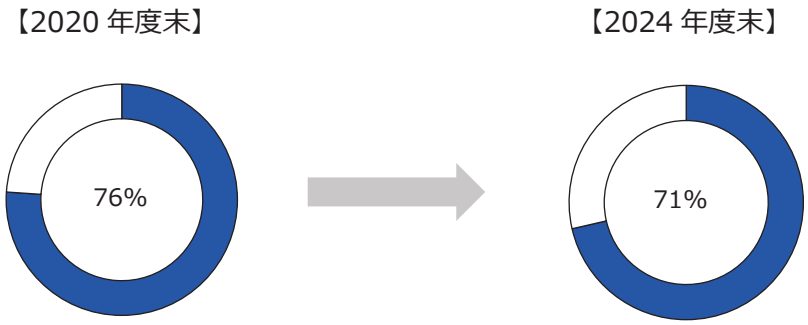

(注)当協会の会員登録情報から作成。

2024年度末における地域会別所属数

当協会には16の地域会があり、そのうち会員数が最も多いのは、会員の過半数が所属する東京会です。

地域会	公認会計士(注2) (人)	監査法人 (事務所)	合計 (人・事務所)	構成比
北海道	417	6	423	1%
東北	462	4	466	1%
埼玉	915	0	915	2%
千葉	887	1	888	2%
東京	21,700	185	21,885	59%
神奈川県	1,806	3	1,809	5%
東海	2,357	16	2,373	6%
北陸	319	1	320	1%
京滋	770	9	779	2%
近畿	4,096	43	4,139	11%
兵庫	909	2	911	2%
中国	510	5	515	1%
四国	253	6	259	1%
北部九州	929	9	938	3%
南九州	237	3	240	1%
沖縄	102	1	103	0%
合計	36,669	294	36,963	100%

(注) 1.当協会の「会員数等調」(2025年3月31日現在)から作成。
2.共同事務所数は公認会計士数に含めており、外国公認会計士の人数は含んでいない。

(2)登録上場会社等監査人の構成員の状況

登録上場会社等監査人の法人規模別事務所数

2024年度末時点において、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所(以下、登録上場会社等監査人という。)を法人規模別に集計すると次の表のとおりとなります。

（単位：事務所）

規模区分	登録上場会社等監査人
大手監査法人	4
準大手監査法人	4
中小監査事務所	115
合計	123

(注)当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2025年3月31日時点）から作成。

登録上場会社等監査人の平均所属人数と構成員の比率

登録上場会社等監査人の所属人数を監査事務所の規模別で平均すると、人数は大手監査法人が最も多いですが、人数の比率では、監査事務所の規模が小さいほど社員の比率が大きくなります。

(単位：人)

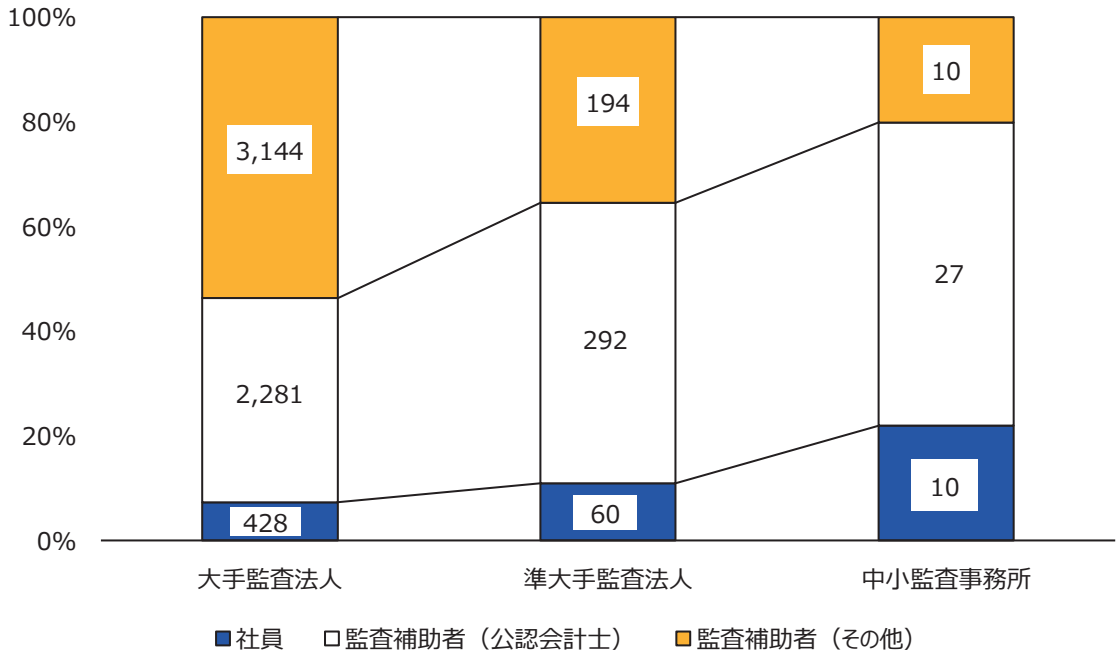

(注) 1.当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2025年3月31日時点)から作成。
2.監査補助者(その他)は、公認会計士以外の公認会計士試験合格者のほか、米国公認会計士やITの専門家等を指す。(以下同じ。)
3.社員の人数には特定社員を含まず、監査補助者(公認会計士)、監査補助者(その他)の人数には非常勤職員を含む。

登録上場会社等監査人における非常勤職員の比率

登録上場会社等監査人における非常勤職員の比率を監査事務所の規模別で比較すると、監査事務所の規模が小さいほど非常勤比率が高くなり、特に監査補助者(公認会計士)において大きな差が見られます。

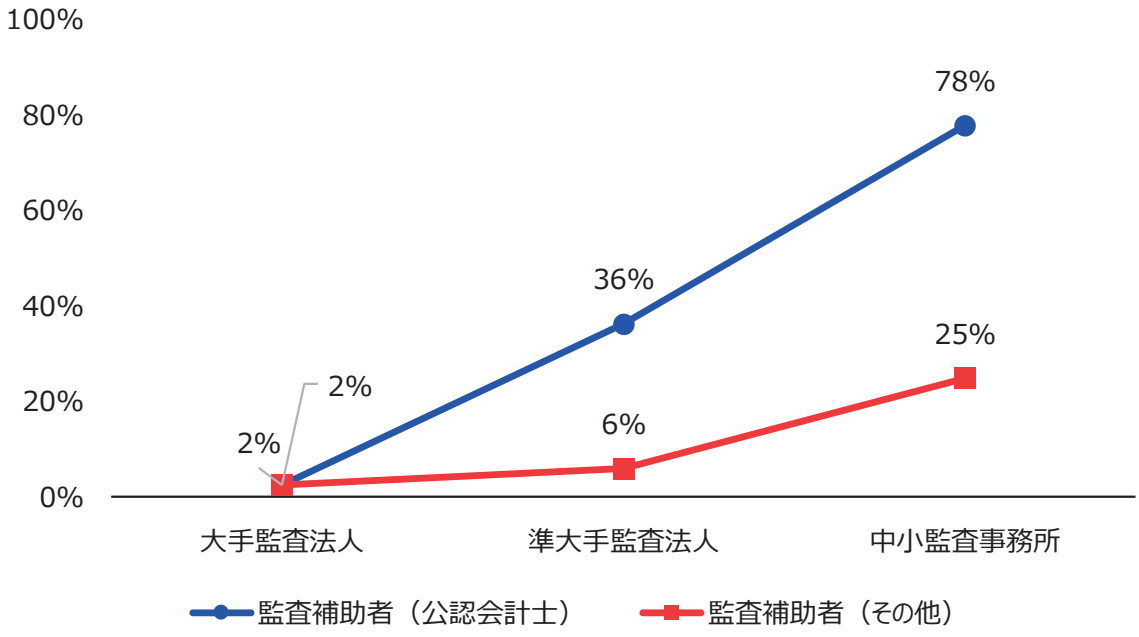

(注)当協会の「登録上場会社等監査人情報」(2025年3月31日時点)から作成。

(3)監査の実施状況

当協会における監査実施状況の把握

当協会は、会員をはじめとする利害関係者の意思決定の参考に資するため、監査に関与する者の人数、監査時間、監査報酬額を統計資料として取りまとめ、「監査実施状況調査」として公表しています。

なお、本調査において1社当たりの人数や時間の平均等を示していますが、各監査業務は被監査会社等の業種・業態・規模をはじめとした様々な要因により異なるものであり、一律に指標を示すものではないことに留意する必要があります。

本調査は、2024年10月31日までに当協会に提出された2023年4月期から2024年3月期までの1年間に係る監査概要書(写し)及び監査実施報告書(会社法監査、信金・信組・労金監査、学校法人監査、特定目的会社監査、投資事業有限責任組合監査、独立行政法人監査、地方独立行政法人監査、国立大学法人等監査、公益法人等監査、社会福祉法人監査、医療法人監査、農業協同組合等監査、施設型給付費を受ける教育・保育施設等監査、地方公共団体包括外部監査)により、集計したものです。

以降「(3)監査の実施状況」及び「(4)金融商品取引法監査の実施状況」において、監査実施状況調査(2023年度)を基に取りまとめた図表を掲載します。

【監査実施状況調査(2023年度)】
URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20241220ihj.html

監査区分ごとの被監査対象数と監査事務所数の状況(実施状況調査対象全体)

実施状況調査対象となる監査の被監査対象数は監査区分によって大きな差があり、最大となる会社法監査で6,000社超となっています。

なお、一つの監査事務所が複数の被監査対象の業務を受嘱することが多いため、監査区分ごとの監査事務所数と被監査対象数は必ずしも相関しません。

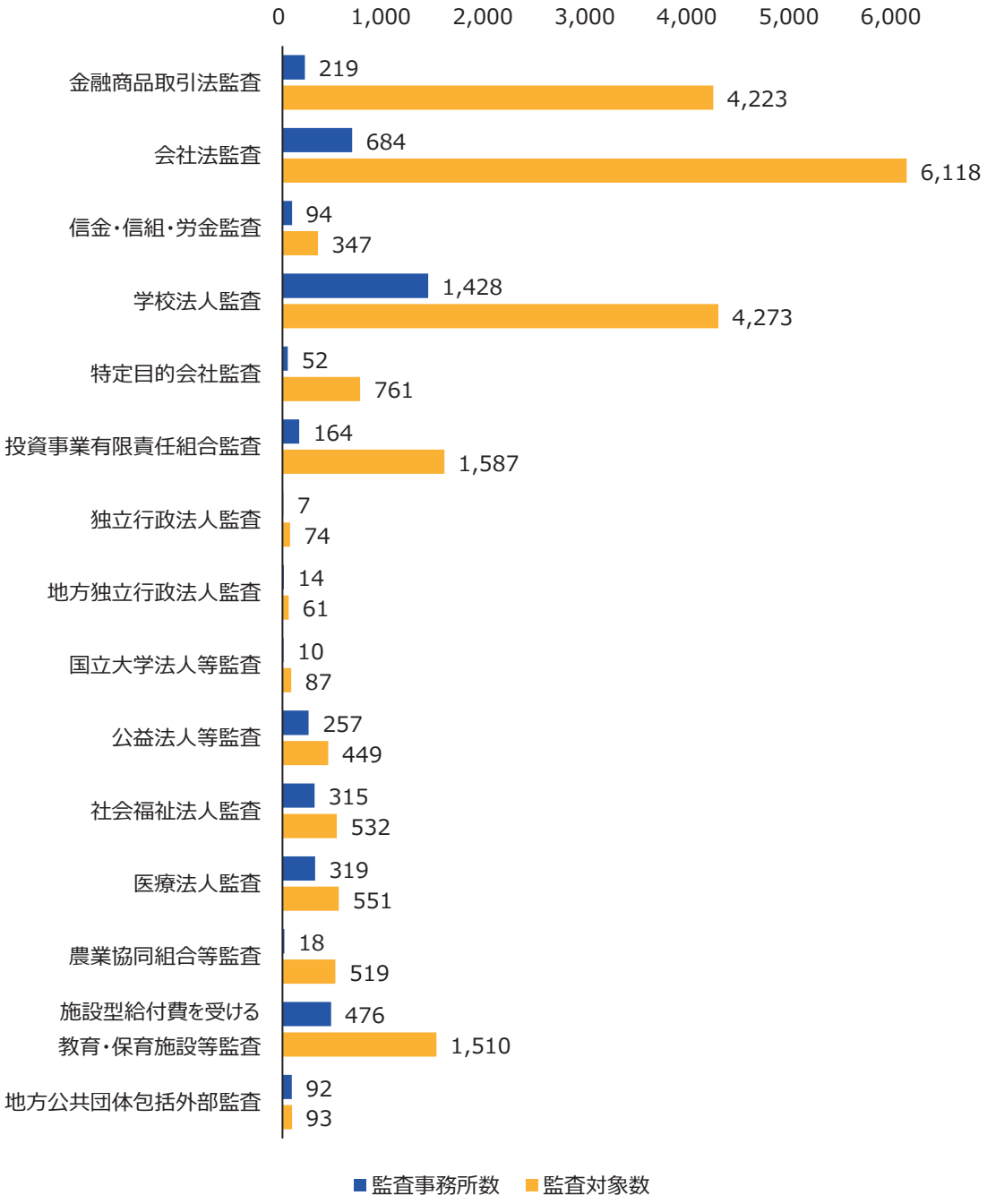

(注)本レポートにおいて金融商品取引法監査全体の傾向を示すため、当協会作成の「監査実施状況調査」での分類とは異なる監査区分で表示している。金商法監査(個別のみ)、金商法監査(連結あり)の内訳は「監査実施状況調査(2023年度)」を参照のこと。

直近5年間の監査報酬額、監査時間、時間当たり単価の推移表(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる監査業務の直近5年間の推移は以下の表のとおりです。

年度(注)	被監査対象数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)	時間当たり平均 単価(円/時間)
2019	19,909	2,968	24,646	12,041
2020	20,399	3,079	25,578	12,037
2021	20,765	3,176	26,058	12,188
2022	20,923	3,304	27,193	12,152
2023	21,185	3,462	28,153	12,296

(注)当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により、各年4月1日から翌3月31日に決算日が到来する被監査対象の情報を各年度に集計。(以下「(3)監査の実施状況」において同じ。)

直近5年間の被監査対象数の推移(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる監査の被監査対象数は直近5年間で増加傾向にあります。

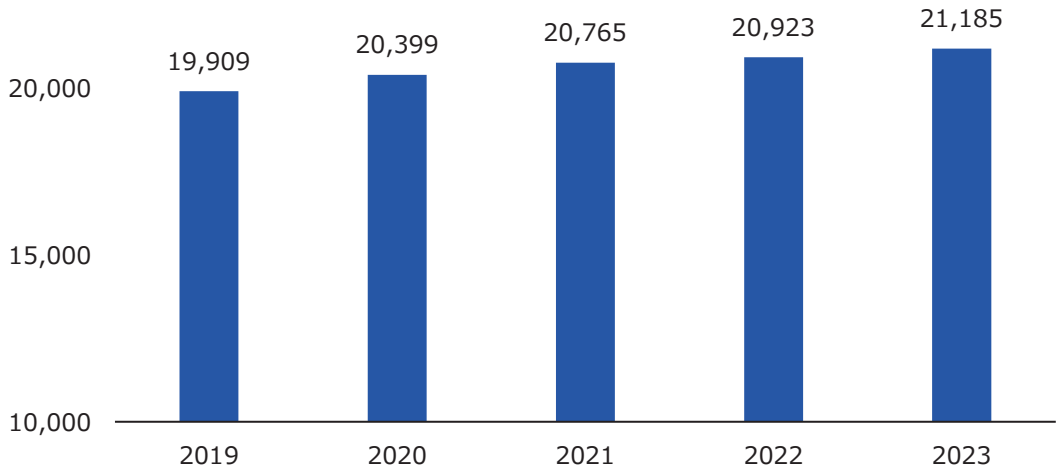

直近5年間の監査報酬額、監査時間の推移(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる被監査対象において直近5年間の監査報酬額及び監査時間はいずれも増加しています。

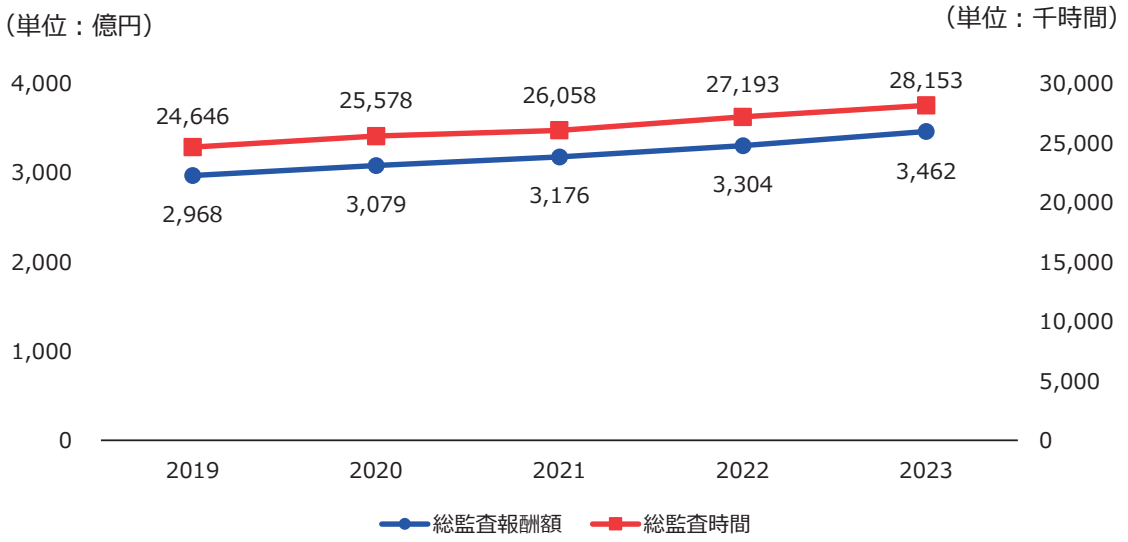

直近5年間の時間当たり平均単価の推移(実施状況調査対象全体)

実施状況調査の対象となる被監査対象において、監査時間当たりの平均単価は年度によって多少上下はあるものの、直近5年間においてゆるやかな上昇基調にあります。

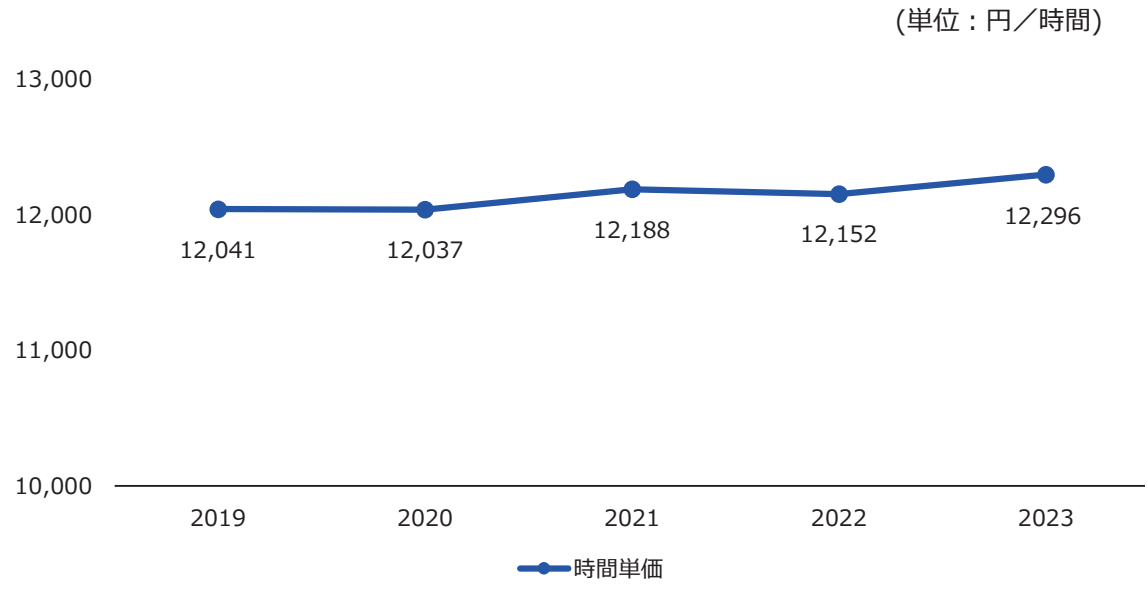

(4)金融商品取引法監査の実施状況

金融商品取引法監査の直近5年間の推移も、被監査会社数、総監査報酬額、総監査時間は年々上昇しています。また、監査時間当たりの平均単価が年度によって多少上下はあるものの、直近5年間においてゆるやかな上昇基調にあることも実施状況調査対象全体の傾向と同様です。

直近5年間の監査報酬額、監査時間、時間当たり単価の推移表(金融商品取引法監査)

年度(注)	被監査会社数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)	時間当たり平均 単価(円/時間)
2019	4,024	1,880	15,806	11,893
2020	4,125	1,943	16,442	11,819
2021	4,168	2,003	16,789	11,931
2022	4,201	2,077	17,489	11,875
2023	4,223	2,166	18,002	12,033

(注)当協会に提出された監査概要書(写)及び監査実施報告書により、各年4月1日から翌3月31日に決算日が到来する被監査会社の情報を各年度に集計。(以下「(4)金融商品取引法監査の実施状況」において同じ。)

直近5年間の被監査対象数の推移(金融商品取引法監査)

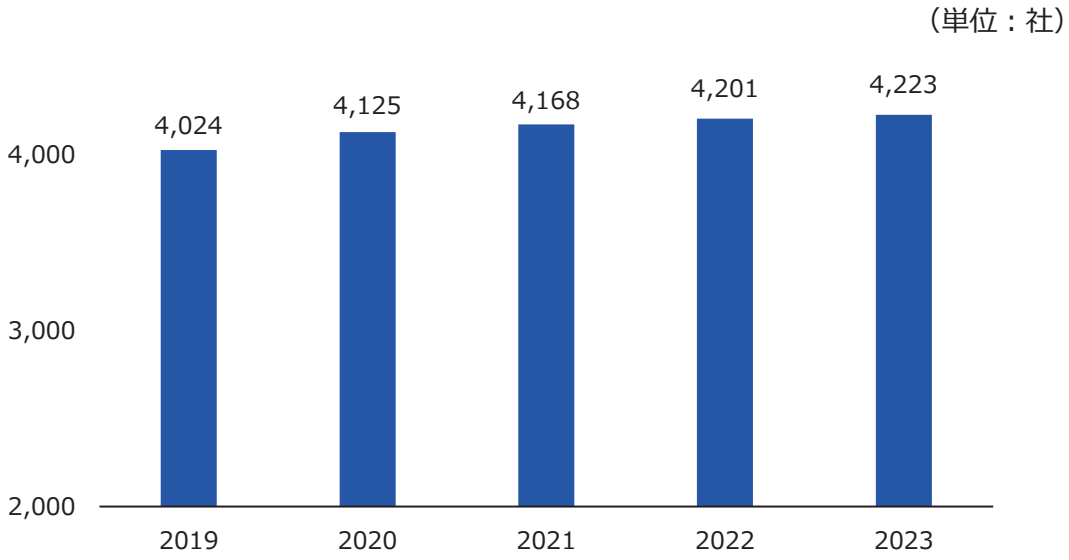

直近5年間の総監査報酬額、総監査時間の推移(金融商品取引法監査)

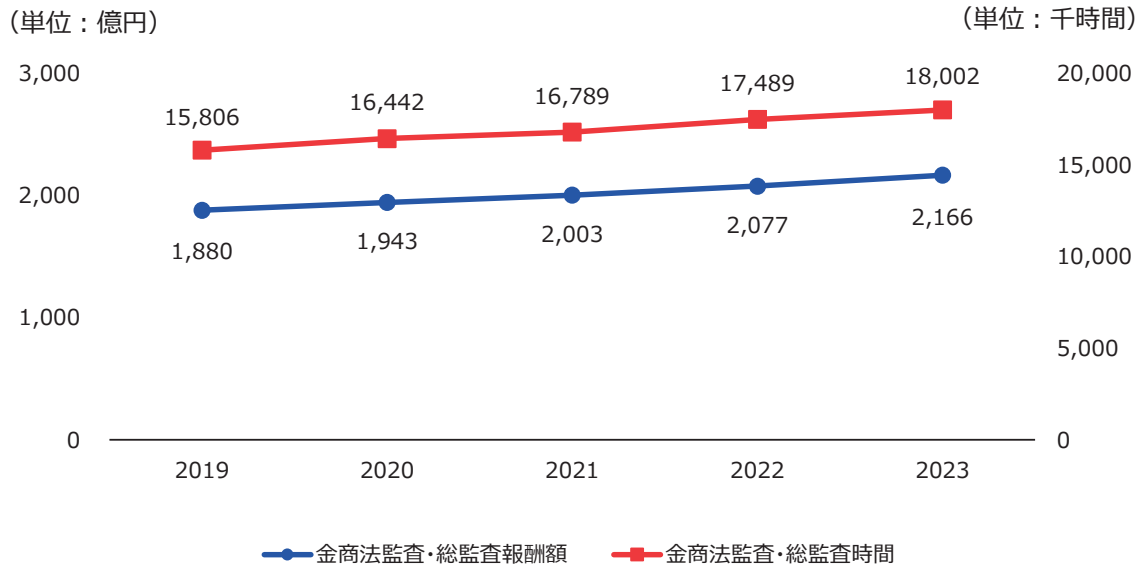

直近5年間の平均単価の推移(金融商品取引法監査)

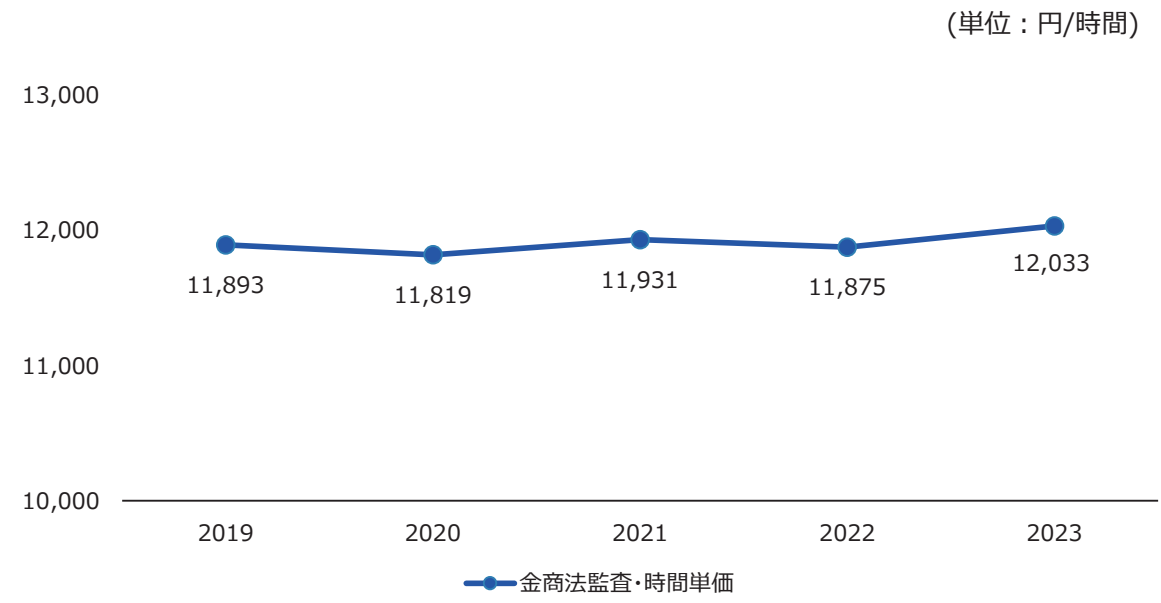

金融商品取引法監査に従事する監査事務所規模別の内訳(2023年度)

金融商品取引法監査に従事する219の監査事務所を規模区分ごとに集計すると、被監査会社数、監査報酬額、監査時間の内訳は次の表のとおりとなります。

監査事務所 規模区分	法人・ 事務所数	被監査会社数	総監査報酬額 (億円)	総監査時間 (千時間)
大手監査法人	4	2,478	1,702	13,723
準大手監査法人	4	626	198	1,760
中小監査事務所	211	1,119	265	2,519
合計	219	4,223	2,165	18,002

金融商品取引法監査の法人規模別シェアの状況(2023年度)

大手監査法人4法人が占める被監査会社数の割合は金融商品取引法監査全体の約60%ですが、報酬額及び時間数に占める割合で見ると約80%まで上昇します。

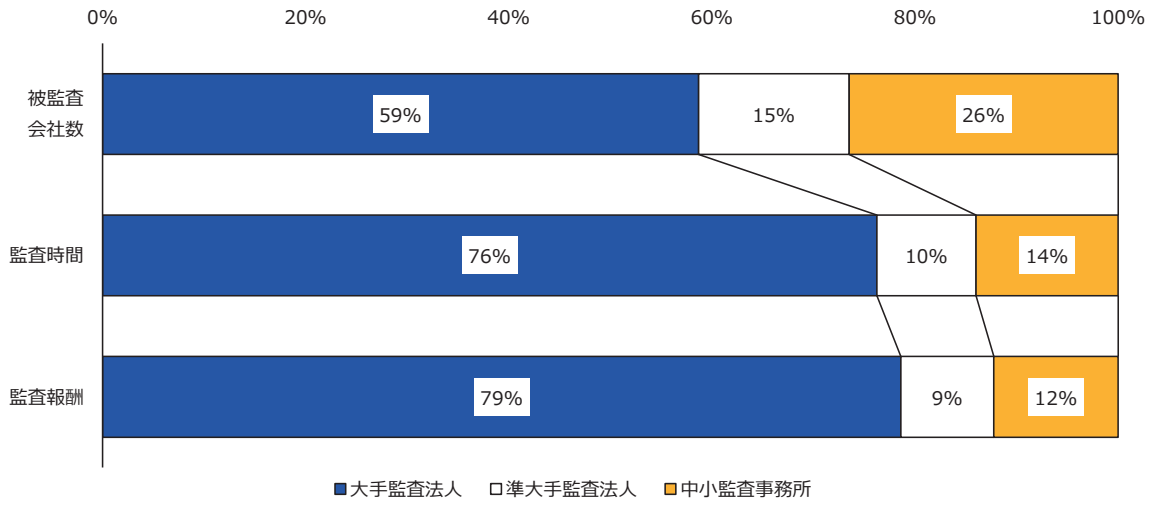

金融商品取引法監査の直近5年間の1社あたり平均時間数と構成員別時間数の推移

金融商品取引法監査における被監査会社1社あたり平均時間数の推移は次のグラフのとおりです。

構成員別の内訳において監査補助者(その他)の時間数が年々増加しており、2023年度には監査補助者(公認会計士)の時間数を上回りました。

(単位：時間)

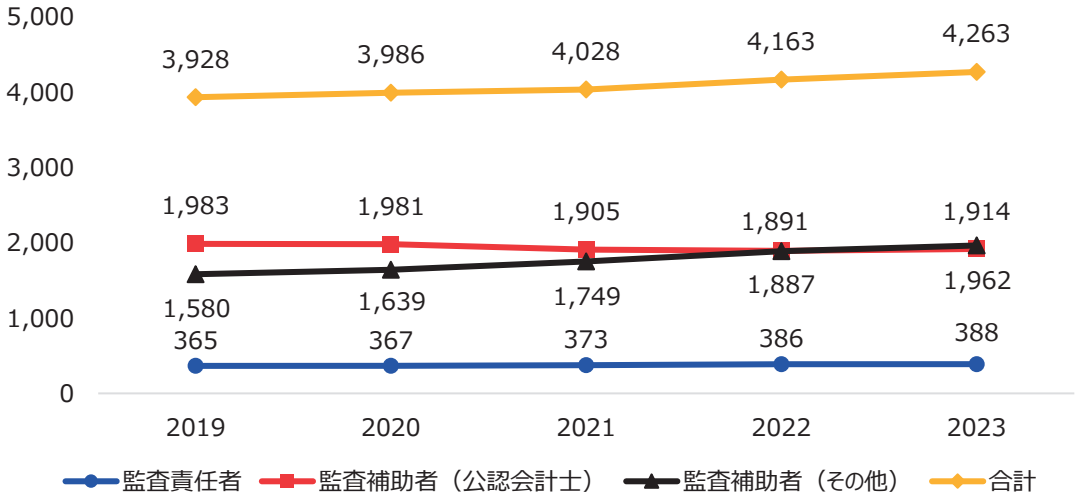

(5)金融商品取引法監査の会計監査人異動の状況

会計監査人の異動件数

当協会では会計監査の実施状況を把握するため、会計監査人の異動の状況について継続的にモニタリングしています。

各年の4月1日～翌3月31日の間に提出された臨時報告書(注1)の記載から、当協会が把握した2024年度の会計監査人の異動は161件(2023年度277件)(注2)となりました。

なお、2024年度の異動数161件は監査法人の合併による異動を除いた2023年度の異動数190件と比較して減少しています。

(注) 1. 金融商品取引法監査の監査対象となる被監査会社は同法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定により、臨時報告書において会計監査人の異動理由を開示することとされている。
2. 臨時報告書において後任監査人が決定された旨公表された件数を1件として集計(後任監査人決定までの間に監査人の辞退や一時監査人の選任等で複数回の臨時報告書が提出された場合は集約して1件としている。)。
3. 2024年度は監査法人の合併による異動は確認されなかった。

監査事務所の規模別の会計監査人異動状況

2024年度の161件の会計監査人の異動のうち、大手監査法人が前任監査人であった件数は84件であり、このうち中小監査事務所への異動が48件と過半数を占めています。

(単位：件)

		後任監査人			
		大手監査法人	準大手監査法人	中小監査事務所	合計
前任監査人	大手監査法人	14	22	48	84
	準大手監査法人	4	1	11	16
	中小監査事務所	5	3	53	61
	合計	23	26	112	161

会計監査人の主な異動理由

2024年度における会計監査人の主な異動理由を当協会にて集計したところ、「監査報酬」を理由とした異動が72件と最も多く、監査報酬の増額傾向を背景に監査対応と監査報酬の相当性を踏まえて新たな監査人を選任するケースが多数見られました。このほか「継続監査年数の長期化」を理由とするものが55件、監査品質を維持するための人員確保が困難であるなどの理由から監査人側が監査契約更新を辞退する等の「監査人の辞退」29件が続く結果となりました。(注)

なお、「その他」の類型においては、継続監査年数に関わらず、任期満了を契機に新たな視点での監査が期待できることをもって監査人異動を検討したケースが多く見られました。

(注)会計監査人の異動に関する臨時報告書に記載された「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」から、監査人異動を検討する端緒となった理由を当協会にて集計。なお、複数の理由が開示されている場合には、重複して集計しているため、会計監査人の異動件数161件と当該異動理由の件数の合計は一致しない。

(単位：件)

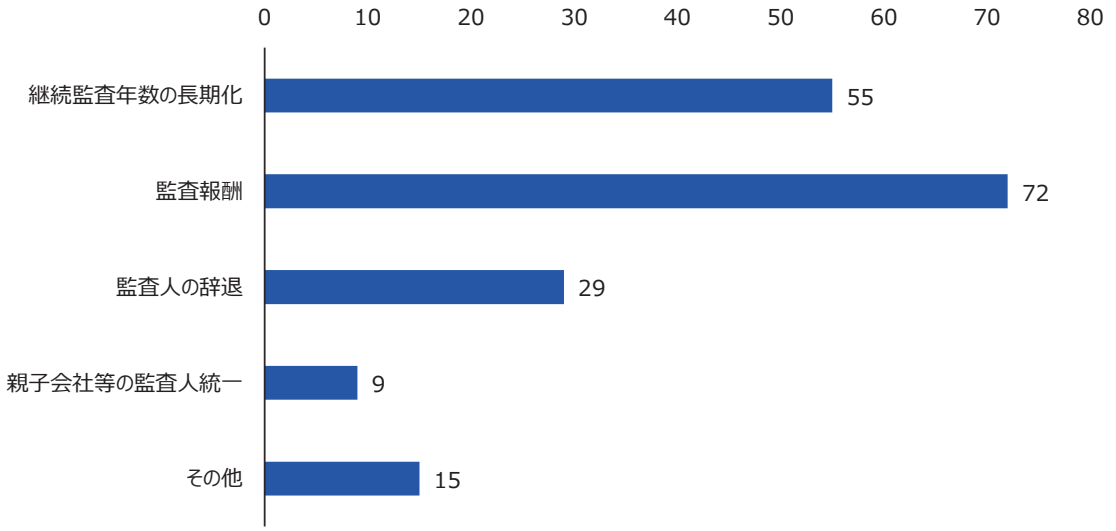

(6)金融商品取引法監査の監査意見の状況

監査意見の種類

会計監査人は、被監査会社の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、会社の財務状況を適正に表示していると認められるか判断し、監査意見を表明します。

監査意見の種類は次の表のとおりです。

意見の種類		内容
無限定適正意見		経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときに表明する。
意見に関する除外	限定付適正意見	経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときに表明する。
	不適正意見	経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合に表明する。
監査範囲の制約	限定付適正意見	重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときに表明する。
	意見不表明	重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、財務諸表に対する意見を表明しない。

除外事項付意見が付された会社の状況

2022年度から2024年度の各年度に提出された有価証券報告書等のうち、意見不表明となっている監査報告書、又は限定付適正意見が表明された監査報告書を提出した会社数(注)は次のグラフのとおりです。

なお、当該期間において不適正意見の表明は確認されませんでした。

(単位：社)

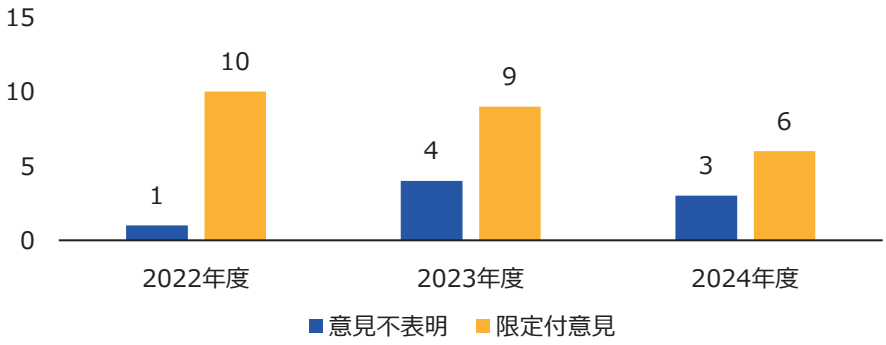

(注)各年度に提出された有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書に添付された監査報告書の監査日付を基準に、意見不表明、限定付適正意見の表明それぞれに該当した会社数を各年度に集計。

(7)金融商品取引法監査の四半期レビューの状況

上場会社における四半期連結財務諸表に対する期中レビューの実施状況

2023年の金融商品取引法改正により、法令上の四半期報告書(第1・第3四半期)が廃止(注1)され、上場会社の四半期開示制度は証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」されることとなり、四半期決算におけるレビューが、会計不正等の理由から取引所規則により提出が義務付けられる場合を除いて原則任意とされました。

当協会において、改正金融商品取引法の施行後、初回の提出となる四半期決算短信への期中レビュー報告書の添付状況を集計したところ、義務・任意の別を問わず期中レビューを実施した会社の割合は約25%となりました。(注2)

(注) 1.第2四半期報告書は、半期報告書として法律上の開示義務が残り、これまでの第2四半期報告書と同程度の記載内容と会計監査人のレビューが求められている。
2.2025年3月31日までに提出されている四半期決算短信を対象に集計。

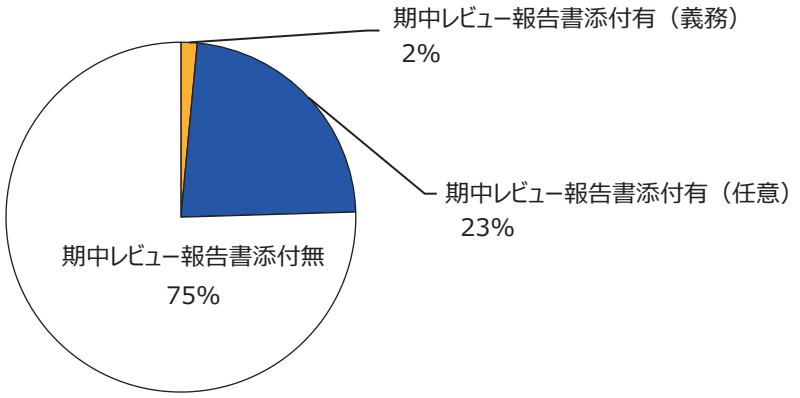

2 自主規制の取組に関する資料

(1)各制度の沿革

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会(注2)
1979年	**【個別事案審査制度】** 監査業務の適正な運用発展を図るため、「監査業務審査会」を設置(個別事案審査の枠外での設置。懲戒処分は理事会において決議されていた。)	
1995年	**【個別事案審査制度】** ・会員及び準会員の綱紀を保持粛正し、正確かつ衡平な処分を行うことを職務とする「綱紀委員会」を新設(執行内の組織) ・会員及び準会員の権利を保障し、事案の公正な認定を担保するため、「不服審査会」を新設	
1999年	**【品質管理レビュー制度】** ・自主規制の一環として品質管理レビューを開始(レビューアー6人/大手監査法人を対象としたフル・レビュー(注1)を実施) ・品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする **【個別事案審査制度】** ・品質管理レビューの開始に伴い、監査業務審査会の職務から品質管理委員会の所掌事項が除かれる	
2001年	**【品質管理レビュー制度】** ・上場会社を監査している監査事務所を対象としたフル・レビュー(注1)を開始 **【個別事案審査制度】** ・監査業務審査会が個別事案審査制度の組織へと位置付けが変更される ・当協会の監査業務の審査の適切な運営に資するため、「監査業務モニター会議」を新設	
2004年	**【品質管理レビュー制度】** ・公認会計士法(第46条の9の2)の改正に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置	・公認会計士法(第46条の9の2)の改正によって、同法に基づく制度として位置付けられる
2005年	**【品質管理レビュー制度】** ・品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・フル・レビュー(注1)の対象を公認会計士法上の大会社等を監査する監査事務所に拡大(レビューアーを9人から20人に増員) **【個別事案審査制度】** ・事案処理の外観的独立性、透明性・客観性確保のため、執行外の機関として「綱紀審査会」を新設(処分相当性に関する調査を綱紀審査会の調査部会で実施) ・懲戒処分を実施した際の公表制度を新設	
2007年	**【品質管理レビュー制度】** ・上場会社を監査している監査事務所を対象としたフォローアップ・レビューを開始(レビューアーを20人から29人に増員)	

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会(注2)
2007年	**【上場会社等監査人登録制度】** ・上場会社監査事務所登録制度を自主規制として導入	
2011年	**【品質管理レビュー制度】** ・信用金庫、信用協同組合、労働金庫を監査している監査事務所を対象とした品質管理レビューを開始 ・新たに品質管理委員会に外部委員を置く	
2012年	**【個別事案審査制度】** 事案処理の迅速化・効率化、客観性と公正性を確保するため、綱紀審査会が担っていた処分相当性の判断を行う「規律調査会」を新設(執行内の組織)	
2015年	**【品質管理レビュー制度】** ・品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・品質管理レビューの結果に基づく措置制度を新設 ・機動レビュー及び特別レビューの新設 **【上場会社等監査人登録制度】** ・上場会社監査事務所登録制度の一部改正(登録事務所名簿からの抹消と再登録の制限並びに制限の解除に関する制度の導入及び準登録事務所名簿への登録に関する申請・審査に関する事項の見直し)	
2016年	**【品質管理レビュー制度】** ・品質管理レビューを安定的に実施するためレビューアーを30人から40人に増員	・公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上公表 ・大手監査法人について、検査で重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査の次事務年度においてフォローアップ検査を開始 ・モニタリングレポート作成・公表開始
2017年		・監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)事務局東京設置
2019年	**【品質管理レビュー制度】** ・会則一部変更による品質管理レビュー制度の改正 (自主規制の機能向上に係る制度変更：通常レビューの実施頻度の柔軟化、特別レビューの実施要件の緩和、通常レビューの結果の見直し、品質管理レビュー制度上の措置の適正化、改善措置の状況の確認方法の見直し等) **【品質管理レビュー制度/個別事案審査制度】** ・審査の専門性向上及び判断の衡平性確保を図る観点から、不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会を一本化し、「適正手続等審査会」を設置 ・当協会全体の自主規制制度の運営状況を外部の目で評価し、それを踏まえた大局的な視点から助言等を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置(監査業務モニター会議及び品質管理審議会は、発展的に解消) **【上場会社等監査人登録制度】** ・会則一部変更による上場会社監査事務所登録制度の改正 (自主規制の機能向上に係る制度変更：上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイトモニタリング機能の強化、上場会社監査事務所に対する不備事項の開示の拡充、上場会社監査事務所登録制度上の措置の確定時期・効力発生時期の明確化等)	

	日本公認会計士協会	(参考) 公認会計士・監査審査会(注2)
2019年	**【個別事案審査制度】** ・事案処理の更なる迅速化を目的として、監査業務審査会と規律調査会を統合し、「監査・規律審査会」を設置	
2020年		・大手監査法人へのフォローアップ検査における個別監査業務の検証の原則不実施・デジタル技術を活用した検査の導入
2022年	**【個別事案審査制度】** ・公認会計士法の改正による登録抹消事由の追加(一定の期間にわたり継続的専門研修を受けていないこと、又は2年以上継続して所在不明)に伴い、事由該当者は登録抹消となり、個別事案審査制度の審査対象から除外	
2023年	**【品質管理レビュー制度】** ・上場会社等監査人登録制度を踏まえ、「登録の審査のためのレビュー」の新設 ・適格性の確認のために品質管理レビューを利用 ・品質管理レビューの性格を「指導及び監督(監督上の措置)」に変更 ・上場会社等監査人登録制度への移行に伴い、適正手続等審査会の職務から品質管理レビューに関する事項が削除される。(登録拒否等の処分に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき国に審査請求を行うこととなった。) **【上場会社等監査人登録制度】** ・2022年公認会計士法の改正を踏まえ、同法の制度として、上場会社等監査人登録制度を開始	
2024年	**【個別事案審査制度】** ・特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、監査・規律審査会における綱紀審査会への処分提案機能を各所管部門に移管 ・懲戒処分実施時の公表要件を拡充(より高い規律付けが求められる登録上場会社等監査人が懲戒処分を受けた場合、その旨を公表)	

(注) 1.フル・レビューとは、現在の「通常レビュー」と同様のレビュー。
2.公認会計士・監査審査会作成の「公認会計士・監査審査会の活動状況」及び「監査事務所等モニタリング基本方針」に基づき協会作成。

(2)自主規制の取組に関する主な用語

品質管理レビュー	公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査事務所が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。)を含む監査の品質管理システム(以下単に「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況について、当協会が確認する制度。 品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの3種類。
品質リスク	①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク。
通常レビュー	会則に基づき、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
特別レビュー	会則に基づき、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
登録の審査のための レビュー	会則に基づき、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする監査事務所(以下「登録申請者」という。)及び上場会社等監査人名簿への登録を受けた後に、通常レビューの対象となる監査業務を受嘱していない監査事務所に対して、当該監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為。
改善状況の確認	品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、原則として翌年度に書面(改善状況報告書)による改善状況の報告を求めるが、改善が認められないと判断した場合等に改善措置の状況を確認するための行為。
適格性の確認	公認会計士法第34条の34の14に基づき、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかについて確認すること。
上場会社等	公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号)第29条の2の「上場会社等」(注1)をいう。
通常レビュー対象 監査事務所	品質管理委員会運営細則第3条に定める公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所。(注2)
登録上場会社等監査人	公認会計士法第34条の34の8第1項の「登録上場会社等監査人」をいい、上場会社等監査人名簿に登録を受けている監査事務所を指す。本冊子では経過期間終了後の「みなし登録上場会社等監査人」を含む。
品質管理レビュー報告書	監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関する品質管理レビューの実施結果を記載した書類。
改善勧告書	品質管理レビューにおいて改善が必要な事項が見受けられる監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載した書類。
改善勧告事項	監査事務所の品質管理システム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念があると認められた事項。
改善計画書	品質管理レビュー報告書等の受領後、改善勧告書において指摘された重要な不備事項及び極めて重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施した又は実施を計画する改善措置について、監査事務所が作成する書類。

個別事案審査制度	監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成される。 監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、また、処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的とし、綱紀審査制度は、会長から審査要請を受けた処分懸念事案に係る懲戒処分について審査することを目的とする。
勧告書	・監査・規律審査会における審査の結果、綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程等において不備が認められることから、会長名で発出される文書。 ・綱紀審査会において、審査の結果、懲戒処分に相当しないと判断された場合にも、同様に発出される。 ・上記いずれの場合においても、勧告書の中に勧告事項が記載される。
勧告事項	監査・規律審査会又は綱紀審査会の審査において、改善を要すると判断した事項。
特定事案	会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反の事案の総称。 従来、監査・規律審査会で行っていた綱紀審査会への処分提案機能を、懲戒処分の適時性及び早期の懲戒処分を行うことによる有効性を確保するため、2024年7月の会則改正により各所管部門に移管した。
大手監査法人	おおむね100社以上の上場会社を被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000名以上の監査法人。 本冊子では、有限責任 あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人を指す。
準大手監査法人	大手監査法人に準ずる規模の監査法人。 本冊子では仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人の4法人を指す。
中小監査事務所	大手監査法人及び準大手監査法人を除く、監査法人及び監査業務に従事する公認会計士。

(注) 1.金融庁企画市場局企業開示課課長補佐　鳥屋尾大介・金融庁企画市場局企業開示課係長　尾崎祐二,令和4年公認会計士法改正に伴う政令・内閣府令の改正,会計監査ジャーナル,2023年,№813 2023年4月号,p8-16内において解説。
URL：https://jicpa.or.jp/specialized_field/0-54-0-0-20230426_2304_kaikeishihou.pdf
2.品質管理レビュー制度等の解説,2023年7月20日,p.12-13
URL：https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/5-30-0-2e-20230731.pdf

＊法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

CPD

教材コード　Q030012

研修コード　3101

履修単位　3単位

<申告方法>

電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPD指定記事専用)で申告してください。なお、複数の媒体に掲載していますが単位申告は1度のみ、申告方法はいずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

電子申告で単位登録を行う際は、「電子申告」「自己学習：CPD指定記事」で掲載媒体は、「自主規制レポート」を、掲載号は「自主規制レポート 2025年6月発行」を選択し、申告してください。

FAX：03-6867-0984

<単位の上限>

1事業年度に履修し申告できるCPD指定記事の単位の上限は40単位です(ただし、CPD指定記事を含む自己学習全体で40単位が上限です。)。

<問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会

(単位に関する問合せ)

問合せ窓口　cpd_support@sec.jicpa.or.jp

(内容に関する問合せ)

自主規制本部　リスクモニタリンググループ

riskmgmt@sec.jicpa.or.jp

日本公認会計士協会